

令和元年第3回鬼北町議会定例会

令和元年9月18日（水曜日）

○議事日程

令和元年9月18日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第41号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第42号 鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第43号 鬼北町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第44号 工事請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟）の締結について
- 日程第10 議案第45号 鬼北町道路線の廃止について
- 日程第11 議案第46号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第12 認定第1号 平成30年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成30年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成30年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成30年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成30年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成30年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成30年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計

決算の認定について

- 日程第 19 認定第 8 号 平成 30 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 20 認定第 9 号 平成 30 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 21 認定第 10 号 平成 30 年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定について
- 日程第 22 認定第 11 号 平成 30 年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 認定第 12 号 平成 30 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 47 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 48 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 49 号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 50 号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 28 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 29 議員の派遣について
- 日程第 30 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 31 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 41 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 42 号 鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 43 号 鬼北町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 44 号 工事請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事 A 棟）  
の締結について
- 日程第 10 議案第 45 号 鬼北町道路線の廃止について
- 日程第 11 議案第 46 号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第 12 認定第 1 号 平成 30 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 13 認定第 2 号 平成 30 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定につい  
て
- 日程第 14 認定第 3 号 平成 30 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決  
算の認定について
- 日程第 15 認定第 4 号 平成 30 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定に  
いて
- 日程第 16 認定第 5 号 平成 30 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の  
認定について
- 日程第 17 認定第 6 号 平成 30 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認  
定について
- 日程第 18 認定第 7 号 平成 30 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 19 認定第 8 号 平成 30 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定につい  
て
- 日程第 20 認定第 9 号 平成 30 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 21 認定第 10 号 平成 30 年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算  
の認定について
- 日程第 22 認定第 11 号 平成 30 年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 認定第 12 号 平成 30 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 47 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 48 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1  
号）について
- 日程第 26 議案第 49 号 令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 27 議案第 50 号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）につ  
いて

- 日程第 2 8 諮 問 第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 議員の派遣について
- 日程第 3 0 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 1 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 高 橋 聖 子	2 番 中 山 定 則
3 番 末 廣 啓	4 番 山 本 博 士
5 番 赤 松 俊 二	6 番 松 下 純 次
7 番 芝 照 雄	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 山 崎 保	1 2 番 渡 邊 眞 次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 谷 口 浩 司 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
総務財政課長 佐 竹 誠	企画振興課長 二 宮 浩
町民生活課長 古 谷 忠 志	保健介護課長 芝 達 雄
環境保全課長 高 田 達 也	日吉支所長 那 須 周 造
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	会 計 管 理 者 清 家 健 二
教 育 長 筒 井 亀	教 育 課 長 渡 邊 甫
農業委員会会長 川 平 定 計	農業委員会事務局長 松 本 秀 治
代表監査委員 上 甲 康 夫	

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和元年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和元年第3回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

鬼北町におきましては、7月から8月にかけて連日35度を超える猛暑日が続いておりましたが、9月に入りましてからは、気温も少し下がりまして、朝夕は随分と涼しくなりまして、秋の気配を感じるようになった今日このごろであります。

ただ、お盆明けからの天候不順は、米作農家にとりましては、刈り取る時期の判断を迷わせ、困惑させる状況が続いており、早期米においては、いまだに刈り取れない状況の田んぼも見受けられ、収穫量の減少や多くの被害が発生をいたしております。被害を受けられております方々に対し、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、今年の夏も各地域でさまざまな地域行事、イベントが開催され、地域住民の方々の御協力により、帰省客をはじめ、多くの来町者への情報発信に効果があったものと考えます。

議員各位におかれましても、その企画立案の協議、話し合いや、地域内または団体内調整をはじめ、先ほど申し上げましたように、天候不順による農業経営の相談、地域行事開催時などから発生する住民からの要望など、まさしく住民のそばに寄り添い、耳を傾けていただく、また時にはそのイベントそのものに汗びっしょりになりながら、ほかのスタッフとともに後片づけをする姿などを拝見し、本当にありがたく、また心強く感じ、心から感謝申し上げる次第であります。

地域によって、また男女の差、世代によって行政ニーズが多様化する中で、まずは寄り添うべき姿をたくさん拝見できた気がしまして、私自身なお初心を省みることが

できた夏でございました。ありがとうございました。

一方で、国は、2020年度予算編成に向けた概算要求に当たっての基本的な方針について公表いたしました。詳細は省略いたしますが、御案内のとおり、新経済財政再生計画の枠組みを重視すると同時に、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むことが明記されております。

また、消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化を図ることとして、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう最新の経済状況を踏まえ、適切な規模の臨時特別な措置を講ずるとしております。

新年度当初予算編成と同時に、その前後において新たな地方財政に影響を及ぼす施策推進が図られる可能性を秘めており、国の動向をより注視しながら本年度後半を迎えたいと考えております。

さて、本日の定例会には、条例の改正3件、工事契約締結案件1件、道路の廃止、認定案件、令和元年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算2件、企業会計補正予算1件、平成30年度決算認定案件として一般会計、特別会計及び企業会計合わせて12件及び諮問案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。令和元年第3回鬼北町議会議定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会議事規則第127条の規定により、5番、赤松俊二議員、6番、松下純次議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの9日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、農業委員会、農林課、建設課、町民生活課、水道課の所管に係る定期監査並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和元年5月分、6月分、7月分に係る例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

なお、第2回定例会で配付しました、平成31年4月分の例月現金出納検査の結果に関する報告について、平成30年度繰越明許費の訂正があったため、差しかえとなりましたので、配付しております。

次に、町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から経営状況を説明する資料として、平成30年度決算に関する書類及び令和元年度事業計画に関する資料が提出されましたので、配付しております。

次に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成30年度地方創生交付金事業検査結果の提出がありましたので、配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

ここで、7月25日に開催されました愛媛県町村議会議長会創立70周年記念議員研修大会に参加しましたので、赤松俊二総務産業建設常任委員会委員長から研修報告を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長（赤松俊二君）

改めまして、おはようございます。

それでは、研修会報告をいたします。

去る7月25日、愛媛県町村議会議長会議員研修大会が、松山市のメルパルク松山にて開催されました。

今年は創立70周年という節目の記念大会で、近年の愛媛県町村議会議長会歴代会長10人に感謝状が贈呈され、代表して第53代会長の程内覺前議長が授与されまし

た。

これまでの御苦勞に対し心から深く感謝申し上げます。

続いて、研修会に入り、講師に中央大学法科大学院教授で弁護士の野村修也氏から、「地方創生成功の鍵」と題して90分の講演をいただきました。

その主な内容は、大きく分けて、1、愛媛県の地方創生戦略。2、役所だけが旗を振っても成功しない。3、国家戦略特区を生かす。4、中古住宅、空き家などの利活用。5、情報技術革命を生かす。6、休眠預金と社会的企業の6つのキーワードでありました。

講演を拝聴する中で、1つのキーワードである役所だけで旗を振っても成功しないについて、幾ら岩盤規制を取り除いても民間に活力がなければ無駄である。自助・共助の重要性を先進事例を交えて熱く語られました。

研修会後の感想としまして、今後鬼北町においても人口減少、少子化高齢化、この状況の中でどうやってこの地域を盛り上げていくのか、自分たちの地域で何ができるか一人ひとり関心を持つことが大切だと感じたところでございます。

以上で研修会報告を終わります。

#### ○議長（渡邊眞次君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

#### ○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、6月議会定例会以降の行動状況を提示いたしております。数点申し上げます。

8月8日から11日まで、愛媛県町村会海外地方行政調査として、台湾台北市に行っていました。写真を添付いたしております。

1日目は、19時から松山台北線就航記念祝賀会、中村知事ほか、愛媛県関係者40名、台湾関係者約120名、計160名の参加があり、重要人物として台湾交通部、黄政務次長。エバー航空、孫総経理。台北市柯市長。株式会社giant、劉会長な



どが参加されておりました。

2日目は、日本台湾交流協会、日本で言う観光庁、日本商工会議所などと交流を推進している台日商務交流協進会、そして台日産業連携推進オフィス、日本で言う経済産業省などを訪問する予定でしたが、台風9号の直撃を受け、台湾政府から外出禁止令が発せられ、中止を余儀なくされました。

ただ、3か所をエスコートしてくださったのは、鬼北町となじみのある株式会社王将フードサービス代表取締役渡辺真人社長であり、町村会9町長と昼間に会食する時間があり、県内農産物の出荷状況と国内、また台湾での活用方法について、今後検討していくことで意見が一致したところであります。

8月10日、3日目は、内子町長の案内で、内子町の経営者、株式会社森文が台湾に進出している状況として、微風復興店を視察いたしました。微風復興店は台北市の中心部にあり、市内で最も高級なスーパー方式の大型店舗であります。さらに、友士股份有限公司の斉藤社長と面談がかない、9町長それぞれが農産物、特産品の紹介をしていき、その後、協議に時間を持ちました。

私は、鬼北町特産のきほく熟成キジとユズについて5分間説明いたしました。

8月11日、4日目は、朝4時出発帰路につき、10時過ぎに松山空港に帰ってまいりました。

所見といたしまして、愛媛県が推進しているインバウンド対策、グローバル経済への対応として推進してきたエバー航空台北便の航路が確保できたのは、中村県知事が松山市長当時から20数年間継続した台湾当局への働きかけ、官僚だけじゃなく、民間経済へのきめ細かな対応の成果であると感じました。

税金を航空離着陸への補助金投入という形をとる誘致ではなく、スポーツ自転車メーカー、J I A N Tを巻き込んだ、しまなみ海道自転車イベントを発端とする自転車新文化の醸成、創設に結びつけるなど、台湾における民間交流を重ね、信頼を得て、今回の就航につながったことは、言うまでもありません。

今回の祝賀会では、官民の台湾関係者が集い、松山台北便就航の信頼感を確固たるものにするだけでなく、2国間、また2地域の新たな交流を拡大する上でかけ橋となったことは間違いないと考えます。

また、既に台北市に参入している愛媛県の関係企業は、過当競争での厳しい現状にありながらもたゆまぬ努力によって愛媛県特産物をはじめとする多様な物流を確保するとともに、その時々ニーズに合った対応を迅速に行っていることを確認しました。

例えば微風復興店における日本企業のみそ、しょう油の種類だけでも50種類以上

ありましたし、また、その需要があること、売れなければ取引中止になることも伺いました。インバウンド・アウトバウンドなどの観光交流や特産物の出荷対策など、県内市町はもとより、全国でしのぎを削り、全世界に商業価値を見出している民間企業なのならず、それを支える行政、そしてその行政支援、協働のまちづくりなども日本、世界のうねりの中に存在するという事。

そのような中において、鬼北町における力点はどこに置かなければならないのか、どこに置くべきなのか、早急に見きわめる必要性を感じて帰ってまいりました。

次に、8月22日、東京で開催されました四国新幹線整備促進期成会決起大会に参加いたしました。大会には四国4県知事、また代理をはじめ、四国内の選出の国会議員、そして県議会議員、市長などが終結し、四半世紀前は夢物語であった状況から日本全国の地域整備新幹線による経済発展を見据え、本格的な終結行動の必要性が訴えられたところであります。

全国では、北海道、東北、山陰、四国においてこの動きが活発であるとのことでありました。議員各位におかれましても、今後の御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

その新幹線の大会が午前中で終了しましたので、その後、就任以来伺っておりませんでした、福島県土湯温泉観光協会及びキジ肉取扱店旅館等に御挨拶に行っていました。

土湯温泉は、キジ肉の販路拡大を推進しておった十数年前から旅館、そば屋で取り扱っていただいております。そのような中、東北大震災が発生し、土湯温泉地域も震度6強が1分以上続き、複数旅館に被害が出たところであります。この発災1年後、復興イベントとして、鬼北町から、愛治ちんどんクラブや鬼北町商工会女性部がイベントを盛り上げるために出向いていただいたところであります。

さらに、町内のG様の支援による3,000人が手をつなぐ笑顔の写真をつけて応援メッセージとして送られたり、土湯温泉でのイベントのために、座敷雛作製指導に現地へ20日間泊まり込みで御指導いただいた中野川U様のことなど、当時イベントのスタッフであった現在の観光協会加藤会長から詳しくお話をいただき、加えて改めて感謝の意を述べられました。

逆に、同観光協会から、昨年の西日本豪雨災害の義援金を鬼北町にいただいたこともあり、御礼に伺わなければならないと思ひ、現地に出向いた次第であります。

遠く離れた地においても、人の情けを忘れない心温まる交流というのは、まさしく民間レベルでの貴重な体験であり、当町の誇りでもあると実感いたしました。

ただ、土湯温泉は近年、復興対策に伴うコンセプトの再構築などにより、福島県産の食材を使った料理が主流となりつつあり、キジ肉の取引額が減少しておりまして、もう一つの目的として、キジ肉のこれまで以上の販路拡大というポイントにつきまして、一部折衝をしましてまいりましたが、実際は困難な状況でありました。今後もしっかりと販路維持拡大に努めてまいりたいと考えております。

そのほか事業、会議について省略いたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、芝照雄議員、程内覺議員、赤松俊二議員、山本博士議員、山崎保議員、中山定則議員、高橋聖子議員の8名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

議席番号3番、末廣啓でございます。

一般質問通告書のとおり、2件一問一答方式で質問いたします。よろしく願いいたします。

質問1、「鬼の町で暮らす・働く」支援プロジェクト等について伺います。

少子高齢化の進行に伴い、あらゆる分野での社会的な負担の増大が懸念されています。鬼北町では、人口減少が顕著で、特に若者の町外流出が多く、進学・就職等で町外に出た者が雇用情勢の厳しさから戻れない状況になっていると思われま

す。そのような背景のもと、企画された標記のプロジェクト等について伺います。

（1）具体的な取り組みとして、「継業支援事業」を展開されているが、現状はどうか。

（2）UIJターン者が過疎地域で起業し、成功している事例が新聞・テレビ等で紹介されているが、鬼北町ではそういう事例はあるか。

(3) 起業を志す意欲のある者のために、助成金等の支援策はあるか。

(4) 北宇和高校で「地元企業説明会」を実施しているが、説明会に参加した企業は何社だったのか。

(5) 説明を受けた高校生・教員の反応はどうであったのか。

(6) 「にぎわい創出プロジェクト」の現状はどうか。

以上6点問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の「鬼の町で暮らす・働く」支援プロジェクト等についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の継業支援事業の現状についての御質問であります。鬼北町などの過疎地域では、後継者不足により、商店等の廃業が増加傾向にあり、地域機能やにぎわいの低下が懸念されております。一方、全国的に見ると、在住者のみならず、U I J ターン者が過疎地域で起業し、地域活性化に貢献する事例が増えていますが、開業場所の確保や経済的負担が課題となってきました。そこで、鬼北町と鬼北町商工会が協働し、後継者を求める事業主と、意欲ある町内在住者及び移住者のマッチングを図り、移住者の支援と地域活性化を推進する事業として、継業支援事業を立ち上げているところであります。

継業までの流れとしては、後継者を探す事業主が町に登録をしていただき、意欲ある町内在住者や移住者の登録があったときにマッチングを行い、事業の引き継ぎ等を進めていくこととしています。しかしながら、現段階では、事業主からの登録申請に関する問い合わせはあるものの、マッチングまでには至っていないのが現状であります。

次に、2点目のU I J ターン者の起業成功事例はあるのかとの御質問であります。鬼北町へUターンして、農業経営を行うとともに生産した作物を活用して食料品製造業を営み、6次産業に取り組んでおられる方がおられます。

次に、3点目の起業家に対する助成金等の支援策はあるのかとの御質問であります。鬼北町においては、現段階では起業に対する町独自の助成金の支援制度はありません。また、商工会においては、日本政策金融公庫による起業融資制度はありますが、現在のところ、その制度を活用した事例はないと伺っております。

しかしながら、起業家にとっては、起業に際しての経済的負担が大きな課題であり、

町といたしましても、起業者に対する補助金等の支援策は必要であると認識しておりますので、何らかの支援策を来年度当初予算に計上する方向で検討を進めているところであります。

次に、4点目の地元企業説明会の参加企業数についての御質問であります。昨年に引き続き、今年で2回目の地元企業説明会を、7月に北宇和高校で開催いたしました。昨年の参加企業は27企業、今年度は31企業で、業種は、建設業、建築業、製造業、サービス業、消防署、警察署、自衛隊、病院、金融機関、役場等さまざまな業種の方に参加していただきました。

次に、5点目の高校生・教員の反応はどうであったのかとの御質問であります。当説明会の今後の参考資料とするため、参加生徒及び教員の皆さんからとったアンケートの中から、まず生徒の皆さんからの回答の一部を紹介しますと、「地元企業説明会はどうでしたか」の質問に対しまして、生徒107名の参加者中87名(81.3%)がよかったという回答でありました。また、「今回の地元企業説明会は、あなたの進路を決める中で参考になりましたか」の設問に対しましては、79名(73.8%)の生徒から参考になったとの回答をいただいたところであります。

また、教員の皆さんの御意見としては、「地元の企業を知るには非常に有効であった」しかし、「職種が似ていたり、地元への就職希望がまだまだ少ないので、実際に卒業して就職されている人の意見も聞けたらよかった」等、今後につながる御意見をいただいているところです。

次に、6点目のにぎわい創出プロジェクトの現状はどうかとの御質問であります。にぎわい創出プロジェクトは、これまでに3回のワークショップを開催し、延べ325名の方に参加いただいております。参加者は、北宇和高校生の創生プロジェクトチームから23名、近永駅周辺で店舗営業をされている事業主の方々、町内地域の方々、行政職員等であります。これまでの3回のワークショップでは、近永駅と近永商店街の現状と課題を参加者間で共有し、今後の活性化策について、産・官・学それぞれの立場から意見を出し合い、具体案をまとめているところであります。

9月14日には、高知県JR土讃線西佐川駅を視察し、町並みを活用した活性化の取り組みについて学んできたところですが、今後2回のワークショップが終了した後、このプロジェクトで出た案を精査し、実現可能なものから順次実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

今ほど説明いただきましたが、事業主の登録申請申し込みはあるとのことでしたが、申し込み数と業種がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

申し込みの問い合わせということなんですけども、担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの質問であります。答弁の中に申し込みの問い合わせはあるものということですが、答えさせていただいたと思うんですけど、今のところ、企業の申し込みは1件はあります。一応あと問い合わせ等につきましては、これまでに14件あったという状況でございます。

以上です。

業種については、1件はサービス業です。

○3番（末廣 啓君）

この鬼の町で暮らす・働く支援プロジェクト事業は、去年の10月の広報紙に公表されております。その中で、自分の代で廃業を考えているという方もおると思われますが、それはどのような理由なのか、アンケートとか、商工会のほうでとられておいたら教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

今ほど広報の話が出ましたけれども、私、広報を持っておりますが、これは鬼北町の商工会のほうでアンケートをとっているものを報告させていただいたらと思いますけれども、一番の要因としては、後継者がいないということが原因となっているようがあります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

後継者がいないということだったんですけども、その方々は後継者があれば事業を続けたい、継承したいという気持ちをお持ちなんではないでしょうか、そこら辺はわからないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長から説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

これもアンケートの結果が出ております。一応アンケート結果の件についてを報告させていただいたと思いますけれども、その事業実態調査によりますと、商工会のほうで262社にアンケートをとって、116社が廃業を考えたいというふうな、これによりますと43%ですね。そのうちの262社のうち、143社が事業継承を望んでいるというふうな結果になっているようでございます。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

去年の10月にこのプロジェクトを立ち上げられたわけで、間もなく1年が経過するんですけども、先ほどの答弁でしたか、マッチングにまだ至っていないということでした。事業継承を望んでいる方も143社あるようですけども、このようにマッチングに至っていないという現状では、町内外とか、県内外への広報が足りないのではないかと思います。少しでも、1件でも多くの事業が継続できるように、今後の広報活動をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

近隣市町の状況として私がお話を伺ったところによると、例えば四万十町で土佐の刃物をされとる鍛冶屋さんの後継者を地域おこし隊の人がそれを引き継いでといますか、修行に入って、3か年の分を終わった後もそこに弟子として働いていて、今ようやく少しお金になるような鍛冶屋の製品をつくって販売を始めたということで、その方とこの間、懇親を深めたということがあります。その人の話によると、やはり鍛冶屋さんの大将の熱意とか、思いとかいうものを十分に感動したというようなところがありました。

うちのほうで今担当課長が話しましたように、マッチングをしたいんですけども、議員さんの御指摘の部分があるのかもしれませんが。ただ、この継業の部分も含めてな

んですけれども、それ以外に文化財のほうもやめてしまうといいますか、分もある。今回の地域おこし隊では、継業の部分も含めて、泉貨紙の後継者の部分についても一緒に東京、大阪のほうで啓発をしてくれております。

そのように、やはり地元の独特な技術を持った業種の方々、それと文化財の特殊な技術を持っているの方々、その方々を後継していただく人を探すというのは、本当に大切なことだと思っておりますので、議員が思われているということは、大勢の方がそういうような気持ちも持っていらっしゃるかと拝察いたしますので、もっともっとこれから努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい、ありがとうございます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で、現在のところ、助成金というか、支援策はないということでした。来年度に支援策を考えておられるということやっただんですけれども、どれぐらいの規模、助成金の範囲なのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

助成金の規模ということなんですけれども、まだ具体的な内容までについては、検討はしておりません。ただ、今現在企画振興課のほうで、町外からの移住者に対する空き家改修の補助について100万円を限度額として組んでおります。また、あと地域おこし協力隊の起業支援について10分の10で、今100万円を限度額とした助成金を組んでおります。ということは、今後考え得る助成金としては、そういった定



住を目的として企業を起こしたいという方がおられる場合については、今同様の100万円の補助であったり、先ほど申しあげました、地域おこし協力隊が3年間の勤務を終えて定住する場合については、そういった機械の補助等について10分の10の100万限度にしておりますので、それ同等の金額の形になるのではないかというふうに考えております。今後、関係機関と協議をしながら、最終的な助成内容等を決定して、先ほど町長答弁にありましたように、来年度の当初予算等には上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい、わかりました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（4）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほど参加企業が、去年は27社、今年は31社との答弁をいただきましたが、広報によりますと、商工会に会員の企業が262社と出ております。そうして見ますと、昨年今年参加企業は1割程度なんですけども、たくさんの企業に参加していただくことによって選択肢も広がると思いますし、就労の場所があれば鬼北町に残っていただいて、住み続ける人が増えると期待いたしますけども、どのような方法で参加企業を募ったのか、もっと多く参加してもらえるような方策がないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

参加企業の募集につきましては、各事業所ごとに募集通知を出させていただいております。先ほど言いました、260社近くあるわけですけれども、中には今回参加していただいたところでは、これは商工会の会員さんに送ったんですが、商工会員の会員に入られてないところから問い合わせもありまして、ぜひうちも参加させていただきたいというふうなことで、こちらの不手際であったんですけども、参加をしていた

だいた状況でございます。

ただ、262社のうち、参加数が少ないということなんですけども、担当課のほうでつかんでおります数字としては、140から50余りは個人経営もしくは家族経営というのがございまして、雇用を生まないといいますか、雇用を希望しないというふうなところがございまして、残り120近くのうちの約30社というふうなことでございまして、ここで120の30ですから、約25%ですか。25%近くは参加していただいておりますという状況でございます。

議員が言われますように、企業にどんどん参加していただくほうが、こちら側としても、特に北宇和高校生に御説明しますので、企業を知ってもらい上では大変重要なことだと思いますので、来年以降はもっともっと参加していただくような広報活動をしていきたいと考えておりますので、御理解いただいたらと思います。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

今ほど会員外からの説明会に参加したいというふうなことがありましたが、これは町外の企業ですか、ちょっと聞き逃したんですけど。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長のほうから説明させます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

町内の企業です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解いたしました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（5）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

アンケート結果、生徒さん、かなりの80%ぐらいの方がよかったというふうなことと、教員の方についても地元企業を知るにはよかったということやったんですが、実際にこの説明会を聞いて町内に就職された方がどれぐらいおられるのか教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

就職された方は、まだ決定されておられません。というのは、これは昨年やっているんですけども、昨年の対象者が高校2年生でございますので、今年3年生になっておられる方々なので、来年の4月には少なからず結果が見えるのかなというふうに思います。今年の対象者も1、2年生でございますので、再来年には結果が出るのかなというふうに思います。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

生徒、教員の反応はわかりましたが、説明された企業の方はどんな反応を示されているのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの企業側のほうについては、私のほうも話を伺っておりますので、少しだけ答弁させていただきます。

やはり先ほどの継業支援というところにつながるんですけども、やっぱりそれぞれの企業さんにとっては、学生さんといえますか、高校生と話す機会が余りないという状況から、生の声が聞けるといところで本当にいい経験をさせてもらったといところと、いかに企業をアピールするか、PRしていくかということも大切なんじゃないかということを感じたという方もいらっしゃいました。

それと、これは行政からの見方なんですけども、やはり北宇和の高校生、それから企業さん、それぞれにやはり行政として町としてちゃんと注目してますよと、そのようなメッセージというものが、この企業説明会には、両方に対して発せられとるんじゃないかなと私思ひまして、これについては、ぜひとも北宇和高校の協力が得られれば続けたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（6）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

にぎわい創出プロジェクトワークショップ、開かれておるんですけども、近永駅周辺のにぎわいということで、近永駅のどこぐらいまでの範囲をにぎわい創出に想定されているのか、ここら辺までというような場所的なものをわかれば教えていただきたい。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

近永駅周辺といいますと、近永駅舎があるわけなんですけども、その周りに空き家が何軒かございます。それから、また、あとガソリンスタンドが近辺にあるんですけども、あの範囲を一応近永駅周辺にぎわいというふうなことで今進めさせていただいております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、近永商店街の方々も出席していただいて、いろいろな案をいただいておりますので、最終的には近永商店街の活性化というものが一番目的となりますけれども、一応先ほどの継業の関係とかもございまして、現在のところは、近永駅の周りというふうなことを考えて話しておるところでございます。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

3回のワークショップでどのような具体的なにぎわい創出案が出ているのか。私もワークショップ通信を見ておるんですけども、この中で、どこら辺の、どのような内容に今注目されているのか、ちょっとそこら辺もお聞きしたいなと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

これまでの近永わくわくワークショップ通信というふうなことで2回発行させていただいているものについて御説明させていただいたらと思いますけれども、一応これまでに出ておりますのが、近永駅を改修するというふうなことが前提の中で話が進んでおりますけど、これは実現可能かどうかまだ決定しておりませんが、高校生の意見としては、子どもが遊べる、集まる場所、各世代が楽しめる駅、また駅を駅ビ

ルにしてはどうかというふうな意見も出ておりますし、あと北高の直売所をつくってはとか、駅周辺を使ってイベントをやって、たくさんの予土線利用者を呼び込もうというふうなことで、基本的には駅改修というふうなことが一番の目的として、今現在いろいろな意見が出ておるところでございます。

○3番（末廣 啓君）

以前、近永駅をJRから譲渡されるという話を伺っておりますが、その後、どういうふうになったのか、今現在のJRとの状況をお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長から説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

JR四国のほうと協議を重ねていきまして、今議員がおっしゃられましたように、JR四国からは鬼北町に近永駅を譲渡しますと、差上げますというふうなことで御意見はいただいております。ただ、今鬼北町のほうで待ったといいますか、ちょっと待っていただきたいというふうなことで申し上げておりますのは、今近永駅を譲渡していただいたとしても、どういうふうに活用するかというのが検討してない中で、当然費用もかさみますし、どういった改修をするかというのは決定しておりませんので、そういう意味で、今近永駅にぎわい創出プロジェクトというものを立ち上げて、今後近永駅を改修するかどうか、周辺のにぎわいをどうするかというようなことをそれぞれ産官学でアイデアを出していただいておりますので、そういった結果をもとに、実現可能ということになれば、最終的に譲渡をいただいて実行していくというふうなことでございますので、現在のところ、待ったをかけて、待ったといいますか、譲渡は進んでいない状況でございます。

ただ、JR四国としては、いつでも大丈夫ですよというふうな意見はいただいているところでもあります。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

駅を中心にこの支援、にぎわい創出プロジェクトを進められておるようなんですが、最終的にはどのようなにぎわいの町並みを想像されているのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

御承知のとおり、全国の各市町によってJR駅、または私鉄の駅を民間が民間の資本を投入してホテルをつくったり、それから商業施設にしたりということがもちろんあって、それをその市のコンセプトの一部であろう。また、一方では、温泉施設を

つくって、それを町のコンセプトとして商業立町とされておる方もいらっしゃる。鬼北町においては、近永駅そのものを町のコンセプトとして、まちづくりの拠点としたことは今までかつてないわけでありまして、それを今からどう使うとかいうことについては、ここではにぎわい創出プロジェクトということで、結果をなるべく早く出すというふうには答弁いたしましたけども、やはり駅のところの近くと、それから商店街の町沿い、その分には距離がありまして、それを一体的に計画をしていかないと、やはり駅だけをどうのこうのということでは、私は近永の方々、または町民の方々の理解は得られないだろうと私は思っています。

ですから、この課題については、早急に課題を、結果を出すというふうには申し上げましたけども、いろんな方々の御意見を聞きながら話を進めていかなければならない。10年、20年と、50年、100年スパンの話であろうかなというふうに私は思っております。

ですから、こういうふうにしたというよりは、いろんな御意見をいただきたいというのが、本当のところであります。町のコンセプトとして駅をどう活用していくか、それを主体的に、または副次的なものにするか、いろんな考え方があろうかと思っておりますので、そこについても今御意見をいただいているところであります。御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

質問2、議会での質問に対する「検討します」等の答弁結果についてお伺いします。私は議会に出させていただいて以来、常々自身やほかの議員の方々の質問に対して「検討します」や「前向きに取り組んでいきます」との回答を得ているところですが、その後どうなったのか関心があり、今回あえて平成29年分の質問について、どのような扱いになったかを問う。

（1）平成29年6月定例会で、キジの現状と展望の質問において、新規飼育農家が参入しやすい環境整備をし、キジ飼育体制の強化を図っていくとの回答であったが、

どのような体制強化を行ったか。

(2) 平成29年9月定例会で、消防力を維持していく1つの方策として、機能別消防団員制度について組織化を視野に入れ、消防団とも協議していくとのことであったが、現段階での状況はどうなっているか。

(3) 平成29年9月定例会で、運転免許証自主返納者への支援策について検討し、実施に移していきたいとの回答であったが、現在の状況・効果はどうか。

(4) 平成29年9月定例会で、保育所の書類作成事務の見直しについて協議検討しているとのことであったが、いまだに簡素化されていないとの声を聞く。現在の状況はどうか。

(5) 平成29年12月定例会で、国体後のスポーツ大会誘致について、地域再生のためにも各種大会の開催を誘致していきたいとの回答であったが、その後、検討結果はどうか。

以上について問います。

#### ○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の議会での質問に対する「検討します」等の答弁結果についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のキジ飼育体制の強化についての御質問であります。キジ飼育体制として、町では既存のキジ飼育農家及び新規参入者に対して、キジ飼育施設整備の資材購入費の補助を継続実施しており、新規参入者の場合は、補助率10分の10以内で補助金の上限額を150万円としております。

また、平成11年度と平成14年度に整備した延川と西野々のキジふ卵・育雛施設に設置しているふ卵機が老朽化したことから、平成29年度と30年度の2か年で機器更新を行うとともに、平成31年度から2か年で、西野々のキジふ卵・育雛施設に設置しているキジの育雛設備を更新処理して、キジ飼育農家と農業公社のキジ飼育体制の強化を図っているところであります。

まだまだ飼育農家の高齢化や飼育施設の老朽化等の問題が残っていますが、今後も引き続き、キジ飼育農家の育成に努め、町特産品の目玉として取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の機能別消防団員制度の導入についての御質問であります。議員お尋ねの機能別消防団員制度の導入につきましては、前回の議会後においても、再三にわたり協議を行っておりますが、現時点では、導入には至っておりません。

議員御指摘のとおり、消防力の維持については、町はもちろんですが、消防団にとりましても、少子高齢化が進む中では、大きな課題であると認識しております。

機能別消防団員制度の導入は、それに対する打開策としては、大きな方策になるのではないかと考えているところでありまして、当町におきましても、数年前から、機能別消防団員を導入することを検討してまいりました。

愛媛県内の状況といたしましては、平成30年11月現在では、20市町のうち8市が導入済み、1市2町が次年度の予定、1市3町が検討中、これが鬼北町が入っております。1市1町が将来的に検討予定とし、3町は予定なしとなっております。

先ほど少子高齢化と申し上げましたが、基本団員の減少にも影響しており、それに歯どめをかけることに苦慮しているところであります。

現時点で、本町にとって最も適しているのは、1例を挙げてみますと、消防団OBによる機能別消防団の結成であります。県内の他市町でも、そうした動きが多いように見受けられます。

さまざまな機能別消防団が存在する中で、OB団員で組織する機能別消防団は、消防力を維持するという観点では、消防団を経験している方で組織するのが最も導入にふさわしい形ではないかと考えております。

ただし、OB団員で組織する機能別消防団を設立することで、基本団員がそちらに流れてしまうことになっては、基本団員の消防力が低下することにもつながりますので、活動していただく方の年齢的な課題も配慮する必要があるのではないかと考えております。

一方、消防団は、現在576人の定員となっておりますが、令和元年7月現在では、消防団員の実人数は435人といった状況で、132名が欠員となっております。団員を確保するにも大変苦慮している状態でありますので、現時点では、基本団員の確保を優先すべきなのかなと考えております。

今後におきましては、機能別消防団員にどのような役割を担っていただくのか、また、こういった連携のあり方にするのか、消防団幹部会においても、消防署の助言等もいただきながら協議を進め、少しでも地域の安全確保につなげていければと考えております。

次に、3点目の運転免許証自主返納者への支援策についての御質問であります。自主返納者の支援は、今年4月から、今年度返納された方をはじめとして、平成26年度までの返納者にさかのぼり、タクシー補助券とガソリン給油補助券の交付をしています。8月末現在の交付状況、利用状況ですが、タクシー補助券は62名の方に交



付し、交付金額は155万円で、うち54名の方が利用され、使用金額は22万5,000円で、利用率は14.5%となっています。また、ガソリン給油補助券は79名の方に交付し、交付金額は197万5,000円で、うち45名の方が利用され、利用金額は22万3,000円で、利用率は11.3%となっています。また、交付者のうち、43名の方が新規の返納者となっており、例年と比較して免許証を返納される方がかなり増加している状況であります。

町民の皆さんへの周知につきましては、4月から3回にわたって、回覧、広報、各戸配布等で周知をしたところではありますが、当初想定していた人数の申請には至っていないことから、10月においても、同様の周知方法で町民の皆さんに周知することにしております。

次に、4点目の保育所の書類作成事務の見直しについての御質問であります。平成29年第3回議会定例会後の平成30年3月に、ある自治体の提言を受けた形で、県内市町の保育所の状況を取りまとめ、県主催により地方局単位で保育所における書類作成事務の簡素化についての意見交換会が開催されました。結果のところ、県内での統一した簡素化の動きには至らず、当町の保育所独自で一部簡素化したものもありますが、大勢は変わっていないというのが現状であります。

保育所で作成する書類については、県内どこの保育所でもほぼ変わらない種類のものをつくっております。社会情勢が複雑化する中で、どれも重要なものであるということで、書類の数を減らすのは難しい状況ではありますが、様式の一部見直しについては許されておりますので、見直し案については、これまで町の主任保育士会の中でも検討はされてきたものの、毎年実施されている県の指導監査において、園ごとに細かく書類の内容を指導されますので、現在のところ、事務の簡素化には至っていないというのが現状であります。県が、簡素化について統一した方向性を示していただければ、それが一番の近道だと考えておりますが、それには至っておりませんので、保育士確保が困難な状況でもあり、簡素化が可能な部分については、引き続き主任保育士会等の中でも検討を行い、県と協議を進めていけたらと考えております。

次に、5点目の国体後のスポーツ大会誘致についての御質問であります。国体終了後以降に開催意向調査がありました公式なスポーツ大会は、日本スポーツマスターズ2020愛媛大会がありましたが、平成30年6月の議会定例会において、末廣議員からの開催意向を示しているのかとの御質問の答弁で申し上げましたように、施設の条件に適合しないため、競技誘致はできませんでした。

その後も、現時点まで残念ながらスポーツ大会の誘致はできておりませんが、現在、

令和4年度に愛媛県で開催されます第35回全国健康福祉祭、いわゆるねんりんピックではありますが、これの競技誘致を目指して、保健介護課が主体となって取り組んでいるところであります。

町といたしましては、スポーツ大会に限らず、鬼北町に住む子どもたちや、町民の皆さんが日本のトップレベルの選手のプレーを体感することは、地域のスポーツ振興と競技力向上を図る上で、大変重要なことであると考えているところでありますが、教育委員会におきましては、今年度、トップアスリート・スポーツ事業に取り組み、バレーボール元日本代表である大山加奈さんをお招きして、バレーボール教室を開催する予定にしております。また、来年度は、2020東京オリンピックが8月に開催され、愛媛県下でも各市町で聖火リレーが行われることになっていますが、鬼北町におきましても、町内で聖火リレーの実施を予定いたしております。

国体や高校総体の予選、各競技団体主催の大会など毎年開催される大きな大会は、引き続き、鬼北町で開催可能な大会等については、誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

タクシー券とガソリン券、発行されております。今ほど聞いておられますと、使用されたのが10%台と、利用率が大変低いわけなんです、これは何か原因があるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課長から説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

原因は特にないのかな。想定内というふうに考えておりますけども、一応タクシー補助券は500円券をお配りしております。週に1回使っていただくというふうな計算の中で、50週ありますので、50週×500円の2万5,000円と。あと給油補助券も2万5,000円なんですけども、これももともとは月に2回使っていただくというふうな計算の中で、12か月の2万4,000円、約2万5,000円というふうなことから、一応使い方としては計画的に皆さん1年間を通して使っていただいておりますのではないかとこのように考えておりますので、一応想定内ということで考えております。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（4）についての再質問はありますか

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（5）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

地域再生のためにも大きな各種大会をとということで、答弁を以前いただいておったわけなんですけども、スポーツ大会、または文化的な大会をこの今ほど言われました、マスターズ2020とか、ねんりんピックの誘致とかもすごく大事な必要な誘致なんですけども、それ以外に町独自で、町でできる範囲での大会を毎年継続して開催するようなことは視野に入っていないのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

大きなスポーツイベントを誘致するというふうなところでのメリットというものは、先ほど答弁で申し上げましたように、町民の方々への最高級のレベルの部分を実際の自分の目で見ていただけるという部分はあるんですけども、やはり議員さん方も御経験いただきました、国体でのスポーツ選手以外の町民の方々が、自分が大会に参加しているというふうな気持ちを持つような民泊の導入というものが、本当にインパクトが大きかったと。あれほどの影響があるといえますか、メリットがかなえられるようなイベントというものが、なかなかやり方というものを今模索している最中でありま

して、例えば宿泊場所1つにとってもですね、大きな大会を松山とか、宇和島でする場合には、そこで宿泊費、または経済的効果といいますか、お金が落ちる部分が、その市町にあるわけでありまして、鬼北町の場合には、残念ながら宿泊施設が少ないというところがありまして、大きな大会を2日間、3日間しても、そのお金を落としてもらう経済効果というのは、半減以下になってしまうだろうというところがありまして、そこらを悩みとして実際に持っているところは事実でございます。

もう一つ、1つのイベントをもって誘致をする場合には、その町のスポーツイベントを誘致するためのやはり考え方、コンセプトというものを持っておらなければならないかな。いろんな種目があって、いろんなイベントがあって、それぞれの競技団体の方もいらっしゃるって、どうして鬼北町がその種目を誘致したのかというものをしっかりと考え方を持っておかなければ、いろいろ気持ちのずれが生じてはいけないと思いますので、そこらなども考えますと、なかなか1つの種目についてというものは、難しいかなというところがありまして、考えておるところもあります。

いろんな事業がありますけれども、要は、そういうふうなところに手を加えるということは必要なことだと思いますので、基本的にはそういう方向性というものは持っていきたいなという気持ちはあるんですけども、そこに到達するまでのいろんな効果、それを最大限にするための考えというものについて、今考えをいろいろめぐらしているという状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

丁寧な答弁、誠にありがとうございます。職員の方々は、忠実に誠意をもって業務をしていただいておりますと確信をしておりますところではありますが、ただ2年ほど前に検討しますと答弁された後、こういう経過ですとか、こういった結果になりましたとの話がないわけで、担当課へ行って聞けばいいのかもしれませんが、例えば町民の方から問い合わせがあった場合には、経過報告、結果報告なされると思いますが、そこら辺の対応を町長がどのようにお考えなのかお尋ねして質問を終わりたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

御指摘のとおりでありまして、私も同じ考えであります。と申しますのは、うちの職員スタッフはそれぞれのセクション、それぞれの仕事に対して忠実に仕事をやってくれていると思っています。その現実として、ここ数年間、新聞紙上でいろんな自

治体において不祥事等がありますけども、何とかうちのほうは、そこをクリアして頑張ってくれとると、本当に自負をしております。ありがたいと思っております。

ただ、職員にいつも話をしておりますのは、今ほど議員から御指摘のこの事業はどうなっておるのかというのをPR、アピールをする機会というものをもう少しレベルをアップしてほしいなと思っております。業務を100%実行すれば、それで終わりにくたはなしに、その後こういうことをしましたとちゃんと伝達をし、その事業を使ってもらえるような作業を職員がすべきではないのかな、その仕事についてやはり職員の中で考え方に差異があるのかなと思っております。

ですから、例えば広報きほく、それからUCAT等についてどんどんどんこういう事業がありますということでPRしてくれという話は、今現在どんどん庁議等でも課長さんにはしておりますので、そこらあたりもう少し時間をいただいて、注視していただきたいなと思います。

それが多分質問2の検討しますという全体の答弁になろうかなと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を午前10時35分とします。

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時35分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの末廣議員の答弁の中で一部数値の訂正をさせていただきたく、よろしくお願いたします。

総務財政課長のほうから説明させます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

先ほど末廣啓議員のほうから、機能別消防団員制度の導入についてということで質問をいただいたんですけど、その中で、消防団の定数が576人とはいいましたが、567人が正解になりますので、おわびをして訂正をさせていただいたと思います。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了承しました。

○議長（渡邊眞次君）

次に、7番、芝照雄議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

質問1についての質問を行ってください。

○7番（芝 照雄君）

7番、芝照雄です。

先に通告したとおり、大きな質問を3つ行いたいと思います。

質問1、空き家住宅の撤去について。

適正に管理されていない空き家については、過疎地域だけではなく、全国的にも問題になっているところではあるが、当町においても、独居老人が多数居住する地域は多いと思われます。管理者のいない空き家が散見され始めている今、空き家の中には、老朽化により隣家の生活環境や通行人の安全を脅かしているものがあるのも現実だと思われま

す。また、不法侵入者による放火等も想定され、地区住民の身体、生命、財産を脅かす状況となっている。使える空き家は、空き家バンク等に登録し利活用があると聞いているが、地区住民の安心・安全な生活を確保するためにも、危険空き家等の撤去はどう対処していくのか、以下3点を問います。

（1）町内の空き家の実態を問う。

（2）管理者のいない空き家等を把握していると思うが、固定資産税等の納入状況はどのようになっているのかを問う。

（3）危険空き家等の撤去に際し、町内における補助金の利活用状況を問う。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第1番目の空き家住宅の撤去についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の空き家住宅の実態を問うとの御質問であります。鬼北町内にある空き家住宅の総数は541件、空き家率は7.1%となっております。

芝議員の御質問にもありましたように、空き家問題は、今や地方のみならず、全国的な課題となっております。空き家対策特別措置法が平成27年に施行されたことで、国、自治体ともに、空き家対策により本格的に取り組んでいくことが求められ、当面の対策としては、危険なものについては速やかに撤去していくことが必要であり、撤去については、問題空き家に対し、指導、勧告、命令、行政代執行策を講じていくこととしております。

また、まだ使えるものについては利活用を促していくことが必要であり、鬼北町におきましては、空き家利活用の促進策として、空き家バンクを設置しておりますが、設置後の需給マッチング成立件数は、8月末現在、10件でありまして、ホームページには7件掲載し、空き家の有効活用に努めているところであります。

続いて、2点目の管理者のいない空き家等を把握していると思うが、固定資産税等の納入状況はどのようになっているかを問うとの御質問にお答えをいたします。

空き家の固定資産税につきましても、住家と同様に賦課徴収されることとなっております。家の所有者が亡くなられている場合でも、現在の所有者あるいは相続人に対し請求を行っております。

町内の空き家の実態については、先ほどお答えしたとおりであります。企画振興課が調査した空き家のうち、地番、所有者及び相続人とも不明のものを除いた棟数が全部で459棟あり、そのうち、固定資産税が滞納となっているものが16棟であります。率にいたしますと、3.49%の棟数が未納であるという現状であります。

次に、3点目の危険空き家等の撤去に際し、町内における補助金の活用状況を問うとの御質問であります。当町におきましては、平成29年1月1日に、鬼北町老朽危険空家除去事業補助金交付要綱を制定いたしました。この事業は、安全・安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全並びに災害の防止を図るため、所有者等が実施される老朽危険空き家の除去に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであります。

補助金額は、補助対象経費の10分の8以内で、1件当たり80万円が上限でありまして、補助金の内訳は、国費2分の1、県費4分の1、町費4分の1となっております。

ます。平成29年度、平成28年度の繰越分になりますけども、平成29年度の実績といたしましては、実施件数5件、交付額395万2,000円。平成30年度につきましては、実施件数5件、交付額384万円となっております。また、今年度は8件分の募集をしておりましたが、既に8件の申し込みがあり、現在手続を進めているところであります。

以上で、芝照雄議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（2）についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

固定資産税の納入で、未納が16棟分あると言われましたけど、まず家を撤去した場合、土地の税額というのは上がると聞いておりますが、それも上がった状態で16棟以外のは納入済みなんでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

固定資産税の件につきましては、町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

固定資産税は住宅がのいてしまうと、土地に係る分は上がるんですけども、質問の内容をもう一度構いませんか。

○7番（芝 照雄君）

16棟は未納ということなんですけど、今までの実績で29年、30年取り壊しが行われておると思いますが、その取り壊しの対象となった家屋が建っておった土地の値段というのは上がると思いますけど、その分の税金の納入があったのかないのか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

取り壊しがあった土地の税金が未納であるかどうかということに対しましては、今回ちょっと調べておりませんので、ちょっと今はお答えかねます。



○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時51分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの質問については、時間をとらせていただきまして、後で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○7番（芝 照雄君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

その件については、後刻答弁をお願いします。

まず、質問1の（2）についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（3）についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

助成金が8割補助で2割が個人が負担ということなんですけど、100万円に対して上限80万補助が出るということなんですけど、私が言いたいのは、100万で家を解体するといったら限られた坪数の家しか壊せれないと思われんですが、100万、200万、300万という金額がかかった場合にでも上限の80万しか出ないのでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長のほうから答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

補助金につきましては、鬼北町老朽危険空家除去事業補助金交付要綱に基づき交付

されております。先ほど町長の答弁にもありましたが、同要項第3条第3項に補助金額は補助対象経費の10分の8以内とし、1件当たり80万を上限とすることになっております。

限られた予算の中では、仮に要項を改定いたしまして補助金額を増額しますと、議員が申されたように、高額な除却の方には負担が軽減されますが、逆に対象となる件数がその分減ってまいります。今後、制度を利用されていく件数も増加していく見込みと思われまますので、現行の補助額でより多くの皆様に御利用いただけたらと、今のところは考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

今の答弁、わかるにはわかるんですけど、実際の問題として、私も地元にも2階建ての、多分町長御存じやと思いますけど、2階建ての非常に危険な、この間の台風とか、雨たんびに瓦が道路へ落ちるといような建物があります。そこの方もやはり解体費用が高額になるということで、なかなか踏み切れないというのが現実だろうと思います。そういうので、壊したいけど壊せれないところは、放っておいたら最後には行政代執行でやるんでしょうか。そこを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

現在、今の御質問なんですけども、問題空き家というものに対しての最終的な決断というのが行政代執行だというふうに理解しておりまして、その問題空き家というのが、やはり近隣、御近所さんの住宅、または財産、人命等について危険を及ぼす可能性が極めて高いというふうに私は理解をしております。ただ、そこに至るまでの部分として、例えばそれはそれぞれの御本人の財産、その部分に税金を投入することについては、まだこの施策が始まって10年ほどであります。それまでは個人の財産の管理は個人であるものだというふうな町民の方々のお気持ちというものも考えますと、やはりそれを200万、300万と一気に増やしたときに、施策としての効果はあるかと思えますけども、ただ住民の方々の気持ちとして財産をいっぱい持っていた方についても税金を投入して、平地にして、新たな財産の形成が安易にできるというふうに思われることも一部では取り沙汰されるのではないかなと危惧しております。その両面から見て、議員さん方の御意見も伺いながら進めていかなければなりませんけども、現在は今の100万の部分の補助事業でありますけども、それについても応募

をいっぱいしていただいておりますので、ある程度の御理解をいただいておりますかな。  
ただ、議員さんが言われるとおり、問題点というのは、その大小というものについては、十分に把握しているつもりでございます。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

それでは、質問1の最後の質問にしたいと思いますが、本年度は8件予定しとるといように聞きましたよね。全て決まっておるといことなんですけど、これ来年も8件するんですか、それとも10件、今年度の要望を見て件数を決めるのか、そこを最後に聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長のほうから答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本年度の対象件数を8件にいたしましたのは、去年度のうちに5件枠が埋まりまして、その後に、建設課のほうに除却をしたいがというふうな要望をされる町民の皆様の御相談がありました。それを踏まえまして、平成31年度につきましては、プラス3件の8件を県のほうに補助事業として申請をいたしました。今年度既に8件中8件、枠が埋まっておりますが、今後そのような御相談等、建設課のほうにありました場合は、県のほうとも相談いたしまして、8件の枠の補助を10件に申請することも考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい、了承。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○7番（芝 照雄君）

質問2、林業行政について聞きたいと思います。

町の森林率は80%を超えていると思うが、林業行政は基幹産業の1つでもあり、農業行政と同様に十分な対策が求められていると思われます。その中、現在バイオマ

ス発電所の誘致等が検討されているが、今後の林業行政の対策を問う。

(1) 林業に対する補助等はどのようなものがあるか、また、十分なのかを問います。

(2) 林業に対する関心が薄れているように感じるが、林業者の担い手・育成等について、町民に対してどのように対応していく考えなのかを問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第2番目の林業行政についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の林業に対する補助等はどのようなものがあるか、また、十分なのかとの御質問であります。林業関連の補助事業には、間伐や搬出などの各種作業のほか、環境整備、基盤整備などに関するものがあります。

具体的には、まず1つ目、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術の向上、福利厚生充実を図り、資質の高い森林整備の担い手を確保することを目的とした、森林整備担い手確保育成対策事業補助金がございます。

2つ目、林内作業道を整備し、森林の持つ公益的機能の高度発揮及び木材生産コストの低減による木材の利用拡大を図る、農林業小規模基盤整備事業費補助金。

3つ目、間伐や作業道開設等に係る経費を助成し、森林の公益的機能の増進を図る造林事業補助金。

4つ目、搬出間伐に係る山土場から市場までの木材の運搬経費を助成する搬出間伐促進事業費補助金。

5つ目、林内作業道等へ排水施設を整備し、施設の長寿命化を図る排水施設整備事業補助金。

6つ目、その他関連事業として、きほく林業研究グループ補助金、また町産材木造住宅建設促進事業補助金などがあります。

また、補助内容等につきましては、十分に検討を行い、林業事業者や林家などからの要望には可能な限り対応しているつもりであります。今年度から森林環境譲与税が譲与されますので、新たな森林・林業事業を展開し、林業行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の林業者の担い手・育成等について、町民に対してどのように対応していく考えなのかとの御質問であります。芝議員御承知のとおり、今年度から森林

環境譲与税が譲与され、人材育成・担い手の確保を図るための経費も、その使途として認められております。担い手を確保するためには、林業が魅力のある、やりがいのある職業となることが重要であり、林業事業者への支援も含め、町民が林業に就業していただく環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、林業就業者の技術向上のための研修会など、森林環境譲与税を活用して人材育成等にも取り組みたいと考えております。

以上で、芝照雄議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

補助事業で6つほど言われたんですけど、これは予算でも出ておりますが、全て使い切っておるのか聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

平成30年度の実績では、全部は使い切っておりません。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

今使い切っていないと言われましたけど、何か使い切っていない理由というか、応募がなかったとか、そういうのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

大体予算額に対しまして、90%以上100%もありますし、ほぼ使われているんですが、予算に対しての執行率ということで、5番目の排水施設整備事業につきましては、要望がなく、実績はゼロということになっております。

ただ、ほかのものにつきましては、要望がありましたので、事業自体は実施しておりますが、予算に対して満額使っているという状況ではありません。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

この補助事業なんですけど、まず農林公社とか、そういう事業体を中心になってやるところにおろしているのか、それか、それとも個人さんが直接補助金の申請をされてやられとることに対しての補助なんでしょうか。その割合的にはどのぐらいかわかりませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

ちょっと詳しく言いますが、はじめの森林担い手整備対策事業は、これは認定事業体に対する補助であります。

2番目の農林小規模整備事業につきましては、これにつきましては、一般の方も、また事業体も対象ということになっております。

3番目の造林事業につきましては、これは南予森林組合に対する補助となっております。

4番目の搬出促進事業につきましても、南予森林組合事業体への補助となっております。

5番目の排出事業につきましては、これは一般の方も対象ということになっております。

あと林業振興の鬼北林研グループはもう団体補助でありまして、7番目に申しました、木材住宅への補助はこれは一般の方への補助ということになっております。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

それでは、質問の趣旨の中にもバイオマス発電所の誘致を検討されとるということなんですけど、その発電所が活動し出したときの材の集積になると、やはり個人さんにもいろいろ声をおかけして集積をしないと、なかなか材は集まらないと思うんですけど、そうなった時点でも、今までどおりの補助で行うのか、そのバイオマス用に何か違う補助を考えられておるのか、その辺のお考えを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

1つの施策を推進する上で、その施策を成功させるための施策というのが実際は必要だろうと思っております。現在は、業者等がどのように材を集めていくかということについて、側面からのバックアップをいたしておるところであります。

また、事業体として、四国電力との接続の部分についての協議が今実施されておるといふように伺っております。今は慎重にその材を集積をできるのかどうか、また、

するためにはどのような方法があるのか。一番効果的な方法というものもいろいろと御批判をいただきながら、一番いい方法を探っているという状況がありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

担い手の育成等についてなんですけど、バイオマスが始まれば、当然材も大分搬出をしなければならないと思うんですけど、今現在の林業従事者では到底間に合わない状況だと私は思っておるんですけど、今日の資料の30年度の主な施策の成果の中で、担い手育成、括弧の中で1名増となっておりますが、これは個人さんでしょうか、それとも法人のところへの就職でしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

個人ではなく、林業事業体へ就職されたというふうに承知いたしております。

○7番（芝 照雄君）

それで、農林公社とか、日吉原木市場等いろいろ鬼北町内にも林業に携わっとる業種の方はおられると思いますけど、もし仮に若い子が林業をしたいとか、その企業さんがこういう林業を行うのでやってみないかとかいうときに、その資格とかそういうのを取らすというときの補助というのは何かあるのか。

それと町として、今後、林業に対して今現在山が大分荒れとる状態だと思います。今まで山を守ってこられた方も大分高齢となって、山に入る機会が少なくなっておるのが現実だと思われまますので、若い人ができるだけ林業を目指せる体制づくりというのを今後施策としてもやっていただきたいと思います。その点、資格等を取得するのに補助を考えておるのか、ないのかを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

まさしく新しい後継者、新規の後継者、就業者のための補助金として、今年担当は企画なんですけども、新規で就労した場合の資格を取る方に対しての資格を取得する

ための補助金というものを、もう4月から作成しております。それを御活用いただきたいと思います。

それと、御指摘の新たにバイオマス発電のときの就業人数がこれでいけるかどうかということなんですけども、やはり基本的には、議員さんが御指摘のように、町内の中でそれを確保することが一番なんですけども、木材の確保については、やはり鬼北町以外の四国西南地域全体としてのエリアというものも見込んでおかなければならないかなというのが実際のところであります。

ただ、町内就業者については、林業就労者の新規の部分を含める形で、現在宇和島市で先行してやられとるんですけど、新規的林業就労者に対する、これまでは経営体側への補助というものがあつたんですけども、これ以降は、やはり新規に就労した方、御本人への支援というものが必要になってこようかなと思っております。

その支援の形として、直接本人にその支援をするということもあるんですけども、難しいのは、今国が進めております働き方改革、これは今年の12月、3月の議会で違う場面で議論をしていかなければならないところになるんですけども、都会と同じように、田舎においても、地方においても、働く者の立場というものを向上させようという国の施策について、やはりパート職、または時間職というような方々についての部分というものを向上させるためにということもあって、就労者の取り合いになっておるところがあつて、やはり賃金を上げていかなければならないというところがありまして、その賃金を上げるところの部分についての支援というものは、林業に対しては、議員御指摘のとおり、興味をもう一回奪還する上でも必要なんではないかなというふうに思っております。

その意味で、先ほどの末廣議員の質問にもあつたんですけども、北宇和高校の事業説明会においても農林公社、または森林組合等についても説明会、高校が企業説明会にも来てもらって、再度高校生たちにもその魅力というものについて熱く語っていただいた時間もありましたし、いい方向には向いておるといふような考えを持っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）



以上で質問2については、終了します。

続いて、質問3についての質問を行ってください。

○7番（芝 照雄君）

質問3、町内保育所の統廃合について。

当町の出生数は、減少傾向にあると思われます。それに伴い、各地域の保育所児童数も減少し、数年後には児童がいない保育所も存在するのではないのでしょうか。保育現場と子どもたちへの影響も考えたときに、あらかじめ今後、統廃合を視野に入れた施策も必要だと思うが見解を聞きたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第3番目の町内保育所の統廃合についての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、当町の出生数は減少傾向にあり、ここ5年間の年間平均出生数は48人、平成29年と平成30年はそれぞれ41人となっております。また、婚姻件数を見ても、5年間の平均で年間33件であり、大幅な出生数の増加は見込めない現状となっております。

現在、町内7か所の保育所に通う児童数は246人で、一番少ない児童数の保育所は児童数が12人で、それが2園あります。児童数の減少は、児童が同年齢や異年齢の子どもたちと多くかかわりを持つことによって、社会性をはぐくみながら成長していくという機会を減少させることになり、将来自立したたくましい若者へと育ていくことをより困難にする可能性があるとしております。

このようなことから、保護者の方々も望んでおられる、よりよい子どもの成長にとっては、保育所においても適度な人数で運営していくことが重要であり、そのことがその後の小学、中学、高校へとつながっていくものと考えております。

また、保育所施設においては、建物の老朽化も進んでおり、一番古い施設は、建築後40年以上経過し、ほかの施設においても30年以上経過した施設が4か所、20年以上経過した施設が2か所となっており、修繕に要する経費も年々多額となっております。

今後、現在の施設数を維持していくには、短いサイクルで何か所もの大規模改修を行う必要が生じてくると予想されますので、財政上も大変厳しい状況となっております。

さらに、土砂災害警戒区域内にある施設が3か所あり、防災上も危険性がありますので、施設配置の見直しも含めて検討が必要となっております。

もう一方で、保育士、調理員の確保がなかなか困難な状況になっており、保育士につきましては、毎年職員採用試験を行い、採用を行ってはいるものの、保育ニーズの高まりによる乳児保育や早朝居残り保育の実施のための職員定数の確保、また、近年では勤務年数が短い保育士が早期退職するなど、保育士の必要数確保はますます厳しい状況が続いております。調理員についても、食物アレルギー対策等、以前に比べて人手がかかるようになっておりますので、その人数確保も年々難しくなっております。当然ながら、少しでも、ゆとりのある職員数を保っていくことは、保育の質の向上にもつながり、児童の成長のためにもなりますので、この点も保育所の統廃合を考えていかななくてはならない要因であろうと考えております。

近い将来、児童数が10人を下回る保育所も出てきますので、保育所の統廃合については、不可避であると考えておりますが、小学校とあわせて保育所が地域の活力に影響を与えてきたことも事実でありますので、地域住民の方々とも協議を行った上で、一部の保護者から要望のある認定こども園の設置もあわせて検討を進めていきたいと考えております。

以上、芝照雄議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、質問3についての再質問はありますか。

○7番（芝 照雄君）

1点だけお伺いしたいと思います。

町内保育所というか、町内在住の方で町外へ保育所と幼稚園とへ行かれる方が何人おられるのか。それと逆に町外から町内の保育所に来られている方がおられるのか、ないのか、人数がわかれば教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

ただいまの御質問ですけれども、うちに住所があって、よその保育所、幼稚園に行かれている方が現在保育所で7人、幼稚園で10人です。よそから受け入れているのが3人という現状であります。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

保育園が7人で、幼稚園が10人ということなんですけど、何かこれ、理由がわか  
っておるんですかね。個人のことなんで、余り言いたくないんですけど。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

広域入所の考え方といたしましては、里帰り出産や職場が町外にある。それで町外  
に職場があってお迎えの時間に間にあわないとかということが理由でありますので、そ  
ういうことが多いです。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

続きまして、幼稚園に関しまして、教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

町外に通っております、幼稚園に通っております10名につきましては、町内に幼  
稚園がないために通っております。保育ではなしに教育を求めるということで幼稚園、  
町外の幼稚園に通っているということであります。

○7番（芝 照雄君）

そしたら10人の方に対してアンケートみたいなのはとられてないですよ。もし  
鬼北町に幼稚園を設置した場合は、鬼北へ、年数の問題もあるのでいろいろあれなん  
ですけど、保育園全体ではそういうアンケート等はとられたことはないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

ただいまの御質問にお答えしますが、子ども子育て支援計画というのを現在策定す  
るようなことになっておりまして、そこの中で、幼稚園とか、認定子ども園とか、そ  
こら辺の需要とかいうのは、アンケートの中でも恐らくとる必要が出てくるんじゃない  
かろうかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

余りよくわからなんだんですけど、とってないということでもよろしいでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

直接のアンケートはとっておりません。

以上です。

○7番（芝 照雄君）

はい、了解。

○議長（渡邊眞次君）

これで芝照雄議員の質問を終わります。

次に、9番、程内覺議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

○9番（程内 覺君）

9番、程内覺です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

久しぶりなので、よろしくお願いします。

まず最初に、重複する部分があると思うんですが、交通弱者支援について質問をします。

運転免許自主返納者支援策であります、タクシー補助券及びガソリン給油補助券ほか支援策について伺いをします。

（1）タクシー補助券、ガソリン給油補助券、それぞれの利用率について問います。

（2）高齢化著しい町内各地において、もともと運転免許証を持っていない高齢者の移動手段の確保を今後どのように進めていくのか問います。

（3）町営バス路線がある日吉・愛治地区、近永周辺の巡回バスの利用はおおむね良好なのか、また高知高陵交通の利用状況、考え方について伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第1番目の交通弱者支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のタクシー補助券及びガソリン給油補助券のそれぞれの利用率についての御質問であります、8月末現在の交付状況、利用状況を申し上げますと、タクシー補助券は、62名の方に交付し、交付金額は155万円で、うち54名の方が利用され、使用金額は22万5,000円で、利用率は14.5%となっています。また、

ガソリン給油補助券は、79名の方に交付し、交付金額は197万5,000円で、うち45名の方が利用され、使用金額は22万3,000円で、利用率は11.3%となっています。

次に、2点目の今後における、もともと運転免許証を持っていない高齢者の移動手段の確保についての御質問であります。中山間地域を多く抱える鬼北町におきましては、過疎化・少子高齢化が進み、いわゆる限界集落といわれるような地域も今後数多く出現すると予測され、このような集落において、特に高齢者については、交通弱者がほとんどで、日常生活の買い物や病院への通院の足の確保は切実な問題であり、大きな課題であると認識しております。

鬼北町におきましては、現在のところ、バス撤退路線について、必要に応じて代替バス等を運行し、日吉地区においてはデマンドタクシーの運行及びタクシー補助券の交付を行い対応しているところであります。

今後、将来的には、主要国道や県道から分岐した町道の多くに町バスを運行するなど、何らかの支援策を講じなければならないと考えておりますが、相当な事業経費を伴うことになるものと想定されますので、十分かつ慎重に検討していかなければならないと考えております。

今後においては、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するためにも、容易に利用できる地域住民の交通手段の拡充及び確保について、行政が実現可能な支援や、あるいは現在久万高原町で実証運行されている、地域全体で助け合いを実現できる仕組みづくり、住民輸送方式と申し上げますが、これが鬼北町の各地域でも可能かどうか説明会を開催するなどして検証し、実現可能なものから、順次実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、3点目の御質問のうち、町営バスの愛治線、デマンド運行の日吉線、近永周辺の循環バスの利用の御質問であります。愛治線においては、1日4便を運行しているところであり、少人数ではありますが常時利用いただいております。乗車人数も増加傾向にあります。また、日吉のデマンドタクシーについては、代替バスを運行していたころと比較すると、利用者数は減少していますが、利用したいときに活用できるシステムであることから、利用者にとっては不便なく利用できるものと考えています。また、近永周辺の循環バスについては、現在1日平均8人程度の利用者数となっております。病院、スーパー等での乗降に有効に活用いただいているものと考えております。

町営バスの愛治線、デマンド運行の日吉線、近永周辺の循環バス、それぞれに町民

の皆さんに活用いただいていることから、今後も利用者の御要望をできる限り反映して、最善の運行になるように努めていきたいと考えているところであります。

次に、高知高陵交通の利用状況、考え方の御質問であります。高知高陵交通のバスは、梶原町と道の駅夢産地間を1日に2往復運行しているところであります。1日当たりの乗車人数は0.45人で、乗降者については梶原町の方が主であり、日吉地区内の方については、今回タクシー補助券を交付するなどの交通弱者対策支援を講じていることから、ほとんど利用がない状況であります。

このような状況であることから、町におきましては、梶原町と高知高陵交通と、バス路線の廃止を含め、運行のあり方について、昨年度から協議を進めているところであります。

以上で、程内覚議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

タクシーの利用率が14.5%ということですが、一番どの地域がタクシーの利用率は多いのかお伺いをします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

この交通弱者の返納の分につきましては、地域満遍なく交付申請をしておりますが、今現在タクシーの請求と申しますか、利用者が多いタクシーは、今のところ近永タクシーと広見タクシーとなっております。主に近永近辺の方がよく利用されているというふうな状況と把握はしております。

ですから、委員が多分おっしゃられる愛治とか、三島ではなく、近辺の方が非常に使われているという状況でございます。

○9番（程内 覺君）

今答弁いただきましたが、近永地域が多いということは、500円の補助券があるので利用しやすいということではないかと思うんですが、へんぴな三島、日吉については、タクシー料金もかさんで500円ではなかなか目的地まで行くのに自己負担が多いということになるかと思いますが、その辺については、今の500円の補助で

いいのか、どうお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

今現在お配りさせていただいておりますものは、あくまでも免許証返納者に対する助成というふうなことにさせていただいておりますので、先ほど末廣議員の答弁の中でもおっしゃいましたように、病院とか、買い物に出られるのは週に1回というふうなことで計算させていただいて、50週の2万5,000円というふうなことで考えさせていただいておりますので、今回この御質問の対象となる分については、あくまでも交通弱者も含めますけども、免許証返納者の分の答弁でございますので、今後そういった交通弱者のほうにつきましては、検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

高齢化は著しいわけでありまして、どこも三島もそうなんですが、小松安森地区とか、下大野、御開山に至っては、大変免許証返納されてない方というか、持ってない方が買い物袋を下げた本当に難儀そうに歩かれて往復をされている現状なので、何かいい方法がないのかなと、常々思うわけでありまして、町長言われましたように、久万高原町のような住民輸送方式とかも、やっぱりもうこれ時間がないと思うんで、一刻も早くそういった問題を解決できるように、町長もいろんな施策で検討されよとは思いますが、その辺の考え方、住民福祉について、再度その点についてお伺いをしときたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員の御指摘のとおりでありまして、交通弱者対策については、私も就任以来頭を悩ませているところでありますけども、まず一番遠い日吉のほうから試験的に導入をした後、次は愛治と三島ということは、担当のほうには指示をしております、

多分もう一回ずつ、一回ずつについては、地元のほうに意見を聴取しに伺ったというふうに記憶いたしております。

ただ、それ以降、今ほど申し上げました久万高原方式というものは、本当に検討に値すると私も思っております、今から先の山だね地域については、一番有効方法、地域の方に助けていただくという住民が参加できる行政というふうなもの、サービスの展開ということで、それを実際にはやりたいなというふうには考えておるんですけども、もちろんこれについては、地域の方の御協力が必要なわけですから、もう既に担当のほうは久万高原のほうに4人ほど行かせまして、実際の状況についてじっくりと見ております。これを三島、愛治地域に、まずはこういうふうな状況をどうしましょうかということ、今から提案を今年度中にしたいと思っております。時間を早くせないけんというのは、私も同感でありまして、なるべく早く支援についてさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

先般、全員協議会の席上で北宇和病院の現状を報告をいただきましたが、巡回バスを利用して北宇和病院を起点に走らせているといったようなことであったと思っておりますが、この巡回バスを利用して北宇和病院を利用されている方は増えているのでしょうかお尋ねをします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

御質問のとおり、北宇和病院を拠点として発着点としてやらさせていただいておりますけども、当初計画していたときよりも非常に多い状況でございます。特に病院が今北宇和病院かつ、個人名を挙げてもいいのかな。篠原とか、大野とか、そういった病院がございまして、そういったところの利用が非常に多くなっております。あと一番多いのが、量販店のフジとかなんですけども、やはり北宇和病院を発着点としたことによって、巡回バスを非常に、非常にといいますか、平均8人ということでご



ございますけども、一番多い時期には16人も利用していただきまして、今活用をさせている状況でございます。

○9番（程内 覺君）

増えているということは結構なことやと思いますが、増えているようであれば、これをもう少し徐々に町内各地にめぐらせていかれたらどうかなと思いますが、私とこの地域でも、ああいうバスがあったらいいよねというような話もたくさん聞きます。そういったところの考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

それをしたいわけでありまして、やはり公共交通機関、宇和島自動車のエリアというものについては、そこがどうしても許されない範囲のところがありまして、今思っているのが、やはり先ほど言いました山だねを走らす上で、それがこういう町バスであろうが、それから町が車を購入して、地域の方に運転してもらうことになるろうが、どちらかにしても、例えば御開山から小松までの道については、バスが走ってませんからすぐにできるということなんですけども、一般、その住民の方は近永まで行きたいんですけども、そこについてはなかなかできないという今の鬼北町の状況があって、そこをどう考えていくかということを担当課のほうでは今協議しよるところであります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、今の件は了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、程内議員、質問2についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

先ほど芝議員のほうからも森林に関する質問があって重複するかもしれませんが、質問をさせていただきます。

質問の2で、森林保全及び活用について。

森林の有する多面的な公益的機能は、国民はじめ町民に広く恩恵を与えるものであり、適切に森林の整備等を進めていくことは、故郷や町民の命を守り、減災対策としても重要であると考え、次の点について伺います。

(1) 森林環境税、森林環境譲与税を活用した息の長い森づくりを今後どのように展開していくのか問います。

(2) これからの課題であると考えますが、災害に強い森づくり、流木による土砂災害の被害を少なくしていく施策は、どのようにしていくのか問う。

(3) 町内外の森林間伐整備も兼ね備えた木質バイオマス事業は、平成31年2月7日現在のいただきました資料によりますと、令和3年秋ごろには最短稼働開始となっていますが、予定どおりに計画が進んでいるのか問います。

(4) きほく林業研究グループをはじめ、町内の実質林業就労者数について伺います。

以上4点質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覚議員の第2番目の森林保全及び活用についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の森林環境税、森林環境譲与税を活用した息の長い森づくりを今後どのように展開していくのかとの御質問にお答えをいたします。

今年度から森林環境譲与税が譲与され、令和15年度から7,700万円譲与されることになっております。また、森林環境税、森林環境譲与税の創設に伴い、森林経営管理法が創設され、森林所有者に適切な経営管理を促すとともに、森林所有者が経営管理できない場合、市町村が経営管理権の設定を行い、自然条件が悪く、採算ベースにのらない森林について、市町村が森林環境譲与税を財源に森林整備を行うこととなっております。

また、森林環境譲与税につきましては、森林整備、人材育成、木材活用、普及啓発等に用途が定められており、鬼北町といたしましても、本制度の趣旨に基づいた活用方法により、路網整備、間伐、林業就業者の技術向上研修、担い手確保、公共建築物への木材利用等に譲与税を活用し、息の長い森づくりを今後展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害に強い森づくり、流木による土砂災害の被害を少なくしていく施策は、どのようにしていくのかとの御質問についてですが、1点目で答弁いたしました、森林環境税、森林環境譲与税は、災害防止や地球温暖化防止等を図ることを目的の1つとして創設されております。森林環境譲与税の用途に沿った森林整備等を実施することにより、今まで森林所有者が経営管理できない森林を町が経営管理することで、災害に強い森づくりが今よりも進展するものと考えております。また、流木に

についても、切り捨て間伐による木材が、大雨の際に流れることにより、災害につながることもあると考えられますので、森林環境譲与税を活用して、搬出間伐の推進を図ることにより、流木による災害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の町内外の森林間伐整備も兼ね備えた木質バイオマス事業は、計画どおりに進んでいるのかとの御質問であります。現在、企業において木質バイオマス発電の固定価格買い取り制度「FIT制度」の認定申請に向けて、重要となる燃料調達のために、町内及び近隣市町の林業事業者との協議を行っており、本年9月末ごろから愛媛県とのFIT申請の事前協議を開始する予定となっております。稼働開始については、現在のところ、令和4年度の予定となっております。当初計画には予定されていなかった実行可能性調査の実施等により、1年近く稼働開始の予定日が遅れる見込みとなっております。鬼北町といたしましては、町が行う行政手続等につきまして、迅速に処理を行い、木質バイオマス発電の設置に支障が起きないように対応してまいりたいと考えております。

4点目の林業研究グループをはじめ、町内の実質林業就労者数についての御質問ですが、きほく林業研究グループが30名、町内林業従事者数が77名となっております。

以上で、程内覚議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

答弁いただきましたが、（1）で森づくりを進めていく上で町主体で譲与税を活用して管理ができるということなんですが、今現在町内で所有者の不明な森林はどれぐらいあるのかわかればお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

所有者不明といいますか、基本的に林地台帳の中でその方々のそれぞれ所有者というものは、基本的には入っておるんですが、それが長年たちまして、調べた段階で所有者が亡くなっているとか、そういった不明になっている状況がありますが、今森林全体で所有者が不明かどうかという調査は行っておりませんので、今現在何名不明かということは、ちょっとわかりません。

○9番（程内 覺君）

森林といますか、新税のもとで森林現場の課題に対応するため、新たな森林管理システムを創設するというようなことになっていると思うんですが、それはもうつくられていますか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

そのシステムにつきましては、今までもお話ししたかもしれんですけど、今年度から譲与税が譲与されるということで、先ほど言いました不明者とか、林地台帳とか、そういったシステムのものをつくっていくということになっておるんですが、現在南予流域単位で宇和島市、鬼北町、松野町でそういった管理センターを立ち上げまして、そこでそういった計画とか、そういったものの調査とか、そういったことを実施するというので、一応12月を予定にそういった管理センターを設置して、そういった業務を実施するというので計画を進めております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

譲与税の関係で譲与基準として10分の5を私有林人工林面積で譲与されるということですが、今の不明森林もまだ調査してないということですが、私有林の人工林面積は譲与税にも関係してくると思うんですが、町内にそういった私有林はどれぐらいあるのか。林野率というものはどれぐらいになるのかお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

関係譲与税の譲与の額等々、今言われたとおり、人工林面積とか、林業就業者数とか、そういったもので算定されるわけなんですけど、これにつきましては、前回の国勢調査で計算されておまして、その調査の、これは国から県ときていただいている分なんですけど、それによりますと、鬼北町は人工林面積が1万5,664ヘク、林業就業者数が95、人口が1万705ということで、これによって積算されとるという状況です。これはあくまでも前回の国勢調査の数値ということですので、現況とは若干違っているのかなというふうに思っております。

○9番（程内 覺君）

了解。

それと、もう1点、町が保有する町有林がどれぐらいあるのか、それから国有林、

町民から寄附された町有林はどのぐらいか、把握されていたらいいです。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

町有林の面積とか、そういった細かい数字は現在持っておりませんので、また構わなかったら、後刻報告させていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、後刻の報告を求めます。

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（2）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

災害に強い森づくりを進めていく上で、よくほかの市町の記事を読んだりしよったら、よく大手企業さんとタッグを組んだりして、企業もCO<sub>2</sub>減少とかに役立てたいといったような目的もあったりして、よく大手さんと組んで森林開発をされよる市町があると思うんですが、鬼北町もそういったことでどこかの企業と一緒にやろうかといったようなお考えはありませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

今（2）の課題として、災害に強い森づくりということだったんですけども、それも兼ねてといいますか、森林開発そのものについて相談があったのは、お隣の西予市さんと梶原町さんがやっております森林の、山の上に風車をつけるというふうについて相談はありましたけども、その分は協議でありまして、鬼北町内につけるというようなことも構想はあったけども、今のところは計画の中には入っていないというふうな話でありました。

議員さん言われております、森林を開発するという中で、今は森林事業者の方々の収益が、今の材価格そのものに、材価にいい影響がないというところが一番の課題であると思っておりますので、そこに大企業が来る来ないというよりは、価格をいかに上げていくかというところで、材の値打ちというものを上げていくということが大切なんではなかろうかなと私は思ってます。

その意味でのやはり事業ということで、間伐をするということでのバイオマス発電

の導入というところは、1つのネックと私は思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

バイオマス発電に関する質問なんですが、原材料の供給率が3万トンですか、うち用材が1万5,000トン、未利用材が年1万5,000トンを予定していると計画書にはありますが、非木質系の未利用材以外の材、どのような燃料を使うつもりなのか。そして、四国でもバイオマスを検討されよった自治体においても、木材供給がままならないということで、かなり時間が遅れている自治体もありますので、その辺はやっぱり慎重に考えていく必要があるのではないかと思っておりますが、木材以外の非木質系の材、原材料はどのようなもので、どう確保していく考えなのかお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

非木質系の部分については、後で担当課長のほうから説明をさせます。

それと、バイオマス発電の部分の各四国内の状況を見ると、慎重にというところの御意見なんですけれども、私も実は徳島県の東みよし町については、うちの担当課長、担当課と事業を中止した部分についても視察に行かせております。ええとこぼっかしじゃなしに、どうしてそれが難しかったのかということも勉強してこいということをお願いをして行ってもらっております。

その中で、やはり私は、これは程内議員さんも同じお考えだと思うんですけども、やはり30年間、50年のスパンとして、子どもたちに必ず30年後には財産となるような森林というものを少しでも多くとっていくのも今の行政の役割だと思っております、その手段としてバイオマス発電を入れるということで、あくまでもバイオマス発電を入れることを目的としていない。あくまでも間伐をしたいところをコンセプトに私は持っております、その間伐をすることが果たせないのであれば、それは事業を方向転換することもやむを得ないと思いますけども、今の段階では間伐をし、なおかつ材価、木材の価格というものをある程度の価格として押し上げるのには、1つバイオマス発電というものも必要なんではないかなと思っております。御協力を

お願いいたします。

では、非木質の部分について、担当の課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

程内議員が言われました、その計画なんですけど、それは以前、全員協議会とかで説明させていただいた資料なんですけど、先般、業者のほうからも計画の見直しがありまして、その中では、3万トンのうち2万4,000トンの間伐材とか未利用材で、後の6,000トンを一般木材ということになっておりますので、考え方としましては、間伐や未利用材が2万4,000で、残りが一般木材ということで計画を進めているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問2、（4）についての再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

町内の実質林業就業者数といいますか、就業者についても、先ほど町長も言われますように、大変木材価格が低迷をしておるので、なかなか就業しづらいというような面もあると思いますが、農業とあわせて重要な町内の産業と捉えているわけですが、過去5年間、5年前と比べて林業従事者はやっぱり減っているのではないかと思います、その辺について、今度の今言われました、譲与税は95人を対象にしておられるというようなことですが、やはり先ほども出ておりましたように、助成をしてでもやはり従事者を増やしていく、間伐いうても、なかなか間伐は道路の近くの山であれば間伐もしよいけれども、やっぱり奥地に入ったところを索道をかけて間伐をするというのは、なかなか危険でもあるし、大変な作業であります。町長が言われますように、30年、50年先に子どもたちに立派な森を残すことは大変必要なことだと思いますが、やはりそのためにはなかなか厳しい現実があるので、その辺も木材価格に上乘せするような助成金を出したり、またあるいは従事者に対して助成をしてみたりというような施策も必要かと考えますが、その辺の考え方について再度伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

先の御質問でもお話をしたんですけども、例えば高校生が新規就林者をしたいという場合においても、やはりほかの商工業との競合ということで、今、先日の日吉の農林公社の理事会でも話題になったんですけども、やはり少し給料を上げていかないと、やはり新規就労者が見込めない、また、ハローワークに出してもなかなか来てもらえないという状況というものも現実にあることも承知しておりますので、そこらあたりは、先ほど申し上げました、宇和島市さんが経営体に対する支援だけじゃなしに、実際に入った就労者に対する支援を始めましたので、そこについては私も同じ考えであります、林業施業、間伐について慎重にせよという御意見もありまして、そこらあたりの林業施業について強く政策として推し進めるのであれば、そこらの部分の対策というものは十分必要だろうと思っております、やはりそこらの支援というものは、宇和島と同様に、来年度以降早目にやっていきたいなと思っております。

それと、間伐の部分で、奥地については難しいことは、私もいろんな方にお聞きをしまして、心配、危惧をしておりますけども、やはりいろんな方にお聞きしますと、やはり河川での搬出というものしか、なかなか採算ベースに合わないというところも現実としてあるということがありまして、そういうところは業者さんのほうに、経営体のほうにも、何とか河川についての作業についての効果的な推進策というものを検討してほしいということは今申し上げております。御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午後 0時07分

---

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、先ほどの質問2、（1）の質疑に対する答弁の申し出がありましたので、



これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

後刻と申し上げた案件につきまして、農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

先ほど程内議員のほうから質問のありました、町内の国有林と町有林の面積であります。国有林のほうは1,765ヘクタール、町有林のほうは1,027ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、程内議員、質問3についての質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問3、予土線について。

今年5月の新聞記事によりますと、収支が悪化している予土線について、このままでは路線の維持は非常に厳しいとの認識が改めて示され、100円の収入を得るためにかかる経費は1,159円というショッキングな記事を目にしました。

今年3月、議会と北宇和高校生との意見交換会でも、宇和島市や高知県方面の通学生から、JRの便をもっと増やしてほしいとか、いろいろな声があり、近永駅周辺の整備に関する要望や意見もあったので、町活性化の上でも大切な案件と捉え、その考え方を問います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第3番目の予土線についての御質問にお答えをします。

まずは、鬼北町議会が率先をして北宇和高校生徒との意見交換会などに取り組んでいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

御案内のとおり、予土線は、沿線住民の生活の足として、また愛媛県と高知県を結ぶ唯一の鉄道路線としての役割を持つ、四国西南地域における交通体系の基幹となる重要な路線であります。一方、予土線沿線は、高齢化と人口減少等による地域活力の減退等の課題を抱えており、予土線の利用促進は、生活路線の確保及び沿線地域の振興にとって非常に重要な施策であります。

こうした点を踏まえ、今年、四国運輸局、ＪＲ四国、県内バス事業者、市町、観光物産協会、県が参加して、愛媛県鉄道ネットワークあり方検討会が、本県の鉄道をはじめとした公共交通の維持・活性化を図るため、実効性ある利用促進策を検討することを目的として開催され、ＪＲ四国の現状、利用促進の取り組み、自治体のできる取り組みなどについて協議しているところであります。

鬼北町におきましても、近永駅周辺にぎわい創出プロジェクトを立ち上げ、北宇和高校の生徒で構成する創生プロジェクトチームから２３名、近永駅周辺で店舗営業をされている事業主の方々、町内地域の方々、行政職員等の参加を得て、近永駅と近永商店会の現状と課題を参加者間で共有し、今後の活性化策について、産・官・学それぞれの立場から意見を出し合い、具体案をまとめているところであります。

今後の施策については、具体的な内容はこれから煮詰めることとなりますが、愛媛県と鬼北町、松野町、宇和島市で構成する愛媛県側の予土線利用促進対策協議会及び高知県と四万十市、四万十町で組織する高知県側の予土線利用促進対策協議会、また、ＪＲ四国との連携も視野に入れて、地域の活性化事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、程内覚議員の第３番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、質問３についての再質問はありますか。

○９番（程内 覚君）

近永駅周辺の件については、先ほど末廣議員も質問をされましたので、重複することもあるかと思いますが、質問を私なりにしたいと思います。

５月の新聞記事に載って、ＪＲの四国の社長は、あの数字を見て地方自治体にどう反応してもらえるかといったようなことの投げかけもされているようでございますが、予土線に対しての当町の行政支援は協議中であろうかと思いますが、どのように支援をされるのか、そういう考えがあればお尋ねをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

行政からの支援というところの一番の出始めは、やはり先ほどの午前中の答弁にも一部あったんですけども、すみません、赤松議員さんの行政報告にもあったんですけども、行政だけが主体的にその施策を推進しようとしても、それは空振りに終わってしまう可能性もあると、慎重にするべきじゃないかというような御報告がありましたけども、この案件については、やはり一番大切なのは、周辺地域の住民の方々の御理解と申しますか、この鬼北町の町民の方々が沿線に対する危機感、それから、いかに

これを活用していくかというふうな真剣な取り組みというものを行政と町民の方々の間でやっていくという位置づけが一番は必要であろうと私は思っております。

その後、私はこの新聞記事が出る前に、企画課のほうでは、このまちづくりプロジェクトを立ち上げておりますので、JRの社長さんには、鬼北町の取り組みというのは、ある程度明るい見通しとして自分たちでやっていただいているなというふうなところで見ていただくのは確かだと私は思っております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

それと、商工業者も大変今厳しい状況に置かれていると思うんですが、駅周辺の商業施設、再開発を高校生との3月の懇談会においても、部活が終わったときに利用するお店がないとか、もっと便を増やしてほしいとか、いろんな要望が出ていましたが、そういったものに応えるためにも、少しでもそういったプロジェクトで生かして、そういう意見を取り入れていただいたら、なおいいのではないかと思います。駅周辺の商業施設の再開発はまだ具体的には決まってないと思いますが、どういうコンセプトでそういった再開発を考えておられるのか、わかればお願いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

午前中にも申し上げましたけども、ここの近永駅の周辺に対する再開発、また駅の近くの再開発と、私、再開発という言葉を実際に出していいのか、ここはまだわかりませんが、ただ町としてやれることは、今の近永駅の周辺について、まずはできることからやっていこうということで、ハード分だけではなく、やはりそこで町民の方、または行政がしっかりとそこも気にしておりますよというメッセージをつけるために、なんでも館というものをあそこの1空き家を使わせていただいて活動しよう。その分には、行政主体ではなく、今回は商工会さんについては、御協力はなかなか仰げなかったわけでありまして、一般、民間の方に公募をして、その運営についても参画していただこう。その中には、もちろん北宇和高校生との意見も取り入れようというところがあります。

それと、午前中も申し上げましたけども、駅の駅舎も含めた整備をする場合には、やはりその駅舎と、あと町なかの県道沿いの部分というものもある程度のことを考えて駅舎を整備していかないといけないだろうな。駅舎だけが立派になり、また何のコンセプトをもって、まちづくりの一端を担うのかということとしっかりと町民に伝えていくことができなければ、逆に、それはただのハード分になってしまうだろう。ちゃんとメッセージが残せるような形のものをつくるということが大前提ではなかろう

かなというふうに考えております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

最後に2点、お伺いをしたいと思いますが、いろいろ今町長答弁いただきましたように、いろんなことで検討をされていると思うんですが、この近永駅を含めたその辺の整備といいますか、そういったものはいつごろまでに完成したい、完成を見たいといったような思いがあるのか。それと、予土線の全線開通45周年記念イベントですか、そのイベントについてどのような形で町は関与されていくのか、2点お伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

2点目のイベントにつきましては、企画振興課長のほうで答弁をしてもらいます。

前者のまちづくりの中の、いつごろまでに整備というお話なんですけども、ここは正直申し上げますと、多分議員さん方も御承知のとおり、新町の建設計画の中には、一番の近永町なかの整備計画の中には、アルコール跡地を何とかしようというふうな計画が1つ盛り込まれておりまして、町なかのといいますか、駅舎の改修というものについては触れておられません。ただ、ですから、その部分を今から修正をして、後期中期計画の中に入れ込んでいかなければならないという作業がありまして、近永アルコール工場跡地の残った分ですね、その部分と近永の駅舎の部分をどのように町としては位置づけとるかということを経営発信しなければならないということを経営はしていかなければならない。本当に気の長い作業ではありますけども、ただ、これまでの旧の広見町時代から、近永アルコール工場跡地の分の、俗に言う、その当時は債務でありましたけども、その債務というものをどのように利活用するかということは、重点化されておりまして、近永の駅舎、また商店街についての部分は、どうしてもやっぱり大きな課題として位置づけられておりまして、手をつけられなかった部分でありますので、その部分も一緒に考えていかなければならないというのに、今回の難しさがあると、私は正直思っておりますので、そこは御理解いただきたいなど。

ですから、何年というふうなことじゃなしに、どこに何をつくっていくか、または公園として、または休憩室として、つくるものによって年度は変わってくるんじゃないかなと思っておりまして、ただ、その方向性については、ここ数年の間にはお示ししなければならないと思っております。

以上です。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほどからの質問なんですけど、一応JR四国側からとしても、要は、自治体と協働体制をもって、利用促進に取り組んでいきたいというふうなものが一番の今回の45周年のイベントだというふうに考えておまして、今現在、事務局のほうは、宇和島市が予土線利用促進協議会に入っておりまして、私どもと松野町が参加しております。そこを中心に今後そういったイベントの内容等に、最終的なものについては、まだ決まっておりませんので、詰めて参加をして、協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで程内覺議員の質問を終わります。

ここで町長から、先ほどの芝議員の1、（2）の質疑に対する答弁の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

芝議員の後刻というふうな質問に対する答弁としまして、町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

先ほどの芝議員さんの取り壊し住宅用地の課税、滞納状況の御質問についてお答えをいたします。

平成30年度建設課の事業で取り壊したものが10件でありまして、全て滞納はございません。12月までに取り壊しました8件につきましては、住宅用地の特例が適用されず、金額が上がっておりますが、1月2日以降に取り壊した2件につきましては、1月1日課税ということですので、来年度から上がるということになっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

芝議員、了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

次に、5番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○5番（赤松俊二君）

失礼します。議席番号5番、赤松俊二です。

先に通告したとおり、質問1、地域振興について質問いたします。

（1）地域おこし協力隊について。

人口減や高齢化が進む中、地方に移住し、活性化に取り組む地域おこし協力隊の存在はますます高まってきていると感じる。

そこで、当町の現状と今後の考え方について伺う。

①地域おこし協力隊制度の詳細について伺う。

②現役地域おこし協力隊の活動と内容について、また活動におけるサポート体制について伺う。

③任期満了後の地域おこし協力隊の定住後のサポートについて伺う。

④過去の協力隊員と現役協力隊の連携について伺う。

⑤今後の地域おこし協力隊の受け入れについて伺う。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の地域振興についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域おこし協力隊の制度の詳細についての御質問であります。地域おこし協力隊は、総務省によって2009年度に導入された制度で、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に受け入れ、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度であります。

地域おこし協力隊の隊員になるには、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活拠点を移して暮らしたい、隊員として活動したいなど将来の展望を考える方が、募集地方自治体へ申し込みます。協力隊は、地方自治体が募集と選考を行いますので、活動内容や条件処遇等も地方自治体によって異なり、非常勤の公務員として任用される場合や、地方自治体と委託契約を結ぶ等がありますが、選考に関しても、地方自治体によってさまざま、書類選考や面接、実際に現地へ訪れての体験などがあります。採用となった方は、地方自治体から地域おこし協力隊としての委嘱を受け、おおむね

1年以上3年以下の期間、地域に定住し、ブランドや地場製品の開発・販売、PR等の地域おこし支援等や農林水産業への従事、住民生活支援などを行います。

地域おこし協力隊の対象は、主に4つあります。1つ目は、地方自治体から委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。2つ目は、委嘱に当たって、地方自治体はその対象及び従事する地域協力活動内容等を広報誌やホームページ等で公表していること。3つ目は、地域協力活動を行う期間は約1年以上3年以下であること。4つ目は、生活拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であることとあります。したがって、同一市町内において移動した者及び委嘱を受ける前に、既に当該地域に定住・定着している者は、原則として含まれないこととなっています。

また、協力隊を受け入れるに当たり、地方自治体は、協力隊の活動が円滑に実施されるように、複数人の受け入れを同時に行うとともに、協力隊員が地域活動を終了した後、定住・定着できるように協力隊員に対する生活支援・就職あっせん等を同時に進めることが有効であるとされています。

次に、2点目の現役地域おこし協力隊の活動と内容について、また活動におけるサポート体制についての御質問ではありますが、現在1名の隊員が勤務しており、地域の特色を生かした特産品開発や、販路の拡大に向けた取り組みをはじめ、地域の特色を生かしたイベントの企画、泉貨紙などの伝統産業のプロデュースなど幅広く活動しております。

また、活動のサポートについては、担当課である企画振興課が中心となり、道の駅森の三角ぼうし、成川溪谷休養センターなどとも連携し、隊員への助言・指導を行っております。また、県内外で開催される地域おこし協力隊の研修会へも積極的に参加していただき、隊員相互の情報交換や他の自治体の取り組み事例を参考にする機会を提供するよう努めております。

次に、3点目の任期が終了した地域おこし協力隊の定住後のサポートについての御質問ではありますが、隊員の定住に向けたサポートといたしましては、定住後の就業に応じて、各種助成制度の活用に関する情報提供などを行っております。定住後の就業についても、協力隊として勤務した間のノウハウを生かしていただき、引き続き町の移住政策等に協力をいただきたいと考えておりますので、町といたしましても、任期満了後の定住・就業について支援してまいりたいと考えております。

既に就農されている2名の元協力隊員につきましては、各種補助事業及び農地のあっせん相談を受けたり、3年間の任期満了時の起業支援として、就農に必要な耕運機

などの農業機械や、商品開発に必要な食品乾燥機等の厨房機器などの購入について10分の10、上限100万円の助成を行い、任期満了後の定住定着のサポートを行っております。

次に、4点目の過去の協力隊員と現役協力隊員の連携についての御質問であります。協力隊員志望者の受け入れに当たっては、現役隊員が過去の協力隊員へ活動に対する助言を仰ぐなど、個人的な協力体制の構築がなされております。今後、町といたしましても、協力隊員や移住者相互のネットワーク構築の支援を図りたいと考えております。

次に、5点目の今後の地域おこし協力隊の受け入れについての御質問であります。今年度も、6月と8月に東京で開催された移住フェアで募集を行ったところであります。鬼北町のブースには、6月は12名、8月は11名が相談に訪れ、移住に関する相談や地域おこし協力隊の制度について情報提供を行いました。これまでに、そのうち3名の方が鬼北町を訪れていただき、町内各所を案内するなど、協力隊活動の具体的なイメージができていない人に対しては、農業・特産品開発・泉貨紙づくりなどのミッションを提示するなど、来年度に向けた募集に努めているところであります。

以上で、赤松俊二議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、質問1、（1）①についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

今ほど答弁いただきましたが、そこの中の財政支援があらうかと思いますが、地域おこし協力隊員の活動にかかる経費と、そういったものについても、ちょっと詳細を伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

財政支援等でございますけれども、まず地域おこし協力隊が鬼北町に参られた場合は、当然住居があるわけでございますけど、住居の提供をいたします。住居費用につきましては、当然改修費もこちらが全部見るわけでございますけれども、最終的に家賃等については、1万円いただくこととなっております。

あと光熱水費・通信費は、当然自己負担ということになります。あと社会保険料の加入、あと公用車、そのところについては、町のほうが全て購入し、利用していただくということになるかと思っております。



あと赴任ですね。当然都会から来られるわけですが、赴任旅費等についても支給をするというふうな形で現在やらさせていただいております

あと先ほど起業をされる場合は、起業支援というふうなことで増えておりますので、先ほど町長の答弁にもありましたように、10分の10、100万円を限度として助成するというふうな補助事業がございます。

以上です。

○5番（赤松俊二君）

今その詳細の中でもう1点、人件費についてはどうなっているのか再度伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

月額報酬として16万6,000円の月額報酬を支払っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、質問1、（1）②についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

幅広くいろんな活動をされているということでありましたが、そういった中で、地域おこし協力隊のそういった活動に、どのような効果が見られるのか、そしてまた、どのような活動を目指すことがより効果を上げることに結びつくのか、そしてまた先ほど答弁ありましたけども、協力隊員のそういった活動費の経費面、ということは処遇等は十分に行われているのか、その点について伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

地域おこし協力隊の1つの目的としては、地域と地域住民と協力し、地域の発展につなげていくというふうなことでございます。それは当然3年間の勤務の中でござい

ますけれども、現在勤務いただいとるのは、女性の隊員でございます。女性の隊員につきましては、ミッションがありまして、一応特産品の開発とか、鬼北町の地域のPRというふうなことで頑張らせていただいております。

当然そういった成果につきましては、広報きほくで毎月発行しておりますもので、ゆうゆう自適日記かな、そういったもので、隊員の報告をさせていただいております。そういったものも含めて利用して、地域住民で、各地域で活躍してますよということも発信させていただいておりますし、あと個人的にもフェイスブックを立ち上げていただいておりますので、そのフェイスブック、いわゆるSNSですね。そういったもので全国的に活躍の中身を発信させていただいて、今後来ていただく方のための情報発信もさせていただくというふうな現在の状況でございます。

以上です。

○5番（赤松俊二君）

今ほど答弁で、ホームページ等でいろいろと掲載をされているということでしたが、地域おこし協力隊については、受け入れた地方自治体において、隊員及び従事する地域協力活動の内容を広報、またあるいはホームページで公表することが、総務省の要項で定められております。本町においても、これまでの活動状況については、今ほど答弁がありましたように掲載されておりますが、私は地域おこし協力隊のサイトをまた別に設けることはしないのか、せっかく頑張っている隊員だから、他市町の隣の松野町においては、今7名の隊員がそれぞれの事業で活躍されておりますが、その中の地域おこし協力隊についてのお知らせ、そういった募集要項、活動内容、協力隊のメンバー等々いろんなサイト、お問い合わせサイトを全国にアピールをしていると。鬼北町においても、サイトを設けて全国に発信するべきではないかと思いますが、その点について伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

今の女性隊員のフェイスブックの分は、個人のフェイスブックというよりは、地域おこし協力隊の鬼北町版というところでのフェイスブックを立ち上げてくれておりまして、ある程度そこは役場のほうも携わっておるというふうに思っております。それを全国に情報発信はできておると思っております。

ただ、松野町は今7人いらっしゃいますけども、その方々のミッションというのは、それぞれ違うミッションがありまして、それを町のほうで1つにというよりは、それぞれが情報発信されとる。うちはたまたま今1名でありますので、その分の情報発信はしておるといことなんですけども、議員言われるとおりに、例えばうちのほうに複

数の協力隊員が来てくれた場合には、それぞれの部門の情報発信を2倍3倍とできるんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、質問1、（1）③についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

せっかく鬼北町を選んでいただき、そしてまた縁があって移住していただいたことから、鬼北町を第二のふるさととして、ぜひとも定住していただきたいと思う気持ちは皆一緒だと思います。そんな中、隊員が、引き続き地域で暮らせるような就労相談や地域との連携、そしてまた住居の確保の必要な案件については、しっかり相談に乗ることが大事であると思います。

隊員からの生活上の相談に応じる窓口等の検討、そしてまた定住に結びつくためのいろいろなサポートはあると思われませんが、例えば定住支援のコーディネーターの設置や、隊員からの生活上の相談などに応じる窓口の設置を検討するなど、最大限の知恵を絞り出す努力は必要ではないかと思いますが、その点について伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

定住支援コーディネートというふうなお考えというのは、もちろんそれは大変必要なことでありますけども、地域おこし協力隊の分野として、それをミッションとしてやるということについては、今は行ってないんですけども、それを鬼北町がやりたいということで募集をして来ていただいた方がいらっしゃったら、それはそれとして成り立つ3年間のお仕事になってくるんじゃないかなと思っています。

現在は、今は先ほど課長から話ありましたように、道の駅、それから成川休養センターを中心として物産というものを開発したり、それをどのように情報を発信していくかというふうな道筋を立ててくれたり、またイベントに協力してくれたりという分野であるんですけども、その方が今から2年3年過ぎた後に、それを自分のお仕事としてどのようにやっていくかということをサポートする、それもこの仕事やと思いますし、そのサポートそのものを支援隊の仕事としてすることも大切だと思いますので、議員さんが言われる、そのアイデアというものは十分これからも活用できると思いま

すので、東京、大阪へのそういう啓発には、その分も含めてこれからもやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、質問1、（1）④についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（1）⑤についての再質問はありますか。

○5番（赤松俊二君）

現在のこの受け入れについて、今後の地域おこし協力隊の受け入れについてですが、現在活躍している分野以外にも範囲を広げていくのも必要かと思いますが、地域おこし協力隊の新規募集について再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

課長からの説明もありましたように、毎年大阪、東京を中心として勧誘を行っていることは確かでありまして、それについては、現在の隊員も一緒について行って、鬼北町のよさというものをアピールしていただいております。継続していきたいと思えます。

ただ、前の議会でもちょっと申し上げんですけども、私は地域おこし隊の協力員、町に来てくれる、うれしいことなんですけども、その御本人の一生を左右する課題、問題でもあります。また、受け入れたほうが、それが近永のアパートであればそれはそれとして1人の男性なり、女性が3年間住むとしてはいいことかもしれないんですけども、例えばそれが1集落の中に空き家に住んでもらうと、もちろん協力隊という名前であれば、その集落の組のおつき合い、それから集落のおつき合いをしていくということになってくると、その1人の地域おこし協力隊の方の影響というものが集落全体に及んでくると、それはいいときもありますし、それが10年、20年として継続してやっていかなければならない場合には、その1人の協力隊の方のバックアップというのは、役場の職員はどんどん変わっていくわけですから、やはり集落の方が

ある程度我慢し、またそれから影響を受け、いい影響を受け、いいメリット・デメリットを背負いながら、その地域おこし協力隊の方と一緒に生活、暮らしていただくと、ただくという未来を想像しますと、本当に私は簡単に受け入れることもどうかなど。ちゃんと地域の方々意見も聞きながら、そこに住んでいただくことも交えて、優しく、また寄り添いながら接していくこと等を1つの目標として地域おこし協力隊を勧誘していくべきだなど私は思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

確かに受け入れる側も大変厳しいというか、いろいろ課題が多々あるかと思いますが、私はこの地域おこし協力隊の制度はとても有効な人口減少対策の1つだなどと思っております。確かに先ほど申しましたように、課題が多いと思いますが、受け入れる地域に定住しない人とか、なじまずに離れていく方いろいろおられると思いますが、そこら辺はもう少し自治体、地域の魅力をもっと十分伝えて、定住に結びつくような努力、そういったものも必要ではないかななど。いろいろ参考事例、先進事例等もいろいろ各市町村積極的に取り入れて、地域おこし隊内の制度を活用されている自治体も多々あるかと思いますが、そういったことを含めて、再度町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

私は先ほど申し上げましたように、地域おこし協力隊の制度そのものについては、大賛成でありますけども、やはりそれぞれの地域に受け入れるほうの御意見も聞きながら、よりよい方向性を見出していく体制づくりというものが需要だというふうに思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで赤松俊二議員の質問を終わります。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

○4番（山本博士君）

失礼をいたします。議席番号4番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、質問をいたします。

質問1、保育所の受け入れ状況について。

今年の10月より実施されます幼児教育・保育の無償化により、保育所の利用が増えるのではないかと考えられます。以下について伺いをいたします。

（1）9月の広報で無償化の内容が記されておりましたが、改めて、保育の無償化の内容について伺います。

（2）保育無償化による保育ニーズが増え、待機児童が増えるのではないかと心配があるが、対策はとられているのか伺います。

（3）新聞にも書いてありましたが、預ける側の支援の充実だけでなく、預かる側の保育士の方々の働き方改革も重視すべきと思われるが、いかがお考えか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の保育所の受け入れ状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保育の無償化の内容について問うとの御質問であります。議員御案内のとおり、令和元年10月1日から消費税率10%への引き上げによる増収分を財源とした幼児教育の無償化が導入されます。

これは、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての児童、ゼロ歳から2歳児までの児童については、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料となります。なお、令和元年度については、消費税引き上げに伴う地方増収がわずかであることから、地方負担分については、臨時交付金として全額国費により措置されることになっております。

3歳から5歳までの保育料については、無料化となりましたが、米やパンなどの主食費、おかずやおやつ代などの副食費については、これまでどおり保護者負担となっております。

当町には、保育所しかありませんので、保育料として話をさせていただきますが、これまで3歳から5歳までの副食費については、保育料の中に含めて徴収されておりましたが、国の制度導入に当たって、副食費が保育料から切り離され、公定価格の月額4,500円が一部の児童を除き保護者の負担となります。

つまり、国の制度では、これまでの保育料から副食費4,500円を除いた金額が無料化の対象となるわけでありますが、鬼北町といたしましては、全ての世帯の3歳から5歳までの児童に対しては、保育料とあわせて、副食費についても町独自の子育て世帯の負担軽減策として無料としたいと考えております。

続いて、2点目の保育ニーズが増え、待機児童が増えるのではないかと心配であるが、対策はとられているのか問うとの御質問であります。保育の無償化が導入されたことといたしましても、当町の場合、3歳から5歳までで保育の必要性の認定を受けることのできる児童については、現在ほぼ保育所等に入所しておりますので、入所児童が急激に増えるということは想定いたしておりません。また、無償化に伴う入所の問い合わせについても、現在のところほとんどありませんし、3歳から5歳までの児童の受け入れについては、少々余裕もありますので、このことについて対策というものは、特段は講じてはおりません。

次に、3点目の預ける側の支援の充実だけではなく、預かる側の保育士の働き方改革も重視すべきと思われるが、考えを問うという御質問であります。当町の保育所職員の勤務環境につきましては、朝7時30分から園児の受け入れを行い、夕方は6時30分まで保育を行っており、さらに近永保育所につきましては、1日土曜保育を行っておりまして、正規職員のほか臨時職員やパート職員が、それぞれ日々の勤務時間に応じ、変則的な勤務体系を取りながら保育を行っております。職員の配置につきましては、入所児童の人数及び児童の年齢等によって、国の配置基準に基づき、最低必要数の職員を配置する必要がありますので、保育士等の人員確保につきましては、近年、大変苦慮しているところであります。

保育職場については、全国的にも離職率も比較的高くなっており、当町においても勤務年数の短い保育士が退職するなど、今のところは人数的には足りてはおりますが、余裕があるというわけでもありませんので、働きやすい職場づくりのために、議員言われるとおり、働き方改革も重要であると考えております。

保育職場での働き方の改革といたしましては、先ほどの末廣議員の御質問でもお答えいたしましたように、書類作成事務の効率化、簡素化が一番の課題ではないかと考えております。作成する書類の数も多い上に、子どもたちの様子を見ながらの仕事ですので、書類作成事務にかけられる時間は、昼間においてはなかなかとれませんので、ICTの導入による事務効率化の検討や、書類様式の簡素化についても、県と意見のすり合わせを行いながら、どこまでできるのか、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。また、余裕のある職員配置ができれば、事務に充てられる時間もつ

くりやすくなりますし、保育の質向上にもつながると考えておりますので、保育所行事の見直しや施設の統廃合についても、あわせて協議してまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

大変丁寧な御答弁ありがとうございます。

質問1の（1）に対してなんですが、対象者の保護者に対してこの説明はされているのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

現在保育料につきましては、今9月が見直しの時期ということで、新しい収入によって保育料を計算しております。それで、今ちょうどその通知を送っているときなんですけど、これにチラシを同封いたしまして、保育園に通っている子どもの全ての世帯に配布をしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

今後のこともあるので、申し上げますが、OBの方で補助に入ってもいいという保育士の方がおられるのかどうか、調査をしているのかどうか。調査していれば何人ほどおられるのかお聞かせいただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

各それぞれの年度によって、措置児童数の各所保育所の数によって、それぞれの年度でパート、または1日の臨時職員の数等についてOBも含めてといたしますか、公募をいたしております。その公募の中で、元保育士の先生方、それが正職、または臨時



の方も含めてなんですけども、多数、複数いらっしゃる。ただ、役場の職員としておられた方、または臨時職の方に直接全ての方に電話連絡等をするにはございません。

以上であります。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（3）について再質問ありますか。

○4番（山本博士君）

保育所に限らず、小学校なんかもそうなんですけど、例えば今回なんかもそうだと思います。敬老行事などで保育所の子どもたちが来て遊戯をしてくれます。おじいさん、おばあさん、大変喜んでもらえているんですけど、その裏では先生方がそのためにさまざまな準備をされ、残業をされというふうなことがありますので、その辺も改革しなければならないのかなというふうな思いがありますが、町長どんなお考えかをお聞かせいただければと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

今の例で申し上げますと、保育所の子どもたちがまちづくりに参画しておるといような気持ちは、もちろん持ってないかもしれませんが、ただ保育所の先生方なり、地域の方が敬老行事を盛り上げようということに応える形でそれぞれの保育所が頑張ってくれとる姿というものは、幾分6時、7時までの残業があったとしても、それは私は職員として、町の職員としてあるべき姿ではないかなと思っております。

ただ、問題なのは、やはり昔と比べると、先ほどの書類もありましたけども、個人個人の見詰める姿というものを必要な書類の数というものが、見詰める角度というものを今までの上下左右から、やっぱり8方面から、または16方面から、32方面から見て下さいよというふうな子どもを見る目というものをもっともっと深く追求してくださいというふうな書類がいっぱい出てきておる。それは子どもにとっては必要なかもしれませんが、やはり負担になっていること間違いないというところのジレンマであろう。イベントそのものについては、昔は保育祭りというものがあったりして、本当に御迷惑かけていいイベントがあったんですけども、それは松浦町長時分に廃止にした経緯があります。やはり昔から保育所のイベントそのものについては、

少し多過ぎるんじゃないかなというような傾向はあったのかもしれませんが、現在は私は少し難儀なこと、議員さんが御指摘のように、しんどいかもかもしれませんが、敬老行事については、本当におじいさん、おばあさん方喜んでもらうので、できれば続けてもらいたいなと思ってます。それ以外に運動会、それからクリスマス会、本当にいろんな行事があって、先生方の負担というものが多きことは、私もわからんわけではないんですけども、子どもたちの成長を願って、先生方もしんどいという思いの裏腹にもっともっといい保育をしたいという思いというものが見え隠れしておることは間違いないと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

それでは、質問2、消防団員の報酬について。

年々、自然災害が増加し、消防団の役割が重要視される中、団員のなり手不足が深刻な問題であると考え、以下について伺います。

（1）新入団員が入団する際、報酬・内容等の説明は行っているのか伺います。

（2）団員の報酬は各個人に支払われているのか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の消防団員の報酬についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新入団員が入団する際、報酬・内容等の説明は行っているか問うとの御質問であります。新入団員の入団に当たりましては、通常4月に入団式が行われ、そこで辞令が交付されます。入団式後、各種の訓練が行われますが、その際に、消防主任のほうから、消防団の役割、団員の報酬、入院見舞金制度や、活動内容について一通りの説明を行っております。

次に、2点目の団員の報酬は各個人に支払われているのか問うとの御質問にお答えいたします。

現在、団員報酬については、年3回、また出勤報酬については、年4回に分けて支給しております。支給方法といたしましては、町のほうで分団ごとの必要額を算出した上で、各分団の口座に振り込み、各分団長が、各部ごとの必要額を口座から引き出して各部長に支給し、その後は、各部の裁量に任せているのが実情であります。

団員報酬、出勤報酬は、基本的に、各団員に支給されるものですが、分団や部等により取扱が異なる場合もあるようでございます。それにつきましては、団員の了解を得た上での対応となっているものと認識しており、これまでは特に問題はなかったと承知いたしております。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

（1）の質問に対してなんですが、この報酬とか、内容と、これは文書で各個人に説明されとるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から説明をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの質問でありますけれど、周知につきましては、先ほど辞令交付式というふうなことも説明をさせていただきましたけれど、その場では、1人だけ辞令交付をさせていただきますので、その後、各分団あるいは部のほうに帰ってから細かいところについての説明を受けるというふうなことになっております。

文書につきましては、特段紙面でこういったものということをもとめたものをお渡しするという事までは、やっております。

以上であります。

○4番（山本博士君）

我々が団員になったときもそうだったんですが、先輩から消防団の服とヘルメットと長靴と家に持ってこられて、頼むぜ、もうそれだけで説明は何もありませんでした。これから文書をもって報酬とか、内容とかを説明していくのが当然であろうかと思いますが、きちんとそういうふうなことを、これから、今後していくようにする考えはないか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

私も27歳のときに消防団に入ったときも、議員さんと同じように物を持ってこられて受けたというふうなことを記憶いたしております。ただ、多分議員さんも同じだったと思うんですけども、その消防団員は新入団の方は報酬とか内容についてのことを気にしてどうのこうのということではなしに、やはり順番が来たかというところで頑張ってくれるという気持ちを持って、自分の背負った地域としての責任というものを自覚をして入っていただけると、本当にありがたいところでありまして、ただ町としてといいますか、行政としてそれを報告するべきものは報告しなければならないかなど、今一部反省をいたしております。

以上であります。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

これから改革なんですけど、消防団のやっぱり意見を取り入れながら団の運営費、各部の運営費、それから個人がやっぱり出動した時間による個人への報酬、これはもう役場から直接個人へ振り込むという、そういった改革をしなければならないと思いますが、町長のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

今のメンバー、団員の方々467名に個人に振り込むということになると、それはそれとして職員の負担がかかるというのは事実なんです。そこらあたりを年に3回するとすると、千何百件の分をせないかん、宇和島市、松野町もうちと同じスタイルをとっているのは、そういうところも原因にあるのかなと思いますけども、ただ、議員さんが言われる、改めるべきところは改めるという方向性については、消防関係各位とも話をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、11番、山崎保議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○11番（山崎 保君）

それでは、6番になりますけれども、議長のほうから許可をいただきましたので、先に通告をいたしております、町内の学校の運営についてお聞きをいたしたいと思っております。

質問1、町立小学校の6校が約391名であります。そういう中で、また中学校2校の生徒数は229名ということで、大変17年に合併いたしましてから、小学校で63%になっております。また、中学校においては、73%ということで、大変児童・生徒数が減った状態でございます。

そういう中で、将来の学校運営についてお伺いをいたしたいと思っております。

まず（1）合併後14年が経過をいたしたところでありますが、町内の各小学校の状況を捉え、今後の方針、計画をお伺いをいたします。

（2）同じく、合併後14年が経過した今日、各中学校2校の現況を捉えまして、今後の方針・計画をお伺いをいたします。

3番目には、今、昨年から議題に上がっております、日吉小学校・中学校の義務教育学校開校について再度お聞きをいたしたいと思っております。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

それでは、山崎保議員の町立学校の児童・生徒数の減少による将来の学校運営についての御質問にお答えいたします。

1点目の各小学校の今後の計画、及び2点目の各中学校の今後の計画の御質問につきましては、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

議員御案内のとおり、児童・生徒数は年々減少の一途であり、町村合併時と比較しますと、小学校児童数は約36%減少、中学校生徒数は約26%減少していますが、年間出生数が40人程度に減少していることから、今後も増加を見込むことができないのが現状であります。

そのような中、教育委員会では、平成27年度に学校適正規模・適正配置検討委員会を立ち上げ、将来の望ましい学校の姿を検討したところ、5年以内に再検討するとの結論であり、小規模校の存在効果の低下が顕著にあらわれるまでの間、いましばらく見守ると同時に、教育効果の低下をできる限り防止する行政施策・教育施策の展開を希望するとの答申を受け、平成29年度から全小中学校でコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部事業に取り組み、地域の皆さんのお力をおかりして、学校経営を進めております。

その成果として、本年度の全国学力テストの県内市町別平均正答率では、小学校では県内トップクラス、中学校では県平均と同等の成果を出しております。また、各学校は、公民館や老人クラブをはじめとした地域との連携・協働の意識がより一層高まり、地域との一体感が高まってきております。このことは、各学校において、それぞれの校区の人的・物的資源を生かし、特色ある学校づくりを進めることで、学校を核とした地域づくりにもつながっていくのではないかと考えております。これはまさに、来年度から小学校で完全実施となる新学習指導要領の趣旨でもあり、これからの学校が目指す姿でもあります。地域密着の学校、地域密着の教育、それができるのが小規模校の利点であり、小規模校だからこそできる教育でもあると考えております。

今後におきましても、児童・生徒数の減少は避けられないものの、地域と協働して、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、少人数だからこそできる教育の推進に努め、各学校が互いにより刺激を与え合い、創意工夫を生かしたオンリーワンの特色ある学校づくりを進めていくことができるよう支援していきたいと考えているところであります。

次の3点目の日吉小・中学校の義務教育学校開校についての御質問については、町長のほうから答弁いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

3点目の日吉小・中学校の義務教育学校開校についての御質問に答弁をいたします。昨年11月の臨時議会におきまして、御承認に至らなかった案件でありまして、私自身の検討不足・勉強不足を反省いたしております。

あの議会否決以降において、賛成していただけなかった議員各位には、それぞれ異なる御意見があり、義務教育学校の設立だけの案件、提案のみならず、同時に話し合い、協議すべきことがほかにあったと考えています。

それは先ほど御質問にもありましたが、鬼北町の子どもたち年間40人ほどの出生状況の中で、鬼北町全体の学校教育をどう推進し、きめ細やかな教育サービスをどう

提供していくのか、義務教育学校も含めた中で、将来の構想をしっかりとお示しすることが必要であったと考えております。

現在は、議案提案の前に、そのところの計画を検討している段階であります。

その中の計画の1つとして、義務教育学校の設立が、この令和の時代の初期において、日吉地域エリアにとっては、どうしても必要であるという道筋を御説明するべきであったと考えております。

まず、小学校のある6地域の現状については、私は少人数ではあるけれども、公民館単位に形成される現状は、地域とともにある学校づくり、先ほど教育長の話もありましたように、地域の教育力向上にも最大の効果をもたらしており、当分の間、このままの状態が必要であると考えております。

小学校において、教育現場の中に、鬼北町の歴史・文化・風土・鬼北愛など、子どもたちに必要なコンテンツを地域の住民の方々に分け与えていただき、見守っていただけるような体制、いわゆるコミュニティスクール的な状況を、今以上に構築したいと考えております。日吉の義務教育学校と同じように、各小学校・地域における特色ある学校づくりへの支援を、人的にも、予算的にも、拡大継続していく必要性を感じております。

次に、大規模な修繕が続いている広見中学校の建てかえ計画を本格化したいと考えております。現在の施設規模は、建設当時の45年前と比較しますと、生徒数も半分以上でありますので、施設規模をコンパクトにして、鬼北町産の木が香り、観て誇ることができる施設改築を目指します。また、建てかえと同時に、英語授業の必須化や道徳の教科化に代表されるように、近年の教育環境の変化に即座に呼応できる柔軟性をもった教室づくり、また教育指導体制の構築も目指す必要があると思っております。

さらに、日吉地域の義務教育学校で培われるであろう郷土愛を広見中学校においても強力に推進し、ふるさと鬼北町全体を愛することができて、将来を展望してくれる生徒を育てたいと考えております。

一方で、これまで手をつけることができなかつた就学前教育、いわゆる認定こども園などの施設についても、町内を対象にしたサービスを近年中に実現したいと考えております。

令和の時代に入り、子育て支援をより強化していくべき状況に鑑み、休目の保育・病児保育・障害児保育・居残り保育の時間延長などのサービス向上を目指すため、保育施設の再構築も必要なのかなと思っております。

さらに、就学前の教育を望まれている保護者が、現在、近隣市町に通学させている

状況も考慮し、先ほど申し上げましたように、保育所と併設する認定こども園の整備を早期に実現したいと考えております。

一方で、児童・生徒の減少に伴い、小学校・中学校のあり方について、さまざまな角度の検討も含めて、これまで以上に議論をしていただきたく、適正規模・適正配置検討委員会の再開をお願いしたいと考えています。

これまで、議会審議の中で、義務教育学校だけを町内の教育事業の重要な柱として説明してまいりましたが、申し上げましたとおり、鬼北町の教育行政の将来を見据え、少子化する鬼北町の現状を踏まえた中で、町全体の縦軸の方針を御説明し、議員各位の御不信の点について、御理解賜りたいと考えております。現在、就学前教育の詳細について、議員各位に御説明する資料を集めておりますので、数か月ほどお時間をいただきたいと考えております。

議員各位におかれましては、日吉地域の方々の熱い思いについては、御理解いただいていると思いますが、私は、それだけでなく、鬼北町全体の教育行政の近未来というお示ししたい内容についても、あわせて考慮いただき、再度御判断を仰ぐつもりでございます。

したがって、令和元年度6月定例会において、中山議員からの御質問に答弁しましたように、引き続き、義務教育学校としての開校を目指し、関係条例の改正について、今年度中の議会において、提案したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で、山崎保議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山崎議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○11番（山崎 保君）

この学校問題については、合併いたしたのは17年でございますけれども、その後、この議会のほうからも、理事者側にあるいは教育委員長に、再三一般質問あるいは協議会等で学校存続の問題は提案をいたしましたところでもありますけれども、今町長からあったように、小学校については、現在の延長線上において統合ということは考えていないということで、現在に至っておりますし、中学校につきましては、広見中学校においては、大規模改修を行って、雨漏りがする中、大規模改修を行って現在を迎えておるところでございますが、何といたっても、とつてもないスピードで各小学校の児童、そして各中学校の生徒たちが減少をいたしております。ただ将来、何年向こうだという期限は切れないと思っておりますけれども、なるだけ早く、このことはもう合併時



点からわかっておったと私は思っております。

ですから、今まで延びてきたことをやはり心にとめて、なるたけ子どもたちがすこやかな中で学校教育が受けれる環境づくりをしていただきたいと思いますと思っております。

昨年度は30年度、各2校の中学校の空調設備と衛生面でのトイレの改修が行われました。また、令和元年度においては、6校の小学校の空調、あわせてトイレの改修が行われまして、子どもたちは夏でも温暖化といわれて2度、3度と温度が上がってきたという中で教室内で体調に合わせた勉強ができるというふうな環境にはなってきましたけれども、やはり今後、この小・中学校全体を見て、将来の子どもたちの育成に、そしてまた勉学に対応しなければならないというふうに私は思っておりますので、今町長からも、教育長からもありましたように、そこをひとつ今後の出生率を見ても、もうほとんどの地域で公民館で誕生されていない状況であります。

ゼロ歳児を見れば、近永で9名、保育所はさくらと近永がありますけれども、9名であります。このゼロ歳児は両保育所に通われておりますが、本当に通われておる保育所も先の議員の中からもいろんな御意見が出ました。そういう中で、やはり保育所が統合、町長からのお話の中では、統合という、統廃合という話も出ておりますが、やはり同じ公民館に小学校1校、そして保育所が1か所ある中で、保育所だけ統合するわけにはいかない。順番に上がって1歳ずつ毎年上がっていくと、やはり小学校に入学をするわけですから、そういう中で、小学校が今度少なくなる。そこらも踏まえて期待をいたしたいと思っております。

私は、小学校、中学校のことは別として、この義務教育学校のことをお話をしたいので提案をしとったんですけれども、先ほど町長からありました、鬼北町学校適正規模、適正配置検討委員会の設置要綱、これは平成27年7月29日に訓令で制定をされておられます。その後、されてから今日まで何回会議を持たれたかお伺いをいたします。教育長にお伺いいたします。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの御質問にお答えします。

27年に適正規模、適正配置検討委員会を開催した後、答申をいただいて5年間という区切りがあったんですけども、前回の議会でちょっとお話ししたように、義務教育学校ということについての御審議をいただいて、答申をいただいてから議会のほうにお諮りしましたので、開催したのは1回、その1回でございます。

以上です。

○11番（山崎 保君）

先ほどから申し上げておりますように、子どもたちの出生数というものは、激減をいたしておる中で、やはり学校問題が教育委員会に入ってきたのが27年ごろであったというふうに思っております。日吉の問題で。そのときにこの委員会を設置をされて、開催をされたのは6月2日前のこの臨時の2日前の11日であります。6月11日、そして臨時会が13日に行われた。そのことを協議をされたわけですが、やはりこういうふうな長期のビジョンを描かなければならない子どもたちの学校問題について会ができておれば、やはりもっともっと協議をして、将来の学校づくりをやるべきではなかったかなという思いを持っております。

今後は、この会の有効な利用をして、協議をして、進めていただきたいと思います。

そして私、否決になりました6月、今年6月の中山議員の答弁の中で教育長はこう言われておるんです。否決をされたのは、時期の問題、1つには時期の問題であったと、1つには町民への周知の不足であったと、こう言われておりますし、最後に締められたのは、引き続き取り組んでいきたいということでございますから、この否決の問題を、否決になった理由をやはり解決をして、今度、町長先ほど言われましたように、今年度の末までには議会に提案をするということでしたら、やはりこの問題については、解決をして、やはり提案しないと、また同じようなことになっても議会としても困りますので、その点について教育長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

議員、これも（1）（2）（3）、1つにまとめてでいいですかね。

○11番（山崎 保君）

はい。

○教育長（筒井 亀君）

先ほどの山崎議員の質問に対して、開催したのは30年8月、27年と適正規模・適正配置委員会は2回でございますが、昨年度の議会の中で、私のほうから周知不足ということも多く議員さんから言われたこと、それから時期の問題と私のほうが答弁している記録もあるんですけども、申したのはそのとおりでございますが、基本的に前回の臨時11月の議会でも申しましたように、義務教育学校の動きについては、もう少し早くからあったんですけども、その適正規模・適正配置検討会の話を受けて提案すべきだろうというふうな私の判断、教育委員会の判断で時期がおくれて、それで議員の皆様には唐突じゃないかとかいうふうな御意見もいただいたんですけども、そういう経緯があつてやったことでございます。

それと、ただいま子どもの数の減少ということで、ほかにもそういう中学生にとってベストの選択になり得るかというふうな御意見も議会の中でいただいたわけですが、私自身が今一番考えておることは、今全国でいろんな学校が特色ある学校づくりで生徒を募集したり、全国から集まっています。子どもたちがそういう学校を選んでいる時代でありますので、本当に子どもたちにとって魅力のある学校をつくっていくということは、本当に大事なことで、今、日吉小・中学校でやられている義務教育学校を目指した小中一貫の取り組みというのは、本当に子どもたちにとっては私は魅力のある制度であるし、今後、文部科学省が主張しております教科担任制、五、六年生からの教科担任制とか、英語の教科化とか、そういうふうないろんな流れも踏まえましても、小さい人数でやることのよさというのは、私は必ずしも大きく1つにすることがベストの選択ではないというふうに考えているところでございます。本当にこれから私たちの地域の子どもたちは、高校についても自分の足で通えない、それから専門学校、大学にしては、親元から離れて生活し学ばなければならない、そういうふうな状態を抱えているわけですから、基本本当に小学校も中学校もですけども、自分の足で通える学校を維持できるのであれば、それが一番ベストの選択ではないかなというふうに考えているところでございます。

本当にこれからの学校づくりをしていく上で、やはりもう地域の協力、理解がないところに学校経営はできないというふうに考えておりますので、今まで培ってきた歴史を生かして、ぜひ引き続き義務教育学校を目指して、教員の皆様の御理解をいただいて、ぜひ実現させていただきたいというのが私の思うところであります。

充分意を伝えられなかったと思いますが、以上でございます。

○11番（山崎 保君）

ちょうど私のもとに学校づくりを語り合う保護者会集会というのを送っていただいておりますので、披露せんでもいいのかもしれませんけど、ちょっと二、三おつなぎをしておつたらと思います。これは昨年12月18日で、保護者、教員を含めて50名の会議に出た意見であります。

11月に否決をして、12月の意見でありますけれども、学校統廃合を阻止するためだと思っていた。義務教育学校が認められなくて、今までと同じような教育ができるのではないか。あるいはまた保護者として期待があった。そのためにも保護者1つとなってやっていく必要がある。また別の方は、どうしても義務教育学校にしないとイケないという強い大きな理由が欲しい。また、もう1名の方ですけれども、保護者の中には、義務教育学校というものがはっきりわからないまま賛成している人も多い。

こういうことでありまして、ただ、それらは一部ですけれども、周知の関係、不足の関係は、やはり我々も住民の意見を聞いて各議員採決に加わっておると思います。ですから、町民の意見によって、やはり伺ったときにその声を聞いて採決に加わっておると思いますから、我々も住民に説明をする義務もあります。ですから、そのことを踏まえて、前回あのような結果になったんだろうと思いますけれども、先ほど町長のほうが、年度内には再度提案をしたいということでございますから、その後、4月からというわけにもいかないでしょう。内部の調整もありますし、県のほうにも申請しなければならないから、やっぱりまだ余裕の時間を、準備期間をとっていただいて、開校のできる方向に進めていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

町長、ちょっと構わんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ私の考えも述べさせていただきたいな。先ほど話のありました周知と時期の話なんですけども、私は周知については、これは先ほど申し上げました縦軸の部分、広見中学校の建てかえを急ピッチで進める、それから就学前の認定子ども園の部分、子育て支援、それから適正規模・適正配置検討委員会の再開という3つの柱というものを示しをして、各議員さん方にその理解を得ていただくのが私は周知と思っております。

義務教育学校そのものについては、前の議会でも、11月も申し上げた、特には私は考えは変わってないんですけども、日吉の小・中学校の学校運営の形態の変更でありますので、各地域の各集落に出向いて行って、一つひとつ説明する必要は私はないと思っております。あくまでも日吉小・中学校の学校の子どもたちをよりよい教育に向かうための教育の手段と思っております。それぞれの各学校で、それぞれの特色ある学校づくりの中の私は日吉の1つだというふうなイメージを持っておりまして、その部分については、周知ということについて少し考えが違うかもしれませんが、私が行政として示しをしなければならない周知の期間というのは、議員さん方に先ほど申し上げました、縦軸の方針というものをよりよく理解していただくことが私は周知の全うだと思っております。

それと、時期の問題なんですけども、これはやはり今ほど議員さんが言われますとおり、余り急いでしまうと、その考えといいますか、議員各位のそれぞれのお考えの中の整理をする期間ということもあましようし、その期間、時期ということも私は考えなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山崎議員、了承ですか。

○11番（山崎 保君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで山崎保議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を午後2時50分とします。

休憩 午後 2時38分

---

再開 午後 2時50分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○2番（中山定則君）

議席番号2番の中山定則です。

先に通告しましたとおり、一般質問を行います。2問質問します。

質問1、交通安全の推進について、3点質問します。

愛媛県は、第10次愛媛県交通安全計画で、交通安全に関しては、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組み合わせを地域が主体となって行うべきである。特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現されていくものであるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な市町や警察署の役割が極めて大きいと記載されています。

3つ質問します。1点目、鬼北交通安全協会と町内の各支部は、毎月の交通安全の日の街頭指導、交通茶屋などの交通安全運動を展開しています。鬼北交通安全協会運営費補助金を増額をする考えはないか質問します。

2点目、最近広がった県道316号と国道441号との交差点、近永南町の交差点の箇所は、間もなく既設の信号機を撤去し、止まれの道路標識が設置される予定ですが、このような交通危険箇所に注意喚起表示などの対策を道路管理者及び愛媛県公安委員会に要望できないか質問します。

3点目、地区公民館で毎年年度当初に取りまとめられています、ガードレール等の交通安全施設設置要望について全てに対応できているかについて質問します。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の交通安全の推進についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北交通安全協会運営費補助金を増額する考えはないかとの御質問であります。鬼北交通安全協会につきましては、鬼北町補助金交付規則及び鬼北町交通安全事業補助金交付要綱の規定に基づき、交通ルールの順守や、交通マナーの確立を図るための交通安全事業に要する経費に対しまして、毎年320万円の補助金を交付しております。

鬼北交通安全協会は、会費と自治体からの補助金等で運営されている団体であります。人口の減少、価値観の多様化等による会員数の減少に伴い、年々会費収入が減少しているため、運営が大変厳しい状況になっているということは、総会等の際にお伺いをいたしております。

団体の運営に対する補助金の取扱につきましては、鬼北交通安全協会に限らず、経費負担のあり方等を精査する必要がありますので、現段階では、鬼北交通安全協会に対する補助金を増額するかどうかについては、お答えすることができませんが、今後、鬼北交通安全協会から、町に対して、正式に補助金増額等についての要望がありましたら、松野町とも相談させていただき、検討したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、2点目の県道316号と国道441号の交差点などの交通危険箇所、注意喚起表示などの対策を道路管理者及び県公安委員会に要望できないかとの御質問にお答えをいたします。

中山議員から御指摘のあった国道441号と県道316号の交差点は、街角ギャラリーなんでも館跡地前の交差点であります。昨年度、県道の改良工事が完了し、昨年12月末ごろから供用を開始しております。この交差点には、現在、1つライトの点灯式信号機が設置されている状況ですが、宇和島警察署交通課に確認したところ、近いうち（今年中）にこの信号機を撤去し、県道側からの交差点侵入口に一時停止の標識を設置する予定との報告を受けております。

現在のところ、交通安全協会近永支部や地元自治会などから当該交差点における注

意喚起表示などの対策等の要望は伺っておりませんが、今後につきましては、鬼北町交通安全推進協議会が主体となり、関係機関との連携を図りながら、当該交差点を含め、町内に点在している同様の交通危険箇所の状況を把握し、交通事故を未然に防ぐ対策を進めるとともに、必要があれば、積極的に警察等の関係機関に要望をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の地区公民館が取りまとめているガードレール等の交通安全施設整備要望に全て対応できているかとの御質問ですが、まず昨年度の状況について、御説明申し上げます。

鬼北町においては、交通安全施設整備事業として、2つの事業を行っております。まず、1つ目の事業は、カーブミラーを鬼北交通安全協会各支部に配布する事業ですが、昨年度における各地区からの要望は、全体で10か所ありましたが、全て要望どおり対応ができております。

2つ目の事業は、危険箇所にガードレールを設置する事業ですが、昨年度における各地区からの要望は、全体で14か所ありましたが、そのうち、5か所について設置したところであります。

要望どおり設置できない理由といたしましては、現場の状況により、設置が困難な場合、条件を満たしていない場合、予算の状況などが挙げられますが、その都度、設置の可否について判断しております。

続きまして、今年度の状況について、御説明申し上げますと、カーブミラーにつきましては、全体で6か所の要望がありましたが、全て要望どおり対応できる見込みであります。また、ガードレールにつきましては、全体で11か所の要望がありますが、現在のところ、7か所については、要望どおり設置できる見込みとなっております。

いずれにいたしましても、限られた予算の中での事業となりますので、要望箇所の状況を詳しく確認するとともに、優先順位を的確に判断して、可能な限り、町民の皆さんの御要望に沿えるように努めてまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

運営費補助金の増額の件なんですけど、今年度のことについて、令和元年度の予算のことについて言いますと、鬼北交通安全協会からの要望が360万円だったと思います。その1割カットで320万円ということになったという経過を鬼北交通安全協

会のほうで確認をしております。

そのことと、この鬼北交通安全協会の会計、町長言われましたように、会費収入の減少、これがかなり厳しい状況にあるということなのですが、この鬼北交通安全協会、松野町も含めて鬼北町の町内の各支部の支部活動費がここから支出されております。その額も毎年減少しております。支部の活動、大事だと思いますので、この増額について再度できないか再質問させていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

先ほどの中山議員の質問でありますけれど、運営費の増額の件というのも1点あったかと思っておりますけれど、運営費のほうは、当町のほうは以前から変わってない状況であるかなというふうには考えておりますけれど、ほかの団体とも一緒でありますので、その辺は少し変わってきているのかなというふうに思います。

それから、会費の収入の減少の件ですけれど、これについては、支部の活動ということで減少しとるというふうには伺っております。ただ、対応策としてどういうふうな形にするべきかということについてまで、現在のところは協議、検討はいたしません。

以上であります。

○2番（中山定則君）

すみません。私の言い方が悪かったかもしれないんですが、松野町も含めた支部活動費、平成31年度が54万7,000円、30年度が57万2,000円、逆で言ったらよかったです。平成29年度が59万8,000円、平成30年度が57万2,000円、平成31年度が54万7,000円というふうに下がってきております。このこともありますので、鬼北交通安全協会運営費の補助金の増額をぜひお願いしたいということで質問をさせていただきました。

1番については、以上でいいです。終わります。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。



○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

重大事故防止のためにも今まで以上に宇和島警察署、鬼北交番との情報交換も密にする必要があると思います。先ほどの答弁では、交通安全推進協議会等の場でとか、何かあったらとか、答弁があったわけなんですが、定期的な情報交換、重大事故を未然防止するためにも、今以上に必要だと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の質問では、街角ギャラリーの4差路のところの分を例として挙げられましたけども、多分中山議員さんは、町内の危険箇所の部分全体のことを多分言ってらっしゃるだろうと拝察をいたします。この4差路に限らず、私は警察、交番の方、署長さんとも話したときには、あそこの部分はどうなっているんでしょうかというようなことも、就任して以来2、3回は聞いたこともありますし、気にかけてときには申し上げるようにはしとるんですけども、やっぱり大きな信号とか、横断歩道等については、最終的には県の公安委員会の許可といいますか、決定が必要だというふうに伺っておりまして、なかなか難しい点があるというふうに聞いております。

ただ、言われるとおり、注意喚起ということで連携を密にせないけんということは、議員さんの言われるとおりでありますので、今後も交番、宇和島警察署等とも十分協議をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○2番（中山定則君）

南町の交差点、今ほどの件なんですけど、あそこは止まれ表示ができるんですけど、止まれ表示だけでは危ないと思いますので、ぜひとも注意喚起表示等を公安委員会と道路管理者である愛媛県とか、公安委員会に要望いただいたらと思います。

答弁は要りません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、1の（2）については、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい

○議長（渡邊眞次君）

続きまして、中山議員、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

カーブミラーについては、各公民館ですか、配布全部できているということなんですが、ガードレールと町が設置する分のことなんですが、今年度160万予算で計上されていると思うんですが、今年度要望11か所で、7か所は可能であろうということなんですが、条件を満たしてないところは別として、条件を満たしている分については、できれば補正予算等での対応を考えていないか、再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

やっぱり現場というものが1年1年変わっている状況、交通量等もありますので、予算の枠というものが一番縛られる状況にならないように現場をよく確認して、必要であれば即時対応するのも適当な判断であろうと思っておりますので、議員さんが言われるとおりでと思っております。予算の範囲とまた重要性、緊急度を勘案しながら予算計上してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2、鬼北町公共施設等総合管理計画について、2点質問します。

本計画は、公共施設の老朽化が急速に進展する中、国の策定要請（平成26年4月）に基づき、平成28年度策定されたものです。

2つ質問します。

1点目、本計画書に「公共施設等の在り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報について、ホームページ等をはじめとする各種広報媒体などを利用し、これまで以上の情報開示に努めることとします。また、公共施設マネジメントを実現するために、町民などの利用者の意見を反映していく必要があります。利用者アンケートなどを実施し、利用者の意見を反映した個別施設計画を策定し、より具体的な方針を検討します。」と本計画にあります。そこで、

現在までの情報開示、ホームページには概要書、計画書は出ております。それ以外にやられた情報開示、それと個別施設計画の策定の状況について質問をします。この個別施設計画については、今年度予算と来年度、債務負担行為を起こされております。ということで2年間でやられる予定なのか、進みぐあいについて質問をします。

2点目、平成29年度に公共施設等整備管理基金を3億円で増設されましたが、計画的な積み立て等について質問をいたします。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の鬼北町公共施設等総合管理計画について、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町公共施設等総合管理計画の広報媒体を活用した情報開示及び個別施設計画の策定に係る進捗状況についての御質問であります。町では、公共施設の老朽化問題、人口減少や少子高齢化による年齢構成の変化に伴い、施設の利用状況の変化等に対応するため、平成28年度に鬼北町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

この公共施設等総合管理計画の内容につきましては、計画策定後、鬼北町ホームページに、本計画の全文及び概要版を掲載しているほか、鬼北町の財産である固定資産台帳を掲載し、土地・建物のほか、建物維持に要した修繕費、工作物や工作物の工事履歴、物品、無形資産、立木等を掲載し、公開しております。

また、町の資産や負債の一覧を示した一般会計等財務諸表、特別会計も含めた全体会計財務諸表、さらに一部事務組合や広域連合等も含めた連結財務諸表等の各財務諸表と、その分析資料並びに評価の基準や方法を記載した注記も掲載し、より町民の皆様にはわかりやすい情報の開示に努めているところであります。

次に、個別施設計画の策定の進捗状況についてであります。令和2年度までに、施設ごとの具体的な対応方針を示した個別施設計画の策定を行うよう国から求められており、鬼北町におきましては、平成28年度に策定した鬼北町公共施設等総合管理計画を基本方針とし、今年度から個別施設計画策定のため、その支援業務について、業務委託契約を締結し、2か年で継続して取り組む予定としております。

この個別施設計画につきましては、総務省から個別施設ごとの長寿命化計画を令和2年度末までに作成するよう要請されているものであり、そのためには全施設の利用

者情報、コスト情報、老朽化情報などを把握し、施設の評価と最適配置を検討していく必要があります。

また、長寿命化する施設には、計画に基づく経費算定を行い、全施設の経費算定の平準化を図る必要もあります。こういった施設における評価、更新費用推計等により、個別施設の将来見通しと運用方針を定めるために、個別施設計画が必要となるわけですが、今後取り組む（計画策定支援業務等）の内容としては、次のようなプランニングとしております。

令和元年度においては、施設現状、維持管理方針ヒアリング、公共施設全施設評価、改築更新費用推計、長寿命化更新費用推計、将来見通し方針検討、職員研修会の実施などを予定しており、令和2年度の予定としては、再配置・複合化方針の検討、長寿命化等の実施計画及び運用方針、計画本編の作成であります。

いずれにしましても、現在は、個別施設の具体的な方針の決定に向けて、そのさまざまな判断材料となる基礎的な数値を調査しているところでありまして、今後そのデータをもとに、個別施設ごとの方針を定めていくことになるものと考えております。

次に、2点目の平成29年度に公共施設整備管理基金を3億円で創設されたが、計画的な積み立て等について問うとの御質問にお答えいたします。

当町は、自主財源が乏しく、歳入で最も重要である普通交付税も合併算定替えの段階的な縮減により、交付税が減少しており、非常に厳しい財政状況であることから、収支に余裕がある場合に積み立てを行うこととしております。平成30年度には、1,980万円を積み立て、今回は9月補正予算において、6,430万円を計上しており、基金残高は3億8,441万9,000円となる予定であります。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

私の質問では、情報開示、ホームページではされております。策定されたのは28年3月だったんですが、この管理計画書、議員には配付されたのか。それと、ホームページ以外での情報公開。先ほど今まで以上の情報開示をするということなんですが、それについて。個別計画策定の段階で、ヒアリング、検討、職員研修と今年度言われましたが、ヒアリングはそれぞれの施設を管理している課と職員等にするのでしょいか、その辺。

それと、利用者アンケートをするように計画書ではなっているんですが、利用者ア

ンケートに向けての取り組みは公共施設、利用者アンケートが要らないような施設もあると思うんですが、そういう利用者アンケートをいつするのか、どういう形であるのかについて再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの質問でありますけど、施設の統廃合を検討する際に、アンケートを実施した場合、趣旨には賛成をするが、個々の具体的事項には異議を唱える、これが総論賛成各論反対という例が他の市町にも多く見られるということで、利用者の皆さんの意見も反映する手段に関しまして、アンケート以外の方法も含めまして、今後検討していくというふうなことで考えております。

以上であります。

○2番（中山定則君）

利用者アンケートにかわる方法も考えているということであれば、それでいいんですが、私の提案としましては、有識者の意見あるいは関係者を集めて説明をするとか、そういう個別施設計画の原案ができた段階でそういうことをしたらどうかと思いますが、町長どのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の個別計画の前に、これからの50年間の公共施設のあり方についての推進に向けての中で、やはり相当の経費が必要だということがあって、やはりそれは個々の推進に向けて有識者の意見を反映するということは明記してあるんですけども、年次によって、やっぱりこの事業が早くするべきやったけども、10年後にはこっちのほうが早くするほうがいいというふうなことも出てくるんじゃないかな。有識者の判断というものも大切でありますけども、それ以外に何か方法がないかなということを考えておるんですけども、今一番言えることは、個々の計画には、先ほど議員さんから御指摘があった、住民の意見を十分に聞くと、集めると、俗に言うパブリックコメントというふうなことになると思うんですけども、この計画においては、先ほど課長が話しましたように、それぞれの利用する人が総論としては賛成やけども、自分の施設だけは、例えば愛治の方は愛治の施設はどうしても残さないかんとかいうふうな、やはり偏った御意見が多いというふうな事例が、全国にいっぱいある。そこ

らあたりも踏まえますと、やはり近永とか、好藤とか、愛治とかいうふうな地域の方を限定するわけではありませんけども、なかなか住民の方々それぞれの意見というものを第三者的に見るのが難しい。それは町内の有識者であっても一緒なのではないかなと私は思うんです。

そういうことがあって、今ほど議員さんが言われたのは、多分町内の有識者というふうな御意見やったかもしれないんですけども、私はもう少し広い範囲で御意見をいただくほうがいいときもあるんじゃないかなと私は思っております。

それともう一つ、情報開示等について議員さんにお配りしたかどうかについては、ちょっと確認をさせていただきますので、後刻ということで、少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

後日、報告を求めます。

○2番（中山定則君）

個別施設計画策定に当たって、現在のこの計画書の整備予定について中期10か年の行財政計画事業調書をもとに、先ほど話題になりました、広見中学校校舎屋内運動場改築なら平成37年度と出てます。そういう形のもは、道路の改良はここを使います。これ一応、ホームページに出されておるので、これ全体的に予定を掲示されたのはすばらしいことだと思うんですが、内部的なというか、いろんなものもあろうかと思いますが、それを公開されたのはいいことだと思うんですが、公開されたらいろいろなことが出てくると思うんですが、こういう今言われた検討していく段階でかなりの見直しが必要となってくるんですが、それは柔軟に対応していくという考えなのか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

評価していただいて、ありがとうございます。これは議員さんが会計管理者のときに検収の判こを押していただいた案件であります。

この分で、とりあえず私がここで申し上げなければならないのは、今ほど御指摘のあった、今の計画を見直さなければならない時期がくらへんのか。それは先ほどの答弁で申し上げましたように、広見中学校の建て替えも含めてもそうなんですけども、各保育所についても、もしこれを前回の答弁で話しましたように、いろいろな課題、また、よりよいサービスを展開するために、もし統廃合するとすれば、ここに書いてある計画も全部見直しをしなければならない。そういうことがありますので、議員さ

んが言われたことは、もちろん見直しの中に値するだろうと思っております。

もう一つは、議員さんの御案内のとおり、年間に11億円の経費が必要だというふうにここには書いておるんですけども、ただ、これは今、国が一生懸命頑張っております長寿命化計画に対する国庫補助、または空き家等についてもそうなんですけども、取り壊しに対する国庫補助金も今はついてくるというふうな時代になってまいりました。そこらもあわせると、その11億円の中で、国、国庫補助金、県費もしくは起債が借りられるとするならば、90%分の財源が確保されるとするならば、それ以降の分については、ある程度の見通しがついてくるということがありますので、そういうようなところも見直しの1つというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

本計画書では、財源不足に対して基金の取り崩しや地方債の発行及び施設等の適正配置、適正管理を行い、財源不足を補っていく必要があるとあります。

基金を積み立ててないと取り崩せないわけなんですけど、当然、3億7,000万ですか、現在。この関係の公共施設とインフラ全体の投資的経費、先ほど数字出されましたが、現在5年間平均で8億6,000万ほど出していると。全体を全部を新しく建てかえたり、更新、改修したりするのであれば22億7,000万だ。だから14億1,000万不足するんだという、この計画書になっております。

町長、このそういう数字はあくまでも全部複合、廃止したり、統合したりしないとになっております。ただ基金については、やはり収支に余裕があったら積み立てるのではなくて、やはり計画的な積み立てが必要ではないか再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

前の議会でも少し答弁をさせていただきましたけども、ここは全国の自治体でも課題になっております、結構マスコミにもいろいろと御批判をいただいております財政調整基金とのかけ合いがあると思うんです。鬼北町が今20億弱なんですけども、もうここ数年来、いろんな方面から地方が一生懸命今まで平成の大合併以降リストラを

して、どんどんお金をためてきた。それにもかかわらず、地方はお金が余つるといふふうな御批判をいただいております。それについて、やはり総務省のほうも財政調整基金の取り扱いについて、極力注意せよという指導が全国にきております。

うちのほうとしては、そこで財政調整基金がどの規模が一番適正なのか、適正な財政調整基金の規模について、総務省の方にもお聞きしたんですけども、一論では標準財政規模の10%というのがありまして、うちであれば5億前後というふうに思うんですけども、それを十分にオーバーはしておりますけども、ただ、国家の分から言えば、例えば災害が遭ったときに、町民1人当たりに現金をお渡しする、その人口分だといふふうな言い方をされる方もいらっしゃる。それぞれこの分については、見解が変わるところなんですけども、ですから、今鬼北町としては、ここは副町長と話しするところは、今一生懸命町民サービスを展開する中で、20億を超えるような貯金を積むことはなかなか難しいし、必要ないだろうと。やっぱりそこはどんどんサービスを提供し、今の生きていらっしゃる方、町民の方々にサービスを提供する必要があるということと。

もう1点は、もしそこでも財源が余る場合には、将来構想として、個々の公共施設等整備管理基金というものに積み立てたいというところでもあります。これはもう昨年私頭のあったのは、やはり広見中学校の改築というものが迫っておりますので、それまでになるべく多くの基金を積み立てなければならないということで、今回も財調の積み立ては極力抑えて、こちらのほうに組んでいきたいというふうな気持ちでおります。御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

地域における地方創生と国土強靱化の連携ということで、ある県では、計画を立てて補助金等で事業を推進、強靱化計画を進められています。そういうことの研究もしたらどうかという提案をして終わります。

○議長（渡邊眞次君）

答弁要りますか。

○2番（中山定則君）

答弁、いいです。

○議長（渡邊眞次君）

これで中山定則議員の質問を終わります。



次に、1番、高橋聖子議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○1番（高橋聖子君）

議席番号1番、高橋聖子です。

先に通告したとおりに質問させていただきます。

質問1、水道施設の耐震化について、町長にお聞きいたします。

愛媛県における上水道施設の耐震化率は、平成29年度末時点で、浄水場53.9%、配水池59.7%、基幹管路29.2%となっています。

(1) 鬼北町の現状についてお伺いします。

(2) 今後の耐震化に対する取り組みについて。

以上、2点について町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、高橋聖子議員の第1番目の水道施設の耐震化についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町の現状はどうなっているのか問うとの御質問であります。当町の上水道施設の耐震化率は、平成30年度末時点で、浄水場0%、配水池30.2%、基幹管路22.2%となっております。

次に、2点目の今後の取り組みについて問うとの御質問についてであります。平成27年度に主要水道施設の耐震診断調査を実施しましたところ、17対象施設中6施設について、早目の対応が求められるとの調査結果となりました。

現在、水道課の主要な事業といたしまして、電気計装設備更新事業を今年度から令和4年度までの予定で、国庫補助事業で実施するとともに、令和5年度と6年度においては、西野々地区と生田地区の基幹管路緊急改善事業を計画いたしております。限られた財源の中で、短い期間に多くの事業を実施することは、水道事業を経営する上で、かなりの負担となってまいりますので、耐震化事業につきましては、対象施設の状況を精査し、中期的な計画を立てて実施してまいりたいと考えております。

以上で、高橋聖子議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、質問1の(1)についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

(1)の質問です。浄水場、配水池、基幹管路、各何か所あるかということをお尋ねいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長のほうから答弁をさせます。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、浄水場につきましては、浄水場で11か所、また、調査の対象になりませんが、小規模水道で14か所ございます。また配水池につきましては、30か所になっております。基幹管路の合計につきましては、延長5万4,951メートルとなっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、質問1、(2)についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

今のお話で、浄水場11か所、そして小規模なのが14か所、山間地にありまして、小さいところが点在していることで、耐震化というのは難しいことになってくるとは思いますが、改めて言うまでもなく、水道は住民の生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインになっております。30年以内に起こるであろうといわれております大規模震災地震に備えまして、長期的な視野に立って、水道施設の耐震化を図り、被害発生を抑制し、断減水の影響を極力小さくする努力の積み重ねが求められていると思います。限られた財源のもとではありますが、水道施設の耐震化における効率的かつ効果的な整備を求め、進めていく必要があると思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

数字を私も見て本当にびっくりはしとるんですけども、30年の中にこれを全部することはなかなか難しいことであろうかと思うんですけども、対策として水道課とも協議をしなければならない。水道課長のほうから、その具体的な部分については、少し説明をさせていただきたいと思います。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員さんも御心配されておりますように、水道施設につきましては、ライフラインとして住民に最も身近なインフラだと感じております。その上で、先ほど町長の答弁にもありましたが、現在水道課のほうで中期に計画を上げておりますのが、電気計装設備の更新事業でございます。これが今年度から4年度までで行われますが、この事業費が、予定では3億9,300万円かかる見込みであります。これは国庫補助事業でやりますが、補助率4分の1です。

続きまして、先ほども説明にありました、令和5年、6年に実施を予定しております西野々地区と生田地区の基幹路の緊急改善事業、これにつきましては、補助率が今のところ3分の1ですが、5,700万円かかる見込みでございます。

いずれにいたしましても、大きな事業費がかかってまいります。いわゆる事業費が上がってくるのは、財源的には水道料金にはね返ってくるわけでございまして、早々大規模な事業の実施することは、なかなか限られた予算の中では難しいことではございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、いま一度、対象施設を精査いたしまして、中期的な計画を立てて、少しずつでも実施に向けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、高橋議員、質問2についての質問を行ってください。

○1番（高橋聖子君）

それでは、質問2、保育料の無償化について、町長にお聞きいたします。

10月1日から幼児教育と保育の無償が実施されます。

(1) 対象者への周知はできていますでしょうか、お伺いします。

こちらは先ほど9月に保護者にチラシを配布されるというお返事をいただきましたので、了承いたしました。

(2) 鬼北町に住民票があり、町外の無償化対象施設に通う幼児は何人でしょうか。

こちらの質問も先ほど答弁をいただきましたが、次からの質問のほうに関係いたし

ますので、再度お願いいたします。

(3) 広域保育委託料、広域保育負担金について、その内容をお伺いいたします。

(4) 広域教育負担金について、内容をお伺いいたします。

(5) 質問(3)(4)について、今回の無償化による変更点はございませんか、お聞きいたします。

○議長(渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、高橋聖子議員の第2番目の保育料の無償化についての御質問について、第2点目から答弁をさせていただきます。

鬼北町に住民票があり、町外の対象施設に通う幼児は何人か問うという御質問であります。現在、町外の保育所等に通っている幼児は7人、また町外の幼稚園に通っている幼児は10人で、合計17人です。ちなみに、町外からの受け入れについては、保育所に3人の幼児を受け入れている状況であります。

次に、3点目の広域保育委託料、広域保育負担金について内容を問うという御質問であります。まず広域保育とは、児童の居住地以外の市町村にある保育所等に児童を入所させることであり、児童福祉法第56条の6の規定により、地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、保育の利用等、並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならないとされておりますので、住民票のない市町村の保育所等に入所される場合は、関係市町村の間で十分に調整を図り、広域入所の体制整備に努めることとなっております。入所希望の保育所等に空きがある場合には、公立の場合は住民票のある市町村が入所希望先の市町村へ、私立の場合は入所希望施設へ保育を委託することとなります。広域保育の申し込みができる理由としては、里帰り出産や保護者の勤務地が入所希望保育所等の所在する市町村にある場合などがあります。

議員御質問の広域保育委託料、広域保育負担金の違いといたしましては、広域保育委託料が、町と私立の保育所等との間で委託契約を締結し、委託料として支払うものであり、広域保育負担金は公立の保育所等が所在する市町村に支払うものとなっております。支払う金額については、国が定めた公定価格をもとに算定をされております。

次に、4点目の広域教育負担金について、内容を問うとの御質問であります。広域教育負担金とは、鬼北町に住所を有する子どもが、他市町の幼稚園への通園を希望した場合に、町がその幼稚園に対して負担金を支払うものであります。支払う金額に

については、国が定めた公定価格をもとに算定されており、保護者負担金の額を引いた金額が、広域教育負担金となります。

次に、5点目の3点目、4点目について、今回の無償化によって変更点はないか問うとの御質問ですが、これまで公立の保育所等に広域保育を依頼する場合、受け入れ市町村に支払う負担金は、公定価格から保護者が徴収される保育料を差し引いた額でありましたが、無償化により保護者から保育料が徴収されませんので、10月以降は公定価格どおりの額を支払うこととなります。また、私立の保育所、幼稚園等において、現在の利用料の保護者負担金分以外は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担をしております。今回の無償化に伴い、保護者負担金分を、国、県、町で、今ほど申し上げた割合で負担することになりますが、今年度については、地方負担分の県及び町分を国が臨時交付金として全額負担することになっております。

以上で、高橋聖子議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

（1）の質問の関連事項であります。新制度におきまして、ゼロ歳から2歳児につきましては、所得制限、非課税世帯ということがかかってありますが、鬼北町は本年度から2人目半額、3人目からは無料ということになっています。この制度は、新制度と併用して利用はされるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長のほうから答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

ただいまの御質問に対しましてですが、ゼロ歳から2歳までは住民税非課税世帯が対象ということでありまして、今まで行ってきました、多子世帯の第2子半額、第3子以降は無料という制度も現状のまま引き継いでいきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

先ほど町内に住民票があって、町外の施設に通っておられる幼児の方の人数を聞き  
ました。保育所に関しては、7人ということですが、これは延べ人数で今現在の人数  
でよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

今申しました数字は、9月1日現在のそのままの人数であります。

○1番（高橋聖子君）

今お聞きしましたのは、入所条件の中に妊娠・出産前後2か月ということになって  
おります。里帰り出産であればその短い期間だけだと思うんですが、それ以上に継続  
されているお子さんに関して調査とかはされてますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

うちのほうから町外へ広域入所される方は、職場の都合が多いわけですがけれども、  
うちに関しましては、里帰り出産が多いというのが現状です。

その後の期間の調査については、今はちょっとデータを持っておりません。

○1番（高橋聖子君）

ちょっと質問の内容が通じてないようなんですが、里帰り出産なら2か月が限度と  
いうことになると思うんですが、それ以上に通われている方というのはいらっしゃい  
ますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

今はデータを持っておりませんので、後刻、後でお伝えしたんでよろしいでしょ  
うか。お時間をいただいてよろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

それでは、その調査というのは把握はできると、何か月通っているというのは把握  
できるんですか。

○町民生活課長（古谷忠志君）

できます。

○1番（高橋聖子君）

そしたら、今は7人ですけど、その月によっては、2人とか10人とかいうこともあり得るということなんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

町外に行かれる方は、職場の都合で行かれる方が多いので、1年間通して行かれる方は多いんですけども、受け入れのほうは、里帰り出産が多いということですので、その方についてをちょっと調査させていただきたいということです。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

それでは、午後4時10分まで休憩をとります。

休憩 午後 3時55分

---

再開 午後 4時10分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、先ほどの質疑に対する高橋議員の質問2、（2）に対する答弁の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

先ほどの高橋議員の御質問に対してお答えをいたします。

町外に保育委託している方は、全て職場関係の方で、里帰り出産の方はおられません。里帰り出産の場合、認定するのは住居地の市町村でありまして、2か月以上認定をすることはないということですので、申し上げておきます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

広域保育委託料、広域保育負担金に関しまして、それぞれ1人当たり、平均幾らになるか教えていただけますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

平成30年度の数値でありますけれども、私立の保育所に委託をしているのが、6人ございまして、合計委託料が777万1,380円、公立保育所が全部で3名でありまして、この金額が368万8,100円であります。

○1番（高橋聖子君）

単純計算でいきますと、9人で1,100万超えておりますので、1人100万以上かかるということなんですが、それでよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

結構です。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

（3）について、了承でよろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

次に、質問2、（4）について再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

広域教育負担金に関しても、先ほどの30年の決算額で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

今ほどの質問でありますけれども、幼稚園には私立に6人、公立に4人通っておりまして、総支出額は708万4,360円となっており、大体1人当たり70万平均となっております。



以上です。

○1番（高橋聖子君）

1人70万かかるということなのですが、先ほどこの幼稚園に通われている方というのは、鬼北町内に幼稚園がないからということで通われているということなのですが、幼稚園からそのまま宇和島なりの小学校に通われているとかいう方はいらっしゃいませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

今ほどの質問でありますけども、小学校につきましては、こちらの鬼北町内の学校に全員入学しております。

○1番（高橋聖子君）

それでは、やはり町内に幼稚園がないということで、幼稚園教育を受けさせたいとか、保育所に入れるにはお母さんなりが専業主婦をやられているという、それなりの事情があると思いますが、全額708万4,360円ですか、この金額というのは、1人70万ということによろしいですね。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

（4）については、了承でよろしいですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

では続きまして、質問2、（5）についての再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

この委託料負担金に関しまして、特に広域教育負担金、町外の幼稚園に通わせる方に対する負担金ではありますが、これ取り組み次第で減らせるものだと思っております。

町としての今後の方針を、町長、もう何度もおっしゃっていると思いますが、これで最後です。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

高橋議員が言わんとされておるところ、これまでの就学前の保育だけの部分というものは、これは私はそれなりに評価できるべきものであると。それは我々の先輩方が、それぞれの地域に、そこで働く農家のお母さん方の一番身近なところで保育所を立ち上げて、そこでサービスを展開するというものは、もちろん間違いではなかったということで効果が上がっている。ただし、これほどの急激な少子化、それから全国で展開されております子育て支援の対策について、それぞれの市町に合ったといいますか、それぞれの市町がやりたい支援というものをしておる状況の中で、やはり鬼北町は、これまでの児童福祉という部分の児童措置という部分のみならず、やはり教育の分野にも今から力を注いでいかなければならないと思っております、そのためにも、やはり今の保育所の保育士の数、そこらあたりも踏まえますと、なかなか今の現段階を維持しながらの認定こども園は難しいかもしれないというふうなところで、保育所も含めた、認定こども園も含めた、それぞれの就学前の児童措置、教育に対する再構築というものを早目に、なるべく早くお示ししなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで高橋聖子議員の質問を終わります。

町長から、先ほどの中山議員の質問2、（1）に対する答弁の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

中山議員の御質問に対して、報告をさせていただきます。

総務財政課長のほうが答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

先ほどの中山議員の質問に対応しての回答をさせていただきたいと思っております。

計画に関連するものについては、中山議員言われたとおり、ホームページのほうに入れさせていただいております。それから、ホームページ以外では、公開をしているものについては、ないということになります。

それと、議員さんには何か配付をしているかということですが、計画書等の配

付については行っておりません。

それから、職員に関係することですけれど、研修計画を立てるわけですから、一応基本的に職員を対象に研修をするということで、その後、職員を対象にした研修が終わりましたら、施設マネジメント担当者というのをつくりまして、その職員を中心に計画等を立てていくというふうなことで予定をしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

できれば各議員に配付をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

各議員さんのほうに配付をさせていただきます。しばらくお待ちください。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第41号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第41号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の一部を改正する法律等が公布され、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられるため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御

審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、お手元に消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関するものを準備をさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。

それでは、鬼北町条例第6条、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴います関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

今回の関係条例の整備につきましては、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げることに伴い、条例の一部を改正する関係条例について、一括して関係する方式をとっております。

改正内容について御説明をいたしますので、議案2ページをお開きください。

鬼北町条例第6条、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例となります。

これにつきましては、別もので新旧対照表がありますが、こちらのほうを見ながらということとさせていただきますようお願いしております。

それでは、まず第1条の鬼北地域情報通信基盤設備条例の一部を次のように改正する。

第1条は、鬼北地域情報通信基盤設備条例の一部改正でございます。

第6条第1項中「7万5,600円」を「7万7,000円」に改めるものであります。鬼北地域情報通信基盤設備条例第6条第1項におきましては、新たに設備を使用する場合の分担金の額を定めておりますが、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げることに伴い、引き込み端末の1つの利用につき、分担金を現行の7万5,600円から7万7,000円に引き上げるものであります。

以下の条例の一部改正につきましても、同様の改正方法でございますので、2ページの本文と別紙の新旧対照表2ページをあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

次に、第2条は、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、2ページから3ページになります。

第14条については、一般廃棄物の処理手数料の額を定めておりますが、し尿処理手数料を現行の18リットルにつき155円から157円に引き上げるものでございます。

別表の改正につきましては、所要の整備でございます。

次に、第3条は、鬼北町戸別浄化槽条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、4ページになります。

この条例の第12条については、戸別浄化槽の使用料の額を定めておりますが、専用住宅、併用住宅、集会所について、基本料及び定額を現行の1戸当たり「1,940円」から「1,980円」に引き上げるとともに、人数割りを現行の1人当たり「640円」から「660円」に引き上げるものであります。

次に、第4条は、鬼北町小規模水道施設管理条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、5ページから6ページになります。

第3条関係の別表の2に水道料金についての規定がございますが、使用水量10立方メートルまでの基本料金を現行の1か月につき「1,620円」から「1,650円」に引き上げるとともに、超過料金を現行の1立方メートルにつき「162円」を「165円」に引き上げるものでございます。

次の第5条は、鬼北町農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、7ページから8ページになります。

第7条関係の別表第2について、新規に加入する場合の加入負担金の額を定めておりますが、一般家庭、公共施設及び事業所についても、加入負担金を現行の「37万8,000円」から「38万5,000円」に引き上げるとともに、集会所につきましては、現行の「32万4,000円」から「33万円」に引き上げるものでございます。

また、第8条関係の別表第3については、使用料の額を定めておりますが、一般家庭については、基本額を現行の1戸当たり「1,940円」から「1,980円」に引き上げるとともに、人数割りについては、現行の1人当たり「640円」から「660円」に引き上げるものでございます。

また、集会所については、現行の1戸当たり「1,940円」から「1,980円」に引き上げるとともに、事業所等については、基本割額を「3,880円」から「3,960円」に、人数割額を「640円」から「660円」に引き上げるものでございます。

次の第6条は、鬼北町水道事業給水条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、9ページから10ページになります。

第13条関係の別表第2については、新規に加入する場合の給水施設負担金の額をメーターの口径ごとに定めていますが、口径が13ミリメートルの場合については、負担金を現行の「4万3,200円」から「4万4,000円」に引き上げるとともに、

以下、それぞれの口径につきましても、同様に改正後の別表2のとおり引き上げるものでございますので、お目通しをお願いいたします。

また、第23条関係の別表第3については、水道料金の額を浄水器の口径ごとに定めておりますが、口径が13ミリメートルから19ミリメートルの場合については、現行の1立方メートルにつき「270円」から「275円」に引き上げるものでございます。

また、それを超える使用水量の超過料金、その他の口径につきましても、同様に改正後の別表第3のとおり、引き上げるものでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、第7条は、鬼北町水道事業条例及び鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、11ページから12ページになります。

この条につきましては、旧日吉簡易水道事業の給水区域における経過措置に係る消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う一部改正でございます。

附則第6項第3号の表以外の改正については、元号の改正に伴う所要の改正でございます。

同号の表については、水道料金の額を浄水器の口径ごとに定めておりますが、口径が13ミリメートルから19ミリメートルの場合については、使用水量8立方メートルまでの基本料金を現行の1か月につき「1,836円」から「1,870円」に引き上げるとともに、超過料金を9立方メートル以上、30立方メートルまでの場合は、現行の1立方メートルにつき「248.4円」から「253円」に引き上げるものでございます。

また、それを超える使用水量の超過料金、その他の口径につきましても、同様に改正後の附則第6項第5号の表のとおり、引き上げるものでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、第8条は、鬼北町病院事業条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、13ページから18ページになります。

第8条については、病院事業の料金の算定方式を定めておりますが、療養の給付、または指定居宅サービスその他、これら類するものの全部、または一部に消費税及び地方消費税が課税される場合は、健康保険法、介護保険法等の規定により算定した額に、消費税率及び地方消費税率を加算することを定めていることから、今回税率が引き上げることに伴い、「100分の8」と定めていたものを「100分の10」に改

正しようとするものでございます。

第8条関係の別表につきましては、法令等に定めのない料金についての規定でございますが、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴いまして、診断書料や文書料などについて額の引き上げを行うものでございます。

なお、それぞれの改正内容につきましては、説明を省略をさせていただきますので、お目通しをお願いいたします。

議案3ページをお開きください。

附則についてであります。附則第1項につきましては、この条例の施行期日を定めるものでございまして、この条例は、令和元年10月1日から施行すると定めるものであります。

また、第2項から第4項までにつきましては、鬼北町小規模水道施設管理条例、鬼北町水道事業給水条例、鬼北町水道事業条例及び鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、それぞれ経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第42号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第42号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、鬼北町条例第7号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書4ページをお開きください。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであり、改正の内容は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加していることから、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、申請をした方に限り、住民票や個人番号等に旧氏を現在の氏と併記する取り扱いができることとなったため、印鑑登録証明書でも申請をされた方の印鑑登録証明書に旧氏を併記することとし、あわせて、LGBTの方への配慮から、全ての印鑑登録証明書に男女の別を記載しないこととするものです。

説明は、別紙の新旧対照表で行います。

左の現行に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものであります。

1ページをご覧ください。

第5条については、登録印鑑の制限についての規定ですが、同条第1項第1号及び同項第2号中のこれまでの規定に旧氏を加えるものです。

続いて、2ページをご覧ください。

第7条については、印鑑登録事項についての規定ですが、同条第1項第3号に、氏



名のほかに、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏を加え、改正前の同項第5号にあった男女の別を削除するものです。

3ページをご覧ください。

第12条については、登録事項の抹消についての規定ですが、同条第1項第5号に、氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を加えるものです。

なお、そのほかの改正につきましては、規定の整備でありますので、お目通しをお願いいたします。

新旧対照表による説明は以上でありまして、議案書5ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。

附則、この条例は、令和元年11月5日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第7号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、鬼北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 3 号、鬼北町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 8、議案第 4 3 号、鬼北町中小企業融資資金融資条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町中小企業振興資金融資条例第 1 2 条に規定する鬼北町中小企業融資審査委員会を廃止し、融資手続の簡素化・迅速化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

先ほど、私、条例の部分を融資資金と申しましたが、振興資金の間違いでございます。失礼いたしました。

改正する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、鬼北町条例第 8 号、鬼北町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

鬼北町では、現在鬼北町内中小企業の金融難を緩和し、企業の育成振興を図るため、町内の金融機関と連携し、運転資金、整備資金に活用できる融資制度を設けているところです。

現在は、起業するに当たっても、経営安定を図るにも、融資の申請があった場合は、企業融資審査会を設けて審査し、融資の決定をしているところであります。

今回、融資手続の簡素化、迅速化、守秘義務を守るため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表につきましては、左側が現行の規定、右側が改正案になります。

今回の改正は、第 1 2 条を削り、第 1 3 条を第 1 2 条とし、第 1 4 条中「調査し、意見を付し、審査会に提出する」を「調査する」に改め、同条を第 1 3 条に改めるものであります。

第 1 5 条第 1 項中「審査委員会の審査の結果」を「前条の調査結果」に改め、「融資の仮決定をなし」を削り、同条を第 1 4 条にするものです。

後は、第16条を第15条に、第17条を第16条に、第18条を17条とするものであります。

次に、2ページ、鬼北町特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例、新旧対照をご覧ください。

別表第1、第2条関係中、中小企業融資審査委員会の委員の欄を、今回の条例改正に合わせて削除するものです。

それでは、議案書7ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で鬼北町条例第43号、鬼北町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、鬼北町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本日は、会議の都合により時間を延長したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、時間を延長することとしました。

日程第9、議案第44号、工事請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第44号、工事請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟)の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟。

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 4,860万円。

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉。

提案する工事請負契約に関する概要については、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長(佐竹 誠君)

それでは、議案第44号、工事請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟)の締結について提案をさせていただきます。

工事のまず概要につきましてですが、1棟3戸木造平家床面積173.28平方メートル、1戸当たり57.76平方メートル、ダイニングキッチン14.44平方メートル、洋室14.44平方メートル、ユニットバス一式、水洗トイレ一式でありまして、工事期間は、議会の議決があった日の翌日から令和2年1月31日までといたしております。

これに関しましては、仮契約の締結に至るまでの経緯について御説明をいたします。

今回の工事の入札に当たりましては、鬼北町一般競争入札実施要綱に基づき、一般競争入札としたものであります。入札参加資格につきましては、実施要綱に基づく

とともに、鬼北町競争参加資格審査会における審査を経て、町長が定めたものであります。

入札参加資格要件等についてであります。建築業法第3条に基づく、建築工事業の許可を受け、宇和島市、鬼北町、松野町に本店を有し、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく、建築工事業の等級がB等級以上のもので、建築業法第27条の23第1項の規定に基づく、経営事項審査を受けている者等の要件を満たすものとしております。

なお、今回の入札の執行に当たりましては、鬼北町低入札価格調査制度実施要綱で定める失格判断基準を適用することとしたところであります。7月31日に入札公告をいたしまして、8月23日に一般競争入札を執行いたしましたところ、愛媛建設株式会社を含む3社が入札会に参加をいただきました。8月27日の開催の鬼北町競争参加資格審査会におきまして、提出書類の調査を行い、いずれも資格ありとしたところであります。

入札額が予定価格を下回り、鬼北町低入札価格調査制度実施要綱で定める調査基準価格を上回っておりました愛媛建設株式会社を落札者に決定し、8月27日付で業者と契約額4,860万円で仮契約を締結したところであります。

以上で工事の概要及び仮契約の締結までに至る経過については、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

3社ということですが、1社2社、2番目の入札額は幾らやったか。A棟、B棟となっておりますけども、B棟はまたいつ建てる予定が立っておるのか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

1点目の件につきましては、入札関係につきましては、総務財政課長が、2点目のB棟に関しましては、建設課長のほうに答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

先ほどの質問であります。税抜きで4,675万円となっております。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの福原議員の御質問ですが、B棟につきましては、来年度工事を発注する予定でございます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

今ほどありましたが、落札率がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、ここに図面を出していただいておりますが、来年建設予定といわれるB棟についてお伺いします。

この契約について、私は異を唱えるつもりはありませんが、また来年、同じような建て方で1棟3戸を建てられるということは、もう大きな業者しか、これ入札参加ができないといったようなことも考えられるのではないかと思います。やはり今朝から出ております、北宇和高校との企業説明会とか、いろんな機会で地元の企業はどうですかといったような話し合いをしておられるにもかかわらず、大きなところからしか入札ができないといったような制度の住宅が、果たして町の活性化になるのか、また職員さん、業界の育成、また職人の育成にこういった建て方ばかりしよるのが、果たして鬼北町の活性化につながるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2点につきまして、副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

まず落札率の話ですけれども、落札率については、予定価格がわかるということでもありますので、もしここで承認いただけない場合に、再入札かけるときにちょっと困るということがありますので、明らかにしないほうがいいかなというふうに思っております。

そして、2点目については、建設課長のほうから答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいま程内議員の御質問にありました、1棟3戸の建て方についてですが、地元  
の大きな業者は入れるけど、中小企業の建設業者が入れないということでございます  
が、資料の図番、Aの4全体配置図をご覧ください。

今回A棟の建設予定地につきましては、周りを道路と私有地に囲まれております。  
この限られた面積の中で、公営住宅と、または建築基準に適合し、経済性かつ効率性  
を踏まえた結果、1棟3戸の建設となりました。

また、図面には、来年度予定のB棟もございますが、B棟につきましても、周りを  
私有地、道路に囲まれておりまして、なおかつ、あいたスペースには、駐車場を6台  
入る設計をしております、これにつきましても、1棟ずつ分けて建てるのはなかな  
か困難だということで、1棟3戸の設計となっております。

公営住宅につきましては、低所得者の皆様が低賃料で入れることが大前提となっ  
ております。つきましては、住宅料につきましても、安い建築でやっておりますと、後  
の入居の際の住宅料の算定にも安くなってまいりと思っておりますので、そういうことも鑑  
みまして、こういう設計となっております。

以上です。

○副町長（井上建司君）

ただいま建設課長のほうから、この敷地の上でなかなか1棟3戸で2棟しか建てれ  
ないという事情を申し上げましたけれども、入札審査会のほうでも、そのあたりは議  
論になってまして、ただ、いつも町長が私どもに指示を受けるのは、できるだけ町内  
業者を使うと。町内の活性化のためにもできるだけ使うということで、まず話はして  
おりますけども、今回の場合は、もういたし方ないであろうということで、今回一般  
競争入札で先ほど言ったような方法で入札をさせていただいたということでありませ  
う。

今後についても、程内議員がおっしゃられましたように、できるだけ町内業者の活  
用をということを考えながら、事業のほうは進めるようにしていきたいと思いたすの  
で、御理解のほどよろしく願いいたします。

○9番（程内 覺君）

答弁いただきました。狭い敷地であれば2階建てというような考え方もできますが、  
この場合は、1棟3戸分ということですが、今後においては、やはりこういったよう  
な住宅を増やしていく考えなのか、あるいは先ほど町内業者を育成していく上でも、  
やはりそれに見合った住宅を建てていくのか、その辺のお考えはいかがでしょうか、  
お尋ねをします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御案内のとおり、公営住宅については、数年前に策定しました公営住宅のマスタープランに基づいてやっております。その中では、1棟3戸以外に、1棟2戸の部分もありますので、この1棟2戸の分になりますと、町内業者も可能になってくるだろうと思っておりますので、その部分は極力増やしたいなど。

ただ実際に、国庫補助事業、国庫金をとろうと思えば、国のほうからは、なるべく単価を安くあげよということが、必ず指示には入ってくるということも御理解いただき、そこを何とかクリアをして、接点を見出していきたいなどと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、工事請負契約（鬼北町公営住宅栄町団地新築工事A棟）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第45号、鬼北町道路線の廃止について、日程第11、議案第4



6号、鬼北町道路線の認定について、以上2件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第45号、鬼北町道路線の廃止について、日程第11、議案第46号、鬼北町道路線の認定について、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第45号、鬼北町道路線の廃止について、日程第11、議案第46号、鬼北町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町道路線の見直し、及び新規町道の編入に当たり、鬼北町道路線として廃止及び認定をしたいため、議会の議決を求めるものであります。

廃止及び認定する路線の明細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設課長(上田 司君)

それでは、議案第45号、鬼北町道路線の廃止について御説明いたします。

お手元に配付しております、議案第45号資料を御参照いただきますようお願いいたします。

9ページをお開きください。

今回、町道路線の見直しに伴い、廃止とする路線は1路線であります。路線名、不堂田線。起点は大字沢松458番地3、終点は大字沢松130番地、延長は373メートルであります。

今回廃止とする路線は、路線の延長増による終点を変更するもので、道路法の規定により、まず既認定路線を廃止しまして、再認定を行うこととなっておりますので、道路法第10条に基づき、路線の廃止を提案するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

議案第46号、鬼北町道路線の認定について御説明いたします。

お手元の資料、議案第46号資料を御参照いただきますようお願いいたします。

今回認定いたしたい路線は、8路線でありまして、新たに町道とするものが7路線、路線の延長増により終点の地番変更となるものが1路線であります。

まず、新たに認定するものが、番号1番の大字奈良の路線名、奈良中野川線。2番の大字永野市の路線名、神田支線。3番、大字永野市の路線名、神田舟木線。4番の大字永野市の路線名、重ヶ森工場前線。5番の大字清延の路線名、弓滝支線。7番の大字父野川中の路線名、神久保支線。8番の大字父野川上の路線名、白江線でありませぬ。

次に、終点の地番変更によるものが、大字沢松の路線名、不堂田線であります。

以上、地区から申請のありました路線でありますが、今回新規町道の編入に当たり、鬼北町道の路線の認定基準により調査しました結果、要件を満たしておりますので、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線認定の提案をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12、認定第1号、平成30年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第23、認定第12号、平成30年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてまで、以上12件を一括議題としたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第12、認定第1号、平成30年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第23、認定第12号、平成30年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてまで、以上12件を一括議題とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、認定第1号、決算認定について、日程第12、認定第1号から日程第23、認定第12号までの平成30年度鬼北町一般会計及び特別会計9件、並びに企業会計2件の決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、御報告いたします。

配付いたしております、平成30年度鬼北町主要な施策の成果の概要を御参照いただきますようお願いいたします。

1ページをご覧ください。

平成30年度は、私にとって就任2年目の年となりました。就任後1年間の反省に立ちながら、喫緊の課題である少子高齢化の進行や都市部への若者の流出に伴う人口減少対策、南海トラフ大地震などの災害に対する減災・防災への取り組みなど、多様化・複雑化する行政ニーズへの対応に努めてまいりました。

特に、昨年7月に発生した西日本豪雨災害については、今なお完全復旧には至っておりませんが、被害に遭われた町民の皆さんの気持ちに寄り添いながら、スピード感をもって復旧に取り組んでいるところであります。

8行下へ行きます。町長に就任以来、「主権は町民にある」という基本理念に基づき、対話と協調に意を注ぎ、行財政の健全化と町の活性化に努めることが最優先であるとの考えに立ち、鬼北町のまちづくりの推進に全力を注いでまいりました。

2ページ、6行目をご覧ください。

まず、基本目標第1の「特色ある産業を創り育てる」の、誰もが元気に働けるふるさとづくりにつきまして、5行下ですけれども、農業の振興についてであります。担い手の育成確保に努めるとともに、経営規模拡大を志向する農家への農地の集積を図り、経営の安定化、効率化を促進しました。

生産基盤の整備については、農業用水路等の改修工事をはじめ、災害により復旧工事が必要な農業用施設等の営農環境の整備に取り組んでまいりました。現在もまだ入札は続いておりますが、鬼北町は他市町と比較すると、災害関連の落札が順調に遂行

されており、厳しいながらも復興のスピードを確保できており、関係業者の御努力に心から感謝を申し上げます。

また、イノシシ、サル、シカ等の有害鳥獣による農作物への被害が深刻化していることから、大型捕獲檻や鳥獣侵入防止柵設置を推進いたしました。

4行下ります。次に、林業の振興についてであります。森林整備計画に基づき、適正な除間伐等を実施し、森林の有する多面的機能の確保を図るとともに、森林整備担い手対策事業を活用して、労働条件、労働環境の改善を図り、南予森林組合や株式会社日吉農林公社など、組織強化に努めました。

次に、商工部門においては、商工会及び関係団体との連携や協調を密にし、1行下ですが、現下の厳しい雇用調整にあつて、求職者に対して就業の機会の創出を図り、雇用対策に努めました。平成31年度4月からの新施策の展開を模索・検討した時間となりました。

3行下、観光部門においては、県内を訪れる県外国外からの旅行客が増加傾向にあり、そのような旅行客をリピーターとして当町に誘致するため、3行下、最後のところですが、「森、川」をテーマに、豊かな地域資源を活用したさまざまな体験型のイベントを実施いたしました。

次に、雇用の創出であります。企業誘致や新しい産業の創出で雇用の受け皿を増やすべく、空き家等の情報を発信するとともに、資金力のない起業家が参入しやすくなるよう、資金融資制度の拡充など、環境づくりに努めました。

また、地元北宇和高校において、町内事業者の企業説明会を開催するなど、若者や女性を雇用したい町内事業者と働きたい人とのマッチングを図るとともに、誰もが仕事と家庭の両立を図りながら、能力を發揮できる職場環境の整備を支援いたしました。

参加していただいた企業様に、心から感謝を申し上げます。

続きまして、基本目標第2の「美しい自然を守り活かす」の、誰もが訪れたい帰りたいと感じるふるさとづくりにつきまして、4ページをご覧ください。2行目、まず資源循環型社会の推進では、ごみの減量化や資源化に努めました。

また、環境保全の推進では、広見川等をきれいにする連絡協議会などで啓発に努め、町の宝である広見川等をきれいにする、広見川流域の美しい水と緑に囲まれた里山の風景や多様な生態系を守りながら、下5行へ行きます。真ん中ほど。潤いある豊かな居住環境の創造に資することを目的として、鬼北町景観まちづくり条例を制定いたしました。

続きまして、基本目標第3、「福祉の充実で安心生活を確保する」の誰もが安心し

て暮らせるふるさとづくりにつきましては、4行下で、地域保健医療体制の充実においては、町立北宇和病院を中核に、各地域の診療所など地域医療の維持と質の向上を図りました。

3行下、また心の健康づくりの総合的な対策の推進を図るため、自殺対策計画を策定するとともに、町民の生活習慣病重症化予防を図るため、特定検診の受診率向上を目指して取り組んできました。その結果、受診率が対前年度比3.5%上昇し、昨年度に引き続き県内第1位となりました。

また、不妊治療助成については、平成30年度は助成対象回数の改正を行い、対前年比3件増の9件の助成を行いました。受診率県内第1位につきましては、町内の保健推進委員さん。そして区長、組長さんなど受診の啓発をしていただいた結果であり、保険料の減額にもつながっております。心より感謝を申し上げます。

5ページ、次に、高齢者福祉の充実においては、4行下、介護予防事業として、地区ごとの介護予防運動教室の実施や認知症施策として認知症初期集中支援チームを設置し、早期に対応していく活動を実施するとともに、認知症に対する知識や支援方法の普及啓発のため、認知症サポーター養成講座を実施いたしました。

次に、子育て支援策の充実においては、多様化する保育ニーズに対応できるよう、町内保育所、放課後児童クラブや子育て支援センター「ゆめぼけ」が中心となって、子育て支援を推進いたしました。

3行下です。あわせて、家計に対する財政支援として、多子世帯の保育料の軽減措置や子どもの医療費助成として、県内で唯一、高校生までの医療費無料化にも継続して取り組みました。昨年夏に発表された県内合計特殊出生率では1.62と、南予で最も高い数値となっております。これまでのさまざまな角度からの施策の成果が少しずつあらわれてきていると考えていますが、この数値を高いレベルで維持するためには、今後も新たな施策を盛り込んでいくこと重要であると感じております。

障がい者福祉の充実については、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが健康で自分らしい暮らしを実現できるよう、現在整備されている施設等との連携を強化しております。

6ページをご覧ください。2行目、続きまして、基本目標第4、「整った生活インフラで快適生活を守る」の誰もが安全・快適に過ごせるふるさとづくりにつきましては、1行下、平成30年7月の西日本豪雨において、町内山間部を中心に甚大な被害がもたらされたところであります。

次の行、土砂災害や南海トラフ巨大地震による被害を想定し、地域防災計画に基づ

き、さまざまな災害に備えるとともに、ホームページ、防災無線、広報、リーフレット、回覧等による啓発により、町民の防災意識の啓発に努めております。

また、平成30年12月に実施しました、鬼北町総合防災訓練においては、各地域において避難行動とあわせて町民の安否確認を行い、有事の際に直ちに行動がとれるよう地域住民の啓発に努めました。

次に、交通環境の充実については、人口が減少していく中で、1行下、デマンドタクシーやタクシー乗車券助成制度の導入、近永地区中心部で循環バスの試験運行など、公共交通の維持と利便性の向上に努めるべく、新たな公共交通の実施に向けて取り組みました。

次に、空き家対策におきましては、空き家や老朽化した公共施設の実態を把握して、効果的な更新・再編を進めるべく、空き家バンクを活用し、県外からの移住者に対して、移住者用住宅改修事業補助金を交付するなど、定住に向けて取り組みました。

また、老朽危険空き家については、老朽危険空家除却事業補助を活用し、5件の撤去を実施するとともに、所有者相続人等不明の老朽危険空き家について、近隣住民の安全確保のため、民法規制の事務管理により、防護フェンスを設置したところであります。

続きまして、7ページ、基本目標第5、「充実した教育環境で心豊かな人を育む」の未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとづくりにつきましては、1行下、小学校でのICT機器の充実や中学校での空調整備の設置及び衛生設備の改修を行い、教育環境の充実を図りました。

また、学校、家庭、地域が連携協働して、コミュニティスクール及び地域学校協働活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努めました。

次に、生涯学習、生涯スポーツの充実について、2行下、伝統文化の継承、発展、文化財の保護・活用においては、地域の歴史、伝統文化に触れ、郷土愛を深めるとともに、地域の魅力を発信し、地域の誇りを未来へ継承していくため、町内遺跡発掘調査及び整備事業の実施、文化講座、イベント等の実施など、積極的な活用を推進いたしました。

次に、人権尊重、男女共同参画においては、第三次鬼北町男女共同参画基本計画を作成し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、推進計画として位置づけ、事業を展開しております。

4行下、続きまして、基本目標第6、「人々とのつながりを深め、ともに行動する」の誰もがみずから考え取り組むふるさとづくりにつきましては、ふるさとをより

より場所にするためには、町民みずからが考え、互いに連携し、町の課題解決に取り組むことが重要であります。

行政は、町政に対する住民の理解と関心を高めるよう、わかりやすい情報提供に努めることが重要であり、町ホームページの拡充に努めました。

民間活力の導入においても、公民館や自治会、NPO法人、ボランティア団体等の活動を支援し、住民との協働を進めることで行財政運営のスリム化を図りました。

以上で平成30年度主要な施策の成果の概要の説明を終わります。

各項目の主要な施策の成果につきましては、別冊の資料を配付いたしておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、この後、引き続き会計管理者が説明をいたします。その後、日程第22、認定第11号、平成30年度鬼北町水道事業会計決算の認定を水道課長が、日程第23、認定第12号、平成30年度鬼北町病院事業会計決算の認定を保健介護課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

#### ○会計管理者（清家健二君）

失礼します。それでは、認定第1号から第10号までの平成30年度一般会計、特別会計の決算内容を御説明いたしますので、平成30年度鬼北町歳入歳出決算書の冊子を御用意ください。

決算書の附属書類に基づいて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

348、349ページをお開きください。

一般会計と特別会計の決算収支の状況で、下から3番目になります。一般会計と特別会計の30年度の歳入総額は109億312万5,752円、歳出総額は105億3,910万464円です。歳入歳出の差引の合計は3億6,402万5,288円、昨年に比べ6,775万9,016円の減となっています。

実質収支の合計は2億7,942万288円となります。積立金は、一般会計ほかで1億4,486万4,707円。財政調整基金は1億3,500万円を取り崩しますので、実質単年度収支は1億2,758万5,309円の赤字となっています。このことは地方交付税等の減額による財源不足もありますが、主に昨年7月豪雨の災害対応等に財源対策を講じたことによるものです。

次に、350、351ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出決算統括表のまず歳入の主なものについて説明いたします。

1款の町税は、収入済額が8億9,751万842円、この金額の歳入全体に占め

る割合は12.36%で、前年度比較308万円の減となっております。主に固定資産税の減によるものです。町民税については、個人町民税現年分が316万円の増となっています。固定資産税については986万円の減となっていますが、3年に1回の評価替えによるものです。

なお、351ページ、不納欠損額が164万2,873円、件数では184件あります。

また、収入未済額は1,429万7,126円となっております、前年度に比べまして85万円の減となっております。

次に、9款の地方交付税は、収入済額は34億6,308万1,000円、歳入全体に占める割合は47.69%で、前年度比較4,829万円の減となっています。

次に、13款の国庫支出金は、収入済額3億7,131万9,297円、前年度比較3,575万円の減となっています。この主な理由は、民生費国庫補助金の減によるものです。

14款の県支出金は、収入済額は4億5,684万7,426円、前年度比較5,286万円の減となっています。この主な理由は、愛媛国体会場地支援運営費の皆減などによるものです。

15款の財産収入は、収入済額が2,442万9,974円、前年度比較1,158万円の減となっています。減の主な要因は、町有林の立木売却収入の減等によるものです。

16款の寄附金は、収入済額が7,616万6,873円、前年度比較2,584万円の増となっております、これは、ふるさと納税寄附金及び一般寄附金の支援金が増ったためです。

次に、18款の繰越金は、収入済額が9,344万3,497円、前年度比較1億1,059万円の減となっています。

19款の諸収入は、収入済額1億1,978万272円、前年度比較810万円の減となっております。減の主なものは、可燃物収集袋販売収入の減によるものです。

20款の町債は、収入済額が9億8,620万9,000円、前年度比較2億9,966万円の増となっております。増の主なものは、福祉センター施設整備債7,180万円、小学校施設整備債5,140万円、中学校施設整備債1億160万円などです。

以上の結果、合計といたしまして、収入済額が72億6,177万6,661円、前年度と比べまして、4,196万円、率にして0.58%の増となりました。



なお、収入未済額の合計は12億401万2,558円となっており、昨年度よりも11億6,399万円の増額となっています。これは主に事業繰越による13款、災害復旧費国庫負担金2億4,082万円、14款、災害復旧費県補助金5億4,465万円、20款、小学校施設整備事業債1億4,910万円などです。

以上、歳入についての説明を終わります。

次に、352、353ページをお開きください。

一般会計の歳出の主なものについて説明いたします。

2款の総務費は、支出済額が17億6,328万5,404円、前年度比較2億9,241万円の減となっております。減となった主な要因は、財産管理費積立金が減となったことなどによるものです。

3款の民生費は、支出済額は17億7,733万1,259円、前年度比較3,037万円の増となっております。増となった主な要因は、福祉センター費の総合福祉センター工事請負費の増、災害救助費の皆増によるものです。

4款の衛生費は、支出済額が6億8,943万3,074円、前年度比較5,000万円の増となっています。増の主な要因は、じん芥処理費のじん芥処理関連施設整備工事2,148万円などによるものです。

5款の農林水産業費は、支出済額が4億9,845万3,892円、前年度比較7,392万円の減となっています。減となった主な要因は、林道整備事業、工事費の減などによるものです。

6款の商工費は、支出済額が8,300万3,379円、前年度比較1,447万円の増となっております。増となった主な要因は、成川溪谷休養センター施設整備工事請負費1,316万円などによるものです。

次に、8款の消防費は、支出済額が8,401万1,575円、前年度比較1,193万円増となっています。増の主な要因は、災害対策費の増などによるものです。

9款の教育費は、支出済額が7億3,895万6,119円、前年度比較1億5,260万円の増となっています。増の要因といたしましては、小学校施設整備工事請負費5,896万円、中学校施設便所改修・空調設備工事請負費1億86万円などによるものです。

10款の災害復旧費は、支出済額が2億3,590万5,861円、前年度と比べまして1億6,784万円の増となっています。その主な支出は、農林水産施設災害復旧費1億6,455万円、公共土木施設災害復旧費6,770万円の増によるものです。

11款の公債費は、支出済額が7億5,935万4,283円、前年度に比べまして

9 1 5 万円の減となっております。内訳は、元金が9 1 万7, 0 0 0 円、利子が8 2 3 万円、それぞれ減となっております。

以上、合計で支出済額は7 0 億4, 8 6 5 万3, 0 7 3 円、前年度に比べまして5, 7 2 8 万円、率にして0. 8 2 %の増となりました。

3 5 3 ページの表の下段に記しておりますように、一般会計の歳入歳出差引額は2 億1, 3 1 2 万3, 5 8 8 円となっております。翌年度に繰り越すべき一般財源が8, 4 6 0 万5, 0 0 0 円必要でありますので、実質収支は1 億2, 8 5 1 万8, 5 8 8 円になります。

以上、一般会計についての説明を終わります。

次に、3 5 4、3 5 5 ページをお開きください。

町債の現在高について、普通会計で一覧表を作成したものです。平成3 0 年度中の元利償還額の計は7 億6, 4 5 0 万7, 0 0 0 円で、3 0 年度末現在高は7 9 億2, 2 5 3 万5, 0 0 0 円で、前年度と比べまして2 億5, 6 3 7 万円増額しています。これは一般単独事業債など、元金の償還よりも起債の借入額が多かったためです。

次に、3 5 6、3 5 7 ページをお開きください。

まず、公有財産の決算年度中の増減内容について説明をいたします。

公用財産の土地について、消防施設で2 5. 2 平方メートルの増となっております。建物（木造）についても2 5. 2 平方メートルの増となっており、これは西部地区消防車庫の新築のため、普通財産から公用財産への移管によるものです。

次に、公共用財産の土地・建物については、教員住宅で土地が1 1 7. 6 6 平方メートルの減、建物（木造）が6 5. 3 8 平方メートルの減となっております。畔屋教員住宅は普通財産の移管によるものです。建物（非木造）では2 4 8. 3 平方メートルの増となっておりますが、出目教員住宅A棟の錯誤訂正によるものです。

3 5 8、3 5 9 ページをご覧ください。

公共用財産の一番下の小倉ごみ収集車車庫の欄で、1, 2 1 0. 6 9 平方メートルの増となっております。これはじん芥処理関連施設新設のため、土地4 4 5. 8 9 平方メートルを購入し、普通財産の小倉下住町営住宅跡地7 6 4. 8 平方メートルを公共用財産へ移管したことによるものです。

次に、普通財産の宅地においては、先ほど説明しました、移管によるもので、土地は6 7 2. 3 4 平方メートルの減、建物（木造）で6 5. 3 8 平方メートルの増となっております。

以上、行政財産と普通財産の土地と建物の決算年度末現在高は、合計で土地が1,

047万6,564.43平方メートルで、建物が10万3,350.36平方メートルとなっています。

次の360、361ページ、イの山林については、錯誤訂正によるもので、6,542平方メートルの増となっています。ウからエの出資による件につきましては、増減変更ともありませんので、お目通してください。

また、362ページから372ページの商品と基金、373ページ、債務負担行為の調べについてもお目通してください。

次に、374、375ページをお開きください。

特別会計の説明をいたします。特別会計につきましては、主に本年度の収入済額と支出済額の合計を中心に、右端の欄、前年度比較で説明をさせていただきます。

まず、用品調達特別会計です。

歳入の収入済額合計は1,353万5円、前年度比較63万円の減となっています。歳出の支出済額合計は、同じく1,353万5円、前年度比較6,000円の減となっています。なお、一般会計へ前年度比較70万3,393円増の126万3,393円を繰り出しております。

次に、376、377ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計です。歳入の収入済額合計は206万5,856円、前年度比較1,000円の減となっております。なお、諸収入の欄の収入未済額は2,622万5,770円で、12件が未収となっております。

歳出の支出済額合計は197万6,366円、前年度比較5万9,000円の減となっております。

次のページ、378、379ページに貸付金の整理状況をつけておりますので、またお目通しいただきたいと思っております。

次に、380、381ページをお開きください。

国民健康保険特別会計です。1款の国民健康保険税収入済額は2億3,283万6,862円、前年度比較1,476万円の減となっています。不納欠損額は129万3,543円、件数118件です。なお、収入未済額は2,149万8,388円となっており、前年度に比べまして158万4,705円の減となっています。

収入済額の合計は14億7,989万2,596円、前年度に比べまして17.16%、3億655万円の減となっています。減の主な理由は、制度改正により財政運営が国から都道府県になり、予算科目が整理され、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金は県会計へ、共同事業交付金は廃款によるものです。

次に、382、383ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳出です。支出済額合計は14億4,810万504円、前年度比較14.21%、2億3,995万円の減となっています。減の主な要因も、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金と介護納付金は県会計へ、共同事業拠出金及び老人保健拠出金は廃款によるものです。

次に、386、387ページをお開きください。

国民健康保険診療所特別会計です。歳入の収入済額合計は1億8,534万3,541円、前年度比較14.24%、3,078万円の減となっています。減の主な要因は、診療収入778万円、一般会計、国保会計からの繰入金2,220万円の減によるものです。

歳出の支出済額合計は1億8,528万534円、前年度比較14.25%、3,079万円の減となっています。減の主な要因は、愛治診療所医師1名の退職等による人件費の減によるものです。

次のページ、388から393ページの診療所ごとの財産については、お目通しをいただきたいと思います。

次に、394、395ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計です。歳入の収入済額合計は8,999万889円、前年度比較17.35%、1,889万円の減となっています。主に繰入金1,398万円が減となったことによるものです。なお、使用料の収入未済額は164件で55万8,800円あります。

歳出の支出済額合計は8,994万1,217円、前年度比較17.38%、1,891万円の減となっております。この主な要因は、公債費が1,348万円の減となったことによるものです。

次に、398、399ページをお開きください。

浄化槽市町村整備推進事業特別会計です。歳入の収入済額合計は5,953万7,960円、前年度比較3.63%、208万円の増となっています。

歳出の支出済額合計は5,952万1,586円、前年度比較3.79%、217万円の増となっております。設置浄化槽総数は昨年度末に比べ、27基増えて、合計586基となっています。

次に、400、401ページをお開きください。

介護保険特別会計です。歳入の収入済額合計は15億9,986万4,040円、前年度比較0.05%、74万円の減となっています。なお、介護保険料の不納欠損額

が62件で、38万8,300円となっています。また、収入未済額は234万518円となっております。

歳出の支出済額合計は15億1,863万4,966円、前年度比較0.81%、1,241万円の減となっています。この主な要因は、保険給付費5,464万円の減となったためです。

次に、404、405ページをお開きください。

後期高齢者医療保険特別会計です。歳入の収入済額合計は1億6,606万4,559円、前年度比較2.16%、365万円の減となっています。なお、後期高齢者医療保険料の収入未済額は18万210円となっています。

歳出の支出済額合計は1億6,249万3,269円、前年度比較2.13%、354万円の減となっています。

次に、406、407ページをお開きください。

ニュータウン鬼北の里特別会計です。歳入の収入済額合計は4,505万9,645円、前年度比較30.84%、1,062万円の増となっています。増の主な要因は、繰越金が2,924万円増となったためです。

歳出の支出済額合計は1,096万8,944円、前年度比較206.34%、739万円の増となっています。増の要因は、一般会計繰出金が602万円皆増したためです。

以上で平成30年度決算の概要の説明とさせていただきます。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（上田 司君）

それでは、認定第11号、平成30年度鬼北町水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開きいただきます。

鬼北町水道事業決算報告書について説明いたします。

3ページの決算額欄のみの説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額として4億3,010万1,257円で、内訳といたしまして、第1款、第1項、営業収益は2億8,753万6,637円で、主に水道使用料金であります。第2項、営業外収益は1億4,190万7,183円で、内訳は一般会計補助金及び長期前受金を計上したものです。第3項、特別利益は65万7,437円であります。

次に、支出につきましては、決算総額で3億4,519万4,232円であります。

第1款、第1項、営業費用は2億7,300万3,772円で、内訳は配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費等でございます。営業外収益は7,147万3,495円で、企業債利息、雑支出であります。第3項、特別損失は71万6,965円、第4項、予備費については、支出はありません。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、5ページ、決算額の総額6,096万2,873円で、第4項、他会計負担金として、一般会計からの負担金6,000万円、第5項、工事負担金91万8,000円で、これは19件分の給水施設加入負担金でございます。

支出につきましては、総額で2億4,630万1,879円でございます。

第1款、第1項、建設改良費は3,042万602円で、主なものは、配水設備改良費であります。第2項、企業債償還金は、2億1,588万1,277円で、企業債23件分であります。

次に、6ページの損益計算書について説明いたします。

損益計算書につきましては、先ほど説明いたしました3ページの決算報告書の金額から消費税を抜いた金額で作成しております。右端の差し引き合計で説明いたします。

営業収益につきましては306万9,864円の損失。営業外収益は8,959万3,970円の利益であります。差し引き経常損益は8,652万4,106円の経常利益でありまして、当年度の純利益は8,651万7,652円となっております。これに前年度繰越利益剰余金、処分済利益剰余金を合わせました8億1,372万2,095円を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

剰余金計算書について説明いたします。

8ページ、資本金であります。当年度末残高は4億7,161万6,471円となっております。9ページ、資本剰余金合計につきましては、1,292万3,149円。

次に、9ページ、利益剰余金の部であります。減債積立金につきましては、前年度処分額として、減債積立金に積み立てた金額2,000万、当年度変動額として当年度に取り崩した金額2,000万円ありますので、当年度末残高計は570万円となっております。

建設改良積立金につきましては、建設改良積立金に積み立てた金額6,000万円、当年度変動額、建設改良事業に充てるため取り崩した金額3,000万円ありますので、当年度末残高は3,626万4円となっております。積立金合計は4,196万

4円であります。

未処分利益剰余金につきましては、8億1,372万2,095円となっております。

資本合計といたしまして、前年度末残高が12億5,372万7,444円、処分後残高につきましては、同額で、当年度変動額が8,649万4,275円でありますので、当年度末残高は13億4,022万1,719円となります。

次に、8ページの下、剰余金処分計算書案について説明いたします。

8億1,372万2,095円の未処分利益剰余金を計上いたしましたので、鬼北町水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定により、減債積立金に2,000万円を積み立てるとともに、建設改良積立金に1,000万円、計3,000万円を積み立て、処分後残高を7億8,372万2,095円とするものです。

次に、10ページ、鬼北町水道事業貸借対照表について説明いたします。

固定資産の有形固定資産は、土地、建物、建築物などの区分ごとに資産の年度末残高、減価償却費累計、償却未済高を示したもので、年度末の固定資産の合計額は、右端の48億7,350万2,361円となっております。流動資産につきましては、現金、預金、未収金、貯蔵品等で流動資産合計は2億803万8,663円となっております。これらを合わせました資産合計は、50億8,154万1,024円となっております。

11ページをご覧ください。

負債の部について説明いたします。

固定負債は、合計が19億7,966万6,582円であります。流動負債は、合計で2億2,323万5,211円です。繰延収益につきましては、長期前受金と長期前受金収益化累計額で、合計が15億3,841万7,512円です。負債合計は37億4,131万9,305円となっております。

次に、資本の部について説明いたします。

資本金につきましては、自己資本金が4億7,161万6,471円あります。

12ページに移りまして、剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金で剰余金合計8億6,860万5,248円、資本金と剰余金を合わせました資本合計13億4,022万1,719円ありますので、負債資本の合計は50億8,154万1,024円となっております。

次の13ページ以降につきましては、今まで説明いたしました決算附属書類として費用明細書等、事業報告書を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

続きまして、認定第12号、平成30年度鬼北町病院事業会計決算の認定について説明いたしますので、病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

鬼北町病院事業会計決算報告について説明いたします。

項別の決算額とその主な内容についての説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出のうち収入についてであります。第1款、第1項、医業収益は6億4,853万8,859円でありまして、主に入院収益と外来収益であります。

2項、医業外収益2億5,699万2,815円につきましては、他会計負担金と補助金、長期前受け金戻し入れが主なものであります。

第3項、附帯事業収益3,318万3,778円につきましては、訪問看護ステーション収益であります。

4項、特別収益33万1,796円につきましては、過年度損益修正益であります。

次に、支出についてであります。第1款、第1項、医業費用は8億9,708万1,313円でありまして、病院事業の運営に要した経費と減価償却費が主なものであります。

第2項、医業外費用405万7,884円につきましては、企業債償還金利息及び雑損失であります。

第3項、附帯事業費用3,185万233円につきましては、訪問看護ステーションの運営に要した経費であります。

第4項、特別損失572万8,361円につきましては、過年度損益修正損であります。決算額572万8,361円のうち現金の支出を伴わない経費で、予算額を超過して支出した額は552万7,361円であります。

次に、3ページ、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出のうち収入についてであります。第1款、第1項、企業債は580万円であります。これは医療事務システム更新に伴います企業債であります。

第2項、他会計負担金517万2,380円につきましては、起債償還金に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、支出についてであります。第1款、第1項、建設改良費はゼロ円でありまして。

第2項、固定資産購入費755万6,220円につきましては、医療事務システム更新に要した経費であります。



第3項、企業債償還金1,034万4,761円につきましては、企業債元金分であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額692万8,601円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、5ページの鬼北町病院事業損益計算書について説明いたします。

医業損益につきましては、2億4,828万5,740円の損失、医業外収益は2億5,266万7,977円の利益であります。経常損益は438万2,237円の経常損失であります。

また、附帯事業収益の訪問看護ステーション収益につきましては、132万2,868円の附帯事業利益になっておりまして、当年度の純利益は30万6,884円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書についてであります。前年度未処理欠損金3億6,734万2,084円に、先ほどの当年度純利益を加え、当年度未処理欠損金は3億6,703万5,200円となります。

次に、9ページをお開きください。

平成30年度鬼北町病院事業欠損金処理計算書案について説明いたします。

平成30年度におきましては、3億6,703万5,200円の未処理欠損金が生じましたので、同額を翌年度に欠損金として繰り越しするものであります。

次に、10ページの鬼北町病院事業貸借対照表について説明いたします。

まず、資金の部についてであります。固定資産合計は15億1,582万9,034円、流動資産合計は1億1,564万5,664円でありまして、資産合計は16億3,147万4,698円であります。

次に、11ページにまいりまして、負債の部についてであります。固定負債合計は1億1,765万4,665円、流動負債合計は3,048万2,729円であります。繰延収益合計につきましては、10億6,102万3,815円の繰延収益でありまして、負債合計は12億916万1,209円であります。

次に、資本の部についてであります。資本金はゼロ円、剰余金合計は4億2,231万3,489円、資本合計は4億2,231万3,489円でありまして、負債資本合計は16億3,147万4,698円であります。

次に、13ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書についてであります。業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに分けております。資金期末残高は1,972万2,

425円であります。

次のページ以降につきましては、費用明細書等を示しておりますので、お目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

日程第12、認定第1号から日程第23、認定第12号までの12件については、9月26日に改めて審査を行うこととします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第12、認定第1号から日程第23、認定第12号までの12件については、9月26日に改めて審査を行うことに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後6時30分とします。

休憩 午後 6時12分

---

再開 午後 6時30分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第47号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第24、議案第47号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、公共施設等整備管理基金積立金、小学校施設整備工事請負費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源のほか、地方交付税、繰越金

等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1億1,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億650万円とするものであります。

地方債補正におきましては、合併特例事業、過疎対策事業及び臨時財政対策債について限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

はじめに歳出予算から説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、平成31年4月1日付、人事異動及び退職に伴います人件費について所要の調整を行っておりますが、これらにつきましては、説明を省略させていただき、主なもののみ御説明をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

まず2款、1項、5目、財産管理費に、補正額として6,463万5,000円を追加計上するものであります。主なものは、25節、積立金に公共施設等整備管理基金積立金6,430万円を追加計上するものであります。

次に、13ページをお開きください。

13ページの3款、1項、3目、老人福祉費に、補正額として1,801万円を追加計上するものであります。主なものといたしましては、28節、繰出金の介護保険特別会計繰出金1,689万4,000円でありまして、人事異動に伴います人件費分及び介護保険第1号保険料減額に伴います減収補填分であります。

次に、あけていただきまして、15ページのほうになります。

4款、1項、4目、母子保健費に、補正額として215万4,000円を、同項、5目、保健衛生施設費に450万円を追加計上するものであります。これは子育て世代包括支援センターを新たに開設をするため、広見保健センター改修工事等に係る経費であります。

次に、5款、1項、3目、農業振興費に、補正額として254万9,000円を追加計上するものであります。これは鬼北町農業公社で体験農園の開園を予定しており、これに対する補助金であります。

次に、16ページをお開きください。

5款、1項、4目、畜産業費に、補正額として165万1,000円を追加計上するものであります。これは畜産基盤施設再生支援事業費補助金で、畜産農家の畜産施設改修に対する補助金であり、県が3分の1、町が6分の1を補助するものであります。

続きまして、17ページをお開きください。

6款、1項、2目、商工振興費に、補正額として212万9,000円を追加計上するものです。主なものは、13節、委託料の個人番号カード利用環境導入支援業務委託料191万8,000円であり、2020年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化対策が予定をされており、この事業に対して町が行う標準的な事務に係る経費であります。

次に、同項、3目、観光費に、補正額として315万5,000円を追加計上するものであります。主なものは、18節、備品購入費の232万円であり、現在整備中のなんでも館の備品購入に係る経費を予定をしております。

あけていただきまして、7款、2項、1目、道路維持費に、補正額として308万円を追加計上するものであります。主なものは、18節、備品購入費310万円であり、車載式の小型凍結防止剤散布機購入に係る経費であります。

次に、19ページにまいりまして、9款、2項、1目、学校管理費に、補正額として1,296万3,000円を追加計上するものであります。主なものは、15節、小学校施設整備工事請負費1,210万円であり、これは近永小学校の改修工事に係る経費であります。

あけていただきまして、20ページをお願いいたします。

10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費に、補正額として340万円を追加計上するものであります。これは7月豪雨災害復旧工事箇所の支障電柱等の物件移転費等に係る経費であります。

それでは、歳入の予算について説明をいたしますので、8ページをお開きください。

9款、2項、1目、子ども・子育て支援臨時交付金に、補正額として2,391万1,000円を計上し、これは幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分について、特例交付金により補填されるものであります。

これにより12款、2項、1目、民生費負担金の保育所保護者負担金は、補正額として1,365万8,000円を減額するものであります。

次に、9ページにまいりまして、同款、2項、3目、衛生費国庫補助金は、補正額として317万8,000円を追加計上するものであります。主なものは、5節、保

健衛生施設費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金で、子育て世代包括支援センター開設事業に対する補助金であります。

次に、同項、5目、商工費国庫補助金に、補正額として155万3,000円を追加計上するものであります。これは個人番号カード利用環境整備事業に対する補助金であります。

10ページをあけてください。

19款、1項、1目、繰越金に、補正額として1億1,336万1,000円を計上するものです。前年度からの決算剰余金になります。

次に、20款、5項、1目、雑入に、補正額として162万6,000円を計上するものであります。主なものは、34節、宇和島圏域市町イベント助成金150万円で、集客力向上に係る事業に対する助成金であります。

次に、21款、1項、1目、総務債は、補正額として1,184万2,000円を減額するものであります。普通交付税等算定結果により、臨時財政対策債を減額するものであります。

また、同項、8目、教育債に、補正額として1,190万円を追加計上するものであります。これは小学校施設整備債として、過疎債を借り入れるものであります。

次に、2表、地方債補正について御説明をいたしますので、5ページをお開きください。

第2表の地方債補正についてです。3の合併特例債につきましては、補正後の限度額を2億1,860万円とし、5の過疎対策事業について、補正後の限度額を4億890万円とし、6、臨時財政対策債について、補正額の限度額を1億3,391万8,000円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じであります。

次に、給与費について説明をいたしますので、21ページをお開きください。

21ページの1の特別職について説明をいたします。比較の欄の説明とさせていただきます。

職員数については、増減はありません。給与費のうち報酬は4,000円の増であります。共済費は16万3,000円の減であります。

次に、一般職について説明をいたしますので、22ページをあけてください。

2の一般職について説明をいたします。比較の欄の説明をさせていただきます。

主な減の理由としましては、退職及び人事異動等に伴います給料、手当の減によるものであります。職員数は1人の減になっております。給料は266万8,000円

の減、職員手当は401万8,000円の減でありまして、その内訳につきましては、下の職員手当の内訳のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。共済費につきましては、292万6,000円の減で、主な要因は、共済率の変更等によるものであります。合計で961万2,000円の減であります。

次に、23ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細について説明をいたします。

給料は266万8,000円の減、職員手当は401万8,000円の減であります。増減理由は、いずれも会計間異動に伴いますもの、及びその他の増減分でありまして、退職及び人事異動等に伴うものが主なものであります。

次に、24ページ以降につきましては、(3)給料及び職員手当の状況等につきまして、説明を省略をさせていただきますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第47号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番(程内 覺君)

8ページの歳入で、12款の民生費負担金のマイナスで1,365万8,000円、保育所保護者負担金のマイナスの明細がわかれば教えてください。

○議長(渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

ただいまの質問について、副町長のほうから説明をさせます。

○副町長(井上建司君)

ただいまの御質問にお答えしますが、これは保育料の無償化に伴うものでありまして、その内訳については、ただいまこちらのほうに持ってきておりませんので、細かいことについては、もしよろしかったら、また後刻お答えさせていただきます。

以上です。

○9番(程内 覺君)

保育所へ通園されている家庭の家族の方が、どれぐらい軽減されるのかなという、自分の持ち出しが、食料費は要るということですが、自分たちの子どもが保育所に預

けている状況、今の状況から新しい制度でどれぐらいの負担が削減できるのかなというのがどうかと思ひまして、質問をいたしました。

○議長（渡邊眞次君）

休憩します。

休憩 午後 6時49分

---

再開 午後 6時57分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

12款、2項、1目の保育所保護者負担金の明細につきまして、町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

失礼をいたしました。保護者負担金の内訳でございますけれども、保育所に通う3歳から5歳、2号認定の子どもですけれども、この方が166人おられます。それの今まで徴収していた10月から3月分の保育料がそのまま減額しているということがあります。

以上です。

1人幾ら下がったかというのを要りますか。いいですか。

○9番（程内 覺君）

これは今の1,300万については、わかりました。

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了解ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第47号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第48号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第25、議案第48号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、国民健康保険税について減額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金について追加補正し、繰越金については増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ596万円を減額し、予算の総額を14億8,700万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたします。

はじめに歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として20万円を増額するもので、これは来年度導入いたします国保市町村事務処理システムに伴う説明会に参加する職員の普通旅費を計上するものであります。

次に、3款、1項、1目、一般被保険者医療給付分は、19節、負担金補助及び交



付金2,538万9,000円を減額、同じく2目、退職被保険者等医療給付分は、19節、負担金補助及び交付金91万1,000円を減額するもので、これは愛媛県に支払う医療給付費分の納付金の額が確定したことによるものです。

次に、3款、2項、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分は、19節、負担金補助及び交付金378万5,000円を減額、同じく2目、退職被保険者等後期高齢者等分は、19節、負担金補助及び交付金32万6,000円を減額するもので、これは後期高齢者支援金等分の納付金の額が確定したことによるものです。

次に、3款、3項、1目、介護納付金分は、19節、負担金補助及び交付金74万4,000円を増額するもので、これは介護納付金分の納付金の額が確定したことによるものです。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、補正額として2,190万4,000円を増額するもので、前年度繰越金の確定により剰余金として基金に積み立てを予定しているものです。

次に、9款、1項、3目、償還金は、補正額として160万3,000円を増額するもので、平成30年度国民健康保険療養給付費等交付金の額の確定に伴い、超過交付をされていた負担金を返還するものであります。

続いて、歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税は、補正額として3,664万1,000円を減額するもので、6月定例会で御承認をいただいた国保税率の引き下げによるものであり、内訳は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ説明の欄の金額のとおりであります。

次に、1款、1項、2目、退職被保険者等国民健康保険税は、補正額として121万2,000円を減額するもので、これについても国保税率の引き下げによるものであり、内訳は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ説明の欄の金額のとおりであります。

次に、5款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として20万円を増額するもので、収支決算見込みによる調整であります。

次に、6款、1項、1目、その他繰越金は、補正額として3,169万3,000円を増額するもので、前年度決算に伴う繰越金の確定によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第48号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第49号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第26、議案第49号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費、介護給付費準備基金積立金及び償還金を追加補正するとともに、歳入につきましては、第1号被保険者介護保険料を減額し、介護保険事業費国庫補助金、低所得者保険料軽減繰入金、事務費一般会計繰入金、繰越金等を追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ8,870万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,957万9,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

議案第49号、鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、40万5,000円を増額補正し、補正後の額を1,517万8,000円とするものです。人事異動による人件費と介護保険システム改修委託料でありまして、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費、13節、委託料を補正しております。

同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、5万5,000円を増額補正し、補正後の額を733万5,000円とするものです。職員の人事異動に伴い、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費を補正しております。

3款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、174万4,000円を増額補正し、補正後の額を3,929万5,000円とするものです。職員の人事異動に伴い、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費、19節、負担金補助及び交付金を補正しております。

次に、7ページに移りまして、4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、5,136万9,000円を増額補正し、補正後の額を5,150万6,000円とするもので、25節、積立金を補正しております。これは平成30年度決算剰余金8,122万9,074円に、5ページにあります、追加交付される5款、1項、1目の介護給付費交付金過年度分527万1,000円を加え、7ページに戻っていただき、5款、1項、2目の国庫支出金等過年度分返還金3,513万2,000円を差し引いた額5,136万9,000円を増額して積み立てるものでございます。

5款、1項、2目、償還金につきましては、3,513万2,000円を追加補正し、補正後の額を3,513万3,000円とするもので、23節、償還金利子及び割引料を補正しております。これは平成30年度に受け入れた国庫支出金等の額の確定に伴い、超過分を返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、1節、現年度分特別徴収保険料1,248万9,000円、2節、現年度分普通徴収保険料280万9,000円をそれぞれ減額補正し、補正後の額を2億8,788万7,000円とするものです。本年5月に開催した臨時会で承認いただきました、保険料の減額措置分及び保険料本算定に伴い減額するものであります。

4款、2項、4目、介護保険事業費国庫補助金につきましては、61万円を増額補正し、補正後の額を61万円とするもので、介護保険システム改修費に係る国庫補助金であります。

5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、527万1,000円を追加補正し、補正後の額を4億2,107万2,000円とするものです。平成30年度に受け入れた介護給付費交付金の額の確定に伴い、追加交付分を受け入れするものです。

8款、1項、4目、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、1,530万円を増額補正し、補正後の額を1,864万1,000円とするもので、保険料減額に伴う減収分を補填するための増額補正をするものであります。

8款、1項、5目、事務費一般会計繰入金につきましては、159万4,000円を増額補正し、補正後の額を4,650万3,000円とするもので、人件費等の増に伴い、増額するものであります。

次に、9款、1項、1目、繰越金につきましては、8,122万8,000円を追加補正し、補正後の額を8,122万9,000円とするものです。前年度からの決算剰余金であります。

次に、給与費明細書について説明いたします。

8ページをお開きください。比較の欄で説明させていただきます。

2、一般職の総括の給料については58万4,000円の増額、職員手当については72万8,000円の増額、計131万2,000円の増額です。職員手当の内訳については、内訳表をお目通しください。共済費については19万1,000円を増額、合計150万3,000円の増額であります。

9ページ以降につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第49号、令和元年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第50号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第27、議案第50号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出におきまして、委託料から工事請負費に予算を組み替えるものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長(上田 司君)

それでは、議案第50号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

補正予算説明書に基づいて説明いたしますので、3ページをお開きください。

先ほど町長が収益的収入及び支出の支出とお答えいたしましたが、資本的収入及び支出の支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費につきましては、補正予算額は増減ゼロであります。14節、委託料を801万円減額し、20節、工事請負費を801万円増額といたします。委託料につきましては、5月24日に執行されました、日吉地区水道

施設電気計装設備更新事業委託業務において、823万5,000円の入札減少金が発生いたしました。この事業は、国庫補助事業でありまして、今年度設計し、来年度工事を予定しております。当初要望しておりました補助金につきましては、返還せず、工事の一部を前倒しいたしましたして、その財源として活用すべく計上しております。

続きまして、4ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、現金の流れについて計上しておりますが、今回変更はございません。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。予算第4条本文括弧書きにつきましては、平成30年度決算に伴いまして、金額の調整をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、19日から25日までの7日間休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、19日から25日までの7日間休会することに決定しました。

なお、9月26日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○事務局長(谷口浩司君)

起立願います。

礼。

(午後 7時21分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 5 番）

鬼北町議会議員（ 6 番）